

東京高裁総第 4663 号

(庶ろー03)

令和元年 12 月 18 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

東京高等裁判所長官 今 崎 幸 彦

東京高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は、別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会結果要旨

第1 民事関係

1 協議問題及び出題理由

【協議問題】

1 民事調停の更なる運営改善を図るための方策について

- (1) 評議の充実のためにどのような工夫がされているか。
- (2) 調停委員会における専門家調停委員や弁護士調停委員の役割、連携の在り方

2 調停委員の技能向上のための課題と方策について

- (1) OJTを効果的に行うための工夫として、どのようなものが考えられるか。特に、新任調停委員について、どのような工夫がされているか。
- (2) 調停委員の技術向上のための研究会（事例検討会など）や研修の実情はどうか。それらの効果的な運用のために、どのような工夫が考えられるか。

3 調停の利用を促進する広報活動等について

- (1) 民事調停制度の認知度を高め、より積極的な制度の活用を促す広報活動として、調停協会が主催する調停相談会や裁判所が行う調停説明会があるが、その実情はどうか。それらの更なる充実に向けて、どのような工夫が考えられるか。
- (2) ホームページや広報誌の活用状況はどうか。
- (3) 利用者の具体的なニーズに合った広報活動を行うための、国民の各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけの実情はどうか。

【出題理由】

1 協議問題1について

調停手続を通じて紛争を適正迅速に解決するためには、充実した評議が必

要不可欠であり、評議の重要性と工夫については、昨年のこの協議会でも議論され、認識の共有が図られたところである。

昨年の協議会では、評議の実施状況について、事前評議、中間評議及び事後評議に関する各庁の実情を伺い、それぞれのタイミングにおいて具体的にどのような内容について評議をしているか、各庁の実情をご紹介いただいた。

その上で、裁判官からは、事前の評議は、争点の確認、事情聴取するポイントや役割分担の確認のほか、調停委員会としての信頼関係構築という意味でも重要であると考えており、事後の評議に関しても、期日の記憶が鮮明なうちに次回に何を行うかを確認しておくことは大切ではないかと思うとのコメントが出された。

今年の協議会においても、昨年の協議結果を踏まえ、この1年評議を充実させるためにどのような工夫をしてきたか、具体的な方策や工夫例を伺った上で、さらに今後どのように取り組んでいくかなど、評議の充実の重要性に鑑み、引き続き議論したい。

また、調停委員会における各調停委員の役割は、一般有識者調停委員、専門家調停委員、弁護士調停委員によって異なる面があり、調停主任（裁判官）を含めた調停委員会における連携についても多様な在り方が考えられる。各委員の役割と連携の在り方について協議することで、今後の運用の改善に活かしたい。

2 協議問題2について

調停委員会が主宰する調停運営の充実を支えるのは、個々の調停委員の技能や意欲であり、各調停委員の技能向上の重要性はいうまでもない。

技能向上の方策の一つとしてOJTがあるが、効果的なOJTのための工夫例などを協議して認識を共有したい。

また、OJT以外の方策として、各庁の実情に応じて、事例検討会（ケース研究会）、ノウハウ承継のための研修などが実施されているところである

が、それぞれの取組みの実情についての情報を交換し、改善に向けてのヒントや留意点について議論したい。

3 協議問題 3について

民事調停制度の適切かつ有効な利用のためには、制度の認知度を上げる必要があり、さらに、一般的な認知度の向上に加え、各種相談窓口に来る相談者等の具体的なニーズを民事調停手続につなぐための取組みが必要である。

そこで、各庁で実施されている調停相談会等についての情報を共有し、工夫例や問題点を議論することを通じて、今後の改善に活かしたい。

次に、各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけの実情についての情報を交換し、今後の積極的な取組みにつなげたい。

2 協議結果

◎ 協議問題 1について

(問題 1 の(1)に関する各庁意見)

- 申立人が、なぜ調停制度を利用したのかを念頭に置きながら、調停委員がそれぞれの立場からのアプローチで聴取を進めていくことを意識している。 (■)
- 期日前の評議において、ポイント（このポイントは必ずしも法的なものに限らない。）を整理し、当事者の状況や進行具合を確認しながら進めている。 (■)
- 思い込みや先入観を排除し、提出されている書面だけで決めつけをしないことを意識しながら、事前に調停委員同士で意見交換を行っている。また、聴取したい事項や提出を求める書面、論点、疑問点等をまとめた論点メモを作成し、相調停委員や裁判官とも共有して漏れや見落としがないかを確認している。 (■)
- 調停委員が作成した報告書に対し、裁判官がコメント（考え方や次回に向けた留意点など）を入れてくれることがあり、次回に向けた準備をする

上で大変役立っている。 (■)

(問題1の(2)に関する各庁意見)

○ 医療関係、労働関係、交通事故関係の事件では、それぞれの専門家の調停委員が関与することになるが、役割分担としては、評議の際には、各調停委員がそれぞれの専門分野の観点から事件のポイントを述べていただき、弁護士調停委員や調停主任がバランスを取りながら進めていくことになる。また、解決案を作成する際には、本人申立事件の場合は、一般調停委員の意見を中心に、専門的な事件においては、専門家調停委員の意見を中心に弁護士調停委員や調停主任がバランスを取りながら進めていくことが多い。 (■)

(問題1に関する裁判官コメント)

○ ■簡裁においては、基本的に期日の10分ないし15分前には参考して評議を行えるようルール化して十分な評議を行えるよう努めていることはこれまでの協議会でも紹介しているところであるが、期日の重なり具合や調停委員の都合等もあって、評議に充てられる時間が限られる場合も生じ得る。

したがって、短時間で要領よく充実した評議を行うための工夫が、調停主任側、調停委員側それぞれに求められる。当庁では、各調停主任が事案の概要、争点、その他の参考事項を記載した手控えを作成し、それを踏まえて事前評議に備えることが多いが、事案によっては、そのような手控えあるいはそれを抽出したメモを調停委員にも配布して説明の効率化、認識の共有化に役立てようと試みている事例がある。また、直前に提出された書面等があり、調停委員が事前に確認する余裕がないと見込まれる事件については、書記官において記録上、提出書面の存在とその所在が分かりやすいよう示しておくほか、調停主任においてできるだけ、新たに出された主張の概要等を評議の席で説明するようにし、評議や進行に支障を生じさ

せないよう配慮することが増えてきている。

- 調停委員としては、調停主任を待つ評議待ちの間に、調停委員同士で事件の見立て、疑問点や評議で確認すべき点などを相互に協議するなどしているほか、第1回期日の事前評議の場とは限られないが、事件類型に応じ想定される証拠資料等が提出され相手方の主張もほぼ明らかになった場合には、例えば交通関係損害賠償事件では、損保関係出身の調停委員が各項目についての金額等の試算額を算出して用意したメモ等を、賃料増減額請求事件では専門家調停委員が当該地域の賃料相場とそれを踏まえた参考事項等をメモしたもの等を評議資料として用意し評議の効率化に役立てているとのことである。

調停委員会を構成するだれが何を作成すべきかを固定化する必要はないが、争点を可視化し認識の共有化を図る工夫は評議の充実に有用である。

- 調停委員の役割と連携について、各調停委員は自由に、また、積極的に評議に参加し、調停に関与することが求められるのであり、役割分担を意識し過ぎて発言を控えたりするようなことは望ましくない。

乗り降り自由の意見交換が評議の持ち味であることを意識して、弁護士調停委員以外の調停委員は、積極的に評議に関与すべきであるし、弁護士調停委員は、例えば、先に他の調停委員の発言を求めるなどして、自由に意見を交換できる雰囲気作りに意を払うようにしてほしいところである。

- 現地調停は、事案によっては、事件の実情をより深く把握することができるときに同時に、当事者からの信頼も獲得することができ、その効用は大きい。もっとも、とりあえず現場に行けば道は開ける、というような発想で紛争の実態を十分に見ることなく現場に赴くと痛い目にあうこともあるため、留意が必要である。

◎ 問題2の(1)について

(各庁意見)

○ ベテラン調停委員が新任調停委員と組んで進めるOJTにおいては、実際にやってみながら、要所でその都度、アドバイスしていくことを繰り返し行うことが重要であると考えている。

新任調停委員向けの研修は、事例研究を中心に定期的に行っており、基本の習得を重視して取り上げる事例はオーソドックスなものが多い。また、先輩調停委員の経験談、失敗談を聞くことも大切であると考えている。(■■■)

○ OJTにおいては、期日前後のコミュニケーションを重視しており、期日前には早めに控室に入って事前の打合せを行い、期日後はポイントや気になった点などを振り返りながら記録を作成するなどしている。

調停協会主催の研修会においては、経験談に加えて、専門家調停委員を講師として専門的な知見の習得、日調連が作成した模擬調停のビデオを通じた調停技法の習得を行っている。(■■■)

(裁判官コメント)

○ ■■■簡裁では、調停委員の指定にあたり、調停主任からの特段の指定がない場合には、第一次的に調停委員の特性等をよく承知した主任書記官が、調停委員候補者を選定候補者として指名している。その際、各庁においても行っておられるように、経験豊富な調停委員と新任あるいは経験の浅い調停委員を組合せるといった配慮を意識的に行っている。このような組み合わせを行うことにより、新任あるいは経験の浅い調停委員は、経験豊富な調停委員から、単に紛争処理に関してだけでなく、当事者に対する接し方、態度など、調停委員として活動をする上で基本となる全般的な留意事項等を学ぶことができる。この点は、一般調停事件のみならず、特定調停事件についても同様であり、少なくなりつつあるかつて大量の特定調停事件を処理した経験のあるベテラン調停委員と新任ないしは経験のない調停委員を組み合わせることを通じ、具体的ノウハウ等について学べるように

配慮している。

また、■簡裁では、可能な限り、調停主任が調停期日に立会することにしているので、通常行われる評議の場面のみならず、期日の中で、調停主任がどのように調停手続きを進め、当事者に対しどのような質問をし、当事者の応答にどのように対処しているかなど、調停主任による調停進行や運営についても関心を持っていただける体制にある。

- 事件を進行するうえで評議が重要であることについてはこれまで議論されてきたところではあるが、OJTという観点から見ても評議を利用して調停主任やベテラン調停委員が果たす役割は重要である。例えば、事前評議において、単にその日の進行の打合せにとどまらず、調停主任を中心に、民事調停の機能強化を意識した評議、すなわち、当該事件において、問題となる事実関係は何なのか、その事実をどのように認定していくのか、そしてその事実に法律を当てはめるとどうなるか、といった視点を意識して指摘しつつ評議を行うなど、育成を意識した評議運営が求められる。

事件ごとにこのような内容の評議を繰り返し行うことで、調停委員の事実認定についての能力や法的観点を踏まえた事件の見方が養われ、調停委員の技能の向上に役立つと思われる。また逆に、例えば、中間評議等において、「現在、当事者からこのような主張がなされ、このような書類が提出されているが、事実認定はどうすればよいか。」などといった質問を調停委員側から調停主任に対し積極的に行うことを通じて評議をOJTの場に繋げて行くことも有用であろう。

- 当事者と接する場面における技能を向上させるためには、いろいろな種類の事件を経験し、さまざまなタイプの当事者に接することが最も効果的であり、その際に、新任の調停委員としては、力量のある調停委員のやり方を間近で見ることができれば、それが最も有効である。

このことは評議のやり方を修得するに当たっても同じことがいえ、多く

の事件をベテランの調停委員のもとで経験するのが一番である。

◎ 問題2の(2)について

(各庁意見)

- 協会で研修を実施しているが、専門家調停委員の参加が少なく、専門外の部分に興味を持つてもらうことが難しい。(■)
- 年に5回、それぞれ民事・家事で一コマずつ研修を行っており、専門家調停委員が受講者となる機会はあまりないが、各専門分野における講師役として参加してもらうことが多い。(■)
- 県内の調停協会単位会毎では人数がさほど多くないため、各単位会が行う研修に相互乗り入れで参加できるようにしている。(■)
- 調停協会単位会として調停委員と司法委員有志による勉強会を1か月半に1回開催しており、裁判官に講師をお願いして法改正の解説や事例研究を中心に行っており、近隣の単位会にも声をかけているが、参加者を集めという面では本庁所在地以外の単位会で継続して行うことはなかなか難しい。(■)

(裁判官コメント)

- ■簡裁においては、最高裁の民事局長通達に基づく研究会のほかに、新任調停委員の辞令交付式後の自府研修として、裁判官による調停制度や調停運営についての講義のほか、先輩調停委員による経験を踏まえた講話と質疑応答を実施し、導入にあたっての不安を解消できるように配慮している。

そのほか、調停事件を扱っている■係ごとに裁判官が講師となった勉強会を年4回、実施している。この勉強会は、各係に所属する調停委員で組織される調停懇話会が主催し、各係の裁判官が講師となって行うものであるが、調停懇話会には、研修担当の役員・世話役があり、調停委員の関心にもとづいた勉強会のテーマ等の要望を取りまとめて

裁判官側に伝えることによって、その興味関心に即したテーマで勉強会が行われるように配慮している。この勉強会は、係ごとに行ってはいるが、その情報は、■簡裁に属する全調停委員に情報提供され、勉強会への参加は必ずしも自己が所属する係の勉強会に限定されていない。また、勉強会の後には講師の裁判官も参加した懇親会が設けられ、講義の補完、コミュニケーションの場として利用されており、この場は、ノウハウ等伝達の場としても利用されていると聞いている。

基本通達に基づく研修は、ケースを用い、ロールプレイ等を盛り込むなど、参加者の意欲を高める工夫をして、実践的な調停運営能力の向上に資するものとしているほか、自主的な勉強会では、債権法改正を盛り込んだ事例研究や、賃料増減額請求事件、交通事故損害賠償事件、高齢者の調停手続きといった、調停運営に携わるもののが関心が高く、事件処理や調停運営に有用な知識付与に役立つものをテーマとし、それらの研修が相互補完的に研修研さんの効果を高められるような工夫をしている。

- 実際のケースを利用した事例検討会や研究会は、そこでの疑似的な体験や成功例や失敗例の共有を通じて、技能向上が期待することができ、有意義なものが多いと思われる。また、現役調停委員やOB調停委員、あるいは、裁判官から、講話や講義といった形でアドバイスをもらうことも有益である。

- 問題3について ((1)ないし(3)一括)

(各庁意見)

- 裁判所と連携して、高校生に対する模擬裁判、市町村や行政機関の相談窓口担当者向けの制度説明会といった企画を行っているほか、簡裁判事が弁護士会に出向いて若手弁護士向けに調停制度に関する講演も行っている。

(■)

- 調停手続相談会を年2回行っている。費用のかからない地方紙や市町村

の広報誌に掲載してもらい周知をしているが、それだけでは一般の方の目に触れる機会としては少ないようだ。また、裁判所が地方紙に依頼して調停制度に関するコラムが掲載されたことがあった。(■)

- 年1回行っている調停手続相談会には毎年80件～100件程度の相談があり、今年度も87件の相談があった。開催にあたって地方紙に記事を掲載してもらうことに加えて地方自治体に依頼して地域の回覧板で案内のパンフレットを配布してもらえるようにしている。(■)
- 調停協会単位会ごとに調停手続相談会を実施しているが、人が集まらないため、以前はすべての単位会で実施していたものが、実施する会が減っている。このほかに各自治体の相談窓口担当者向けの説明会や調停ガイドの配布、弁護士調停委員が、弁護士会主催の市民法律講座や若手弁護士向けの説明会の中で調停制度説明を行う等の活動をしている。また■民事調停協会連合会では10年以上前からホームページを開設して広報を行っている。(■)
- 調停手続相談会を年1回、県内4か所で実施しており、併せて100人位の相談者が訪れた。相談に来た方に相談会を知ったきっかけを聞いてみると、毎回開催案内を掲載してもらっている市の広報紙を見たという方が多かった。

このほかに駅や図書館にポスター掲示やチラシ備置き依頼や、行政向けの制度説明会で模擬調停を行うなどしている。市役所、消費センター、民生委員といった相談者に近い立場にある人への広報が重要であると考えている。(■)

(裁判官コメント)

- これまで■簡裁が実施した各種の広報活動や消費者紛争関係機関との事務打合せの結果などからすると、残念ながら、■民(市民)の民事調停制度に対する認知度が低いという事実に加え、都内の消費者センター等の

窓口相談員においても民事調停制度自体あるいはその制度内容の特質等を知らない人が多いという実態が明らかとなっている。各種相談機関の相談員が、本来は民事調停にふさわしい紛争案件の相談を受けても、これをうまく民事調停に繋げることができていないとの現状が多くあると見られることから、広報活動に当たっては、これまでのような単に民事調停制度の説明に留まるのではなく、もう一步踏み込み、民事調停を利用してどういう具体的な紛争が解決可能なのか事例等を盛り込んだ説明を行うなどの工夫が必要と思われる。

そこで■簡裁では、裁判所が行う広報活動の企画に当たって、対象者を一般人向け、高校生向け、各種相談機関の相談員向け、法律家向けごとに分類して、それぞれのニーズに合わせて、模擬調停方式、ロールプレイ方式、パネル式講演会方式、講演会方式を検討し、合わせて紛争解決ができた具体的な事例紹介も取り入れて、民事調停制度が紛争解決手段の一つとして極めて有用であることを理解してもらえるように努めている。

○ 広報活動としては、引き続き調停協会が主催する調停相談会や裁判所が行う調停説明会などに銳意取り組む必要があるものと考えられるが、裁判所が行う調停説明会の一つである「出張講座」においては、今年度から裁判官、主任書記官に加え、現職の調停委員にも参加をお願いして、調停委員から経験談などを披露してもらうなどの新たな工夫を行って実施している（最高裁民事局に上申し、調停委員へ旅費を支払った。）。

なお、聞くところによると、日調連では、来年度から、消費生活センター、市区町村等の相談窓口担当者向け調停手続相談を日調連の事業として行えるようになったと伺っており、その実施に当たっては裁判所との共催をも検討しておられるようである。これが実現すれば、今説明した■簡裁での試みと同様の取組みを全国規模で行うことが可能な状況が生まれるようにも思われる。各地でどの様な取組みが行えるか連携を調停協会と模

索されてはいかがであろうか。

○ ホームページや広報誌の活用状況

■簡裁では、これまで各種の広報行事の実施について、裁判所のホームページに掲載して一般市民へ参加を呼び掛けてはいるが、ホームページの掲載だけでは必ずしも大きな成果は上がっていないように見受けられる。その原因としては、最高裁のホームページから■簡裁のホームページまでなかなか辿り着けないという事情が影響していることが考えられる。今後、ホームページの掲載方法の工夫を含め検討する必要があるようと思われる。

また、ご承知のとおり、一般新聞の地域欄や市町村の広報誌へ裁判所の広報行事が掲載されると、かなりの問合せや参加希望が寄せられている。そのため、当面は裁判所のホームページへの掲載に加え、新聞各社や市区町村への広報行事の掲載依頼等の協力要請を引き続き行うことが必要ではないかと考えている。

そのほかの工夫例として、■地裁、■簡裁では、平成30年7月から「調停広報だより」というペーパーを不定期で発行しており、裁判所で実施している広報活動の内容等について民事調停委員らに配布し、裁判所がどのような広報活動を行っているかの予告と実施後の結果報告を掲載してお知らせするとともに、口コミで広報行事への参加や周辺の関係者への働きかけを呼び掛けている。

なお、スマホでも視聴できる広報材料として、最高裁のホームページに「5分くらいでわかる！！民事調停制度」や政府インターネットテレビに「意外とお手軽！身近なトラブル迅速解決 簡易裁判所」があり、各府で作成する広報資料にこれらを閲覧するためのURLやQRコードを掲載して、若年層を含めた市民に対し調停制度の周知を働きかけることを試みてはいかがであろうか。先ほどご紹介した高校生対象の模擬調停の際のアン

ケートで、調停制度に対する肯定的評価とともに「調停という制度を家族や友達に広めたいと思った。」といった感想も述べられており、将来的に有望なターゲットになるのではないかと思われた。

○ 利用者の具体的なニーズに合った広報活動を行うための、国民の各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけ

■簡裁が、対象者を一般人向け、高校生向け、各種相談機関の相談員向け、法律家向けごとに分類し、それぞれのニーズに合わせて、実施方式を検討した上、具体的な事例紹介も取り入れて様々な広報活動に積極的に取り組んでいることは、先ほども御説明したとおりである。

関係機関との事務打合せや過去に実施した模擬調停などの各種機会を利用して調停説明会や出張講義の内容等に関する具体的ニーズを把握したり、民事調停委員から情報提供を受けたり、近隣の警察署へ働きかけを行ったりしてニーズを把握して広報活動に繋げるようになした結果が東京簡裁の広報活動の現在を築いている。また、弁護士会や司法書士会から裁判所に対して講師派遣の要請もあり可能な限りこれらにも応じている。

また、説明に当たっては一般的抽象的な説明にとどまらず、調停に持ち込まれる事件類型を具体的に解説するなどの工夫を凝らすことを通じ、消費者センター等の相談員らからは、自分たちの取り扱っている相談事例のうちどういったものが調停と近親性があり事案の解決のために利用できるのか具体的に分かったとか、企業の相談担当者や弁護士会からは、対企業間の紛争であっても調停で解決されている事案があり、調停での解決がふさわしいと考えられる事例があることを認識できたといった感想が示されており、それぞれのニーズに合った広報活動を行うことの有用性は明らかであると思われる。

○ 調停協会が主催する調停相談会、裁判所が行う調停制度説明会などは、一般的な広報という観点からは有益なものであり、これまで重要な役割を

果たしてきたものということができる。

紛争の渦中にある人々にとって、その解決を求める紛争解決手段は多様化し、それらについての情報も増えており、このような状況に照らすならば、調停相談会や説明会の取組みについても、これまでの蓄積を尊重しつつ、対象となるターゲットの絞り込みや、その目的や趣旨を個別化して他のルートとの差別化を図るようなことがあってよいように思われる。

第2 家事関係

1 協議問題及び出題趣旨

調停の運営に当たっては、適時適切な評議の前提として当事者からの事情聴取によって紛争の実情を把握することが重要である。特に面会交流事件は、当事者の心情や主張、子の意向や心情及び関係者を取り巻く状況が変動し得るから、これらを適時に把握し、把握した事情を踏まえ、隨時、進行方針や働き掛けの方向性を検討する必要がある。また、それだけでなく、調査官調査及び評議に基づく進行方針や働き掛けの方向性によって、聴取すべき事情も隨時変化する。

そこで、次の点について、協議し、各庁の実情や対応を伺いたい。

(協議問題1)

面会交流事件について、調停委員において、事情聴取によって、当事者及び子の心情や状況を把握しようとする際に、意識すべき点や留意すべき点は何か。初回期日と続行期日とで、意識すべき点や留意すべき点にどのような違いがあるか。

(協議問題2)

- (1) 面会交流事件の事情聴取に当たって、調停委員と裁判官及び調査官とは、どのような役割分担や連携をすることが望ましいか。
- (2) 調停委員として、望ましい事情聴取を実現するために、裁判官及び調査官に対し、どのような働き掛けをしているか。
- (3) 裁判官や調査官との望ましい役割分担や連携が、その後の事情聴取に生かされた実例、裁判官や調査官との連携をその後の事情聴取に生かすための方策としてどのようなものがあるか。

例えば、調査結果が出された次の期日における、調査結果の当事者へのフィードバックの在り方について、現実の調停において、どのように定められたり、その取組がされたりしているか。

(協議問題3)

当事者間でDVの有無が問題になるなど、面会交流の実施が子の利益に適うか否かが明らかではない事案において、当事者から事情を聴取する際、留意すべき点は何か。

2 協議結果

(1) 各庁意見

(協議問題1に関する各庁意見)

- 面会交流事件では、当事者からの聴取だけでは子の真意や心情を把握することが難しく、代理人が付いている場合には、当事者本人の真意を把握することも難しい。フロントラインに立つ調停委員としては、事情聴取の際には、当事者の表情等の様子も見ながら対話を通して当事者の気持ちを受け止めつつ真意を探るようにしている。 (■)
- 当事者の心情が揺れ動いていることを考慮しながら、主張や事情を把握していくことが重要であり、最初の聴取においては、フラットに当事者それぞれの意向を丁寧に聴取することを心がけている。面会交流事件においては当事者双方と子の3者の意思を確認することになるが、子の状況は同居親から確認するしかないという点を意識しなければならない。 (■)
- 面会交流事件では、子、両親、時には祖父母など登場人物が多いが、事情聴取においては、子の真意や心情を把握することに力点を置いている。初回の当事者との対し方としては、当事者との人間関係の構築を第一に考え、当事者双方に対し、謙虚な姿勢で、同じように接するようにしている。また、期日間で任意で面会交流ができたようなケースにおいては、面会に行く前と行った後の子の言動や表情がどうだったか、その様子を親として見てどのように感じたのかといった点を、こちらとしてはなるべく冷静に、双方に対して同じように確認するようにしている。 (■)
- 当事者が、自分の立場に固執するあまり、聴取の際に語り切れていない

部分が見て取れる場合には、簡単に書ける陳述書のひな型を渡して、育成歴や監護養育状況、今後の監護の見通し、監護への協力態勢等を書面で提出してもらうことがある。また、初回の聴取では、信頼関係の構築のために、いろいろな話を交えながら全体像の把握に努め、2回目の聴取から問題点の把握を進めていくよう心掛けている。（■）

- 調停委員が、初回から面会交流ありきのような姿勢で接すると、同居親の反感を買ってしまうことがある、初回は当事者の感情を受け止めながらも冷静に事実確認することを意識し、2回目以降から事実関係に沿っての聴取を進めている。（■）
- 初回については、全体像の把握と信頼関係の構築を最も意識し、個別の事実関係を突っ込んで聞くことは避け、面会交流の説明においても法律的なことはあまり言わないようにしている。2回目以降から、双方で食い違っている部分を個別に聞いていくよう工夫している。（■）

（協議問題2に関する各庁意見）

- 事件の内容や争点について期日毎に評議をして進め方を検討しているが、感情的な対立が激しいケースでは、調停委員から適切なアドバイスをしているつもりでも、なかなか理解してもらえないことも多くあり、そのような場合には裁判官からも当事者に説明していただくようお願いすることがある。また、特に監護親は自分の考えのとおり子も考えていると思い込んでいることがある、そのような場合には、子は双方の親の間で板挟みになり辛い立場であることを理解してもらい、思い込みから少しでも脱却するための助言を心掛けている。（■）
- 裁判官、調査官、調停委員の三者で、どうしたら面会交流が実現し、継続できるのか、どのような方法がとれるのか、何が阻害する要因なのかといった点を共有した上で、調停委員は、これまでの人生経験に基づいて当事者と対峙し、争点整理、調整、助言をしっかりと行うための事情聴取をし、

問題点を裁判官や調査官に要領良く伝え、調査官は、専門的知見から調停委員会の支援を行い、裁判官は、最終的な行く末を見据えて進行をコントロールし、調停委員と方向性を共有しながら調停を進行していくことになる。(■)

- 期日間に調査官の報告書が作成され、当事者がその内容を確認した後の期日では、その内容に関して当事者から反発や弁解が述べられることがあるが、調停委員としては、当事者の感情を受け止めてフォローすることが大切である。多くの当事者は、第三者からの客観的な意見として報告書の内容を概ね受け入れることが多く、報告書の内容をうまくフィードバックすることで、これまで全く聞く耳を持たなかつた当事者に変化が見られ、面会交流に向けて一步踏み出すこともある。(■)
- 当事者が自分の考えに固執し、相手が100パーセント悪いと決めつけているようなケースでは、調査官の報告書にも納得しないことがあり、そのような場合には、期日前に調査官とともに報告書を確認し、報告書に書ききれない部分を汲み取り、当事者にどのように説明するかを考えながら期日に臨んでいる。期日ではやり方を工夫しながら報告書を冷静に読んでもらえるよう努め、次回までに反論や異なる点を検討してもらうようにしている。また、どのように働きかけたらよいのか方向性が見えないケースもあり、そのような場合には裁判官と評議している。(■)
- 聴取能力アップのための取組として、自主研修を実施しており、任命から3年目までに全員が研修を受けるようになっている。研修では、面会交流のロールプレイを行っており、調査官にも立ち会っていただき、面接技法等についてアドバイスをいただいている。(■)
- 面会交流の法的側面に関しては裁判官、面会交流に係る面接技法に関しては調査官、精神疾患のある方への対応に関しては医務技官、というように、テーマに応じた講師による自主研修を実施している。また、調停協会

で「家事調停の道しるべ」という冊子を作製しており、面会交流編では、一般的な考え方から少し踏み込んだ部分まで記載されたものになっている。(■)

(協議問題3に関する各庁意見)

- 申立人から、同居親である相手方にDVがあるケースでは、相手方の被害者意識が強く、子どもの状況を把握しようにも聴取が難しい。調査官の調査結果を伝える際なども含めて、まずは子の状況を把握することが第一であることを理解してもらい、落ち着かせながら話を聴いていくよう心掛けている。また、面会交流ありきではなく、どのようにするのが子にとって一番良いのかを考え、慎重に進めていくようにしている。(■)
- 第1回期日で当事者との信頼関係を作つておかないと、当事者双方ともなかなか本当のことを話してくれない。非監護親は子の状況を心配し、監護親は「私はちゃんとやっている。」と主張する状況では、調査官にも立ち会っていただき、試行面会を通じた現状把握も視野に入れながら取り組んでいる。(■)
- 面会交流事件においては、禁止制限事由や阻害要因の有無を確認し、相手方が面会交流を不相当だとする具体的な事情を突き止めなくてはならないが、DV事案で、相手方が恐怖している状況では、いくら面会交流の意義や必要性を説いても分かってはもらえない。このような場合には、当事者と信頼関係を築く中で、面会交流に前向きになってもらうためにどのような環境整備が必要になるかを考えながら進めている。また、話が進んでいくと、些末な部分での条件闘争になってしまうこともあるので、裁判官と評議しながら、調査官の調査結果も参考に、拒否する側の心をいかに開かせるかを考えて取り組んでいる。(■)

(2) 裁判官コメント

(協議問題1について)

面会交流の事情聴取においては、先入観にとらわれず、子の利益を最優先に考えて、どのような面会交流が望ましいかに関連する事情等を聴取する必要があり、対立がある当事者の気持ちを受け取りつつ、時機を捉え、面会交流の意義、必要性、配慮すべき事項なども丁寧に説明し、子の状況や心情に對して目を向けさせ、何が子の福祉・利益に資するかを考えさせることも必要となる。

特に、初回期日では、調停委員会にとっては、最低限の情報しかないことが多いので、全般的に事情を聴取しながら、関連事情を整理していくことになり、これに対し、続行期日においては、それまでの段階で、既に得られた情報を踏まえた評議によって、何らかの仮説が立てられ、調停進行の方向性やその方向性を前提とした必要な事情聴取について、調停委員会内の認識共有がされていると思われ、その評議を踏まえて、事情聴取を進めるべきこととなる。

もっとも、面会交流調停においては、当事者の心情や主張、子の意向や心情及び関係者を取り巻く状況が変動することがある。したがって、続行期日においても、その点も留意し、仮説を常に修正し、修正した仮説に基づいた事情聴取をするなど、臨機応変に対応する必要もある。

(協議問題2について)

調停委員は、当事者との直接的なやり取りによって、情報収集の最前線として活動し、対面又は書面評議によって、聴取で収集した情報を的確に裁判官に伝達し、情報共有をしていただいていると理解しているが、更に踏み込んで、事実関係、考えられる方策（調査官活用・調査の要否、試行的面会交流の提案等）、審判に移行した場合の帰すうや調停の進行方針についても、評議の上、裁判官と認識を共有していただければと考えている。

他方、裁判官の役割としては、得られた情報を分析の上、調査官の関与の必要性の検討、事件進行の方向性を判断し、評議の上、方向性を決め、現状

の進行で問題がないか判断し、場合によっては、調停進行の軌道を修正し、その進行に応じた事情聴取が何かを提示することなどが考えられる。また、当事者に対する働きかけについて、調停委員が当たるか、裁判官が当たるか、場合によっては、調査官調査によるかなども検討・判断し、評議の上、役割分担していくことになる。

調査官は、立会いの結果、どのような調整が可能か、調査の必要性等について、調停委員会に進言することが求められており、それらが円滑に実施されるために、調停委員より、適時に、ためらうことなく、裁判官に対して、評議の申入れをしていただくことが不可欠である。裁判所としても、それらが円滑に実施されるために、裁判官・調査官における研さん、調停委員研修の実施、評議のシステム化等に取り組むことが求められている。

(協議問題3について)

相手方が認めている、診断書等の客観的な資料がある等、比較的容易にDV等の明らかな面会禁止・制限事由の存在が認められる場合には、それを前提とした進行が検討されるべきであり、そうでない場合は、事実関係について、慎重に聴取の上、DV等の有無が判断される必要がある。

一般的には、面会交流を妨げるとする主張を裏付ける具体的な事情を丁寧に聴取し、客観的な裏付け資料の有無を尋ね、その提出を求め、他方には、それらの事実の有無を丁寧に尋ねることが考えられる。

事情聴取に当たって留意すべき点としては、①聴取の過程で、当事者の一方の主張を認めているかのような誤解を与えないようにすること、②両当事者の心情に等しく配慮することが考えられる。

事実認定をするには、時には矛盾点を突くなど踏み込んだ聴取をすることも考えられるが、当事者と調停委員が議論になってしまふと調停の進行が困難になってしまふことも想定され、そもそも事実認定に一定の限界がある調停手続において、どこまで事実を突き詰めるべきか自体が難しい問題である

ことから、そのような踏み込んだ事情聴取を検討すべき場合は、調停期日における事情聴取事項・方法・時点・主体、調査官の活用（例えば、期日立会い、調査官調査（当事者の主張整理））等についても、調査官の関与を求めるなどしつつ、評議をして、調停委員会の方針を決定すべき場合もある。

以上

【機密性 2】

大阪高裁総第 1356 号

(庶ろ-03)

令和元年 12 月 9 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

大阪高等裁判所長官 安 浪 亮 介

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会における協議結果要旨は、別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事関係問題

1 充実した評議を実現するなどの民事調停の更なる運営改善を図るための方策について

(1) 有意義な調停運営のための事前・事後の評議の工夫や方法例について

(2) 「機能強化」「評議の在り方」等のレベル維持の取組について

(各庁意見等)

・ 機能強化に則した調停運営自体は定着しているが、取組を継続しないと調停委員が変わっていく中で、根本理念が薄れてしまう懸念がある。 ([] 地裁)

・ 事前、事後評議は、全件又は必要に応じて実施できるようにしている。事前も大切だが、中間評議が重要と感じている。機能強化については、聴取能力の向上が重要である。専門調停委員は専門的なアプローチで聴取し、一般調停委員は傾聴による当事者の人間的側面の把握を行うなどして評議で意見具申を行う必要がある。聴取能力の向上は研修と実際の事案を通じてできると思う。

([] 地裁)

・ 第1回期日の前に、全件事前評議をしており、書記官も同席している。

機能強化については、調停委員を務める期間が短くなっている点が課題と思われる。今後、新任調停委員は調停にオブザーバー参加するなど、能力向上に向けた方策を考える必要があると思う。 ([] 地裁)

・ 第1回期日の前には、調停主任との評議の前に調停委員同士で協議している。若手委員への伝達は特にしていないが、年9回の研修や先輩委員からのOJTとして、指導が行われている。 ([] 地裁)

(裁判官のコメント)

・ 評議は調停運営の中核であり、調停主任、調停委員が必要と感じた場合には聞く必要がある。充実した評議にするため、書記官が得ている情報も、調停主

任、調停委員で共有している。また、評議に臨む際には、何のために聞く評議なのか、目的意識を持つことが必要である。機能強化については、新任調停委員に対しては、辞令交付直後の研修から、機能強化の趣旨やそれを踏まえた協議の在り方を取り上げ、中堅調停委員対象の研究会では、機能強化に向けた調停委員の役割をテーマに講義や共同討議を行っている。また、初めて調停を担当するときにはベテラン調停委員とペアにするなどの工夫をしている。 (■ ■)

(3) 同席調停方式の採用について

(各庁意見等)

- ・ 積極的に同席調停を取り入れるとのスタンスのもと、調停主任が同席が良いと考える事案が調停委員に伝えられ、調停委員とも評議をして、同席調停とするか決めている。当初予定がなくても、調停委員が同席が良いと感じたときに評議を行い、その後、同席調停とする等、柔軟な扱いも行っている。 (■ 地裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 平成 29 年から同席調停を積極的に取り入れており、当事者に対する同席調停の説明案を調停委員に配布し、活用趣旨の浸透を図っている。現在は、主に争点が比較的単純で、感情的な対立が激しくないと思われる案件で、第 1 回期日から同席調停を行っている。期日の終了前に、今後の進行方針や検討事項の確認、調停条項の説明等を行う際は基本的に同席している。より当事者のニーズにあった調停を行うスキルの 1 つとして、同席調停等を活用している。 (■ ■)

2 調停委員の技能向上のための課題と方策について

(各庁意見等)

- ・ 事例研究を行うのに適切な事例を探し、問題を作成するのは時間のかかる作業であり、毎回、理事が複数会協議しているのが実情である。 (■ 地裁)

- 各専門調停委員を講師として、研修を行っているが、講師自身が問題を準備している。そこで、ある程度、講師に任せた形となっている。 ([] 地裁)
- 民事、家事の自主研究会を毎年2回、合同の研究会を年1回開いているが、特に民事調停は取り扱っている事案が広く、専門性も高いため、調停委員全員が興味を持てる問題を作成するのには苦慮しており、裁判官や専門調停委員が講師として、講演を行っているのが実情である。 ([] 地裁)

(裁判官のコメント)

- 研修の関係では最高裁から送られた教材や [] 簡裁の事例データを活用している。事例の班別討議等を通して、調停委員、司法委員の立場、役割の違いを考えてもらうなどしている。教材としては、民事調停ケース研究教材集の白表紙や平成24年の司法研究報告書の中にも参考となるものがある。各協会で事例を出し合うのも良いのではないかと思う。 ([])
- 地裁では、地裁兼務の調停委員を対象に、自主的勉強会を年に2回程度実施している。調停委員からの疑問を取り上げる勉強会、建築訴訟に関して最近の課題や認定方法について考える勉強会を行っている。疑問点は専門分野ごとに大きく異なるため、専門分野ごとのグループ討議を行っている。認定方法等の関係は具体的な問題を取り上げた。 ([])

3 民事調停の利用を促進する広報活動等について

- (1) 調停の利用を促進する広報活動等について
- (2) 各庁で実施されている広報活動について
- (3) 市町村、消費生活相談センターなど相談担当者等への広報活動について
- (4) 広報活動における裁判所と調停協会の関わり方について

- [] 市内の全ての区役所の相談窓口担当者に2年続けて説明に伺ったが、担当者の交代などもあり、昨年に比べて理解が進んでいたとは言い難かった。特に区役所への相談者のニーズを弁護士の法律相談ととらえ、調停制度の説明はしていないことがあるようであった。警察署については、今年初めて個別に訪

問したが、非常に熱心に聞いてもらえた。その後、実際の裁判所への問い合わせで、警察に紹介されたとの事例が増加したと聞いている。（[] 地裁）

- ・ [] 市及び警察学校にそれぞれ 2 年に 1 回広報を行っている。特に伝えているのは、各種専門家が多数いて、ワンストップでできる手続であること、非常に簡単にできる手続であることである。（[] 地裁）
- ・ 無料調停相談を行っていると、民事調停に関する相談が多く寄せられており、潜在的なニーズはもっとあるのではないかと感じている。（[] 地裁）
- ・ 調停協会の広報活動などに関し、裁判所ともっと連携できる方法はないかと思う。（[] 地裁）
- ・ 平成 25 年に裁判官、書記官、調停委員をメンバーとする調停充実に関する検討会を立ち上げ、その中で広報活動についても取り上げているが、今年度はこれまでも対象としていた消費生活センターの担当者だけでなく、関連する市町の担当者を対象者にした説明会を実施した。その他、[] 県のホームページに裁判所のホームページへのリンクを貼ってもらい、少しでも裁判所のこと、調停のことを知ってもらえるようにした（[] 地裁）
- ・ [] は年 2 回調停相談会を行っている。その他、婦人会や民生委員等への説明もしているが、一般の方への活動はできていない。ボランティア的に活動しているところがあるので、一般の方に対象を広げると人的にも費用的にも難しいところがある。裁判所も広報活動をしているので、昨年から裁判所と問題意識を共有し、検討していこうとしている。（[] 地裁）

（裁判官のコメント）

- ・ 広報行事、裁判所ホームページ、各市役所等の相談窓口へのパンフレットの備え置き等の活動をしている。各相談窓口担当者向けの説明会も行っているが、各相談機関により、相談内容や対応の仕方は異なっているため各機関のニーズを把握する必要がある。そのほか、代理人として関与する弁護士会にも説明を行う機会を設けている。また、広報活動は、調停協会とも情報共有しながら行

っている。 ([REDACTED])

- ・ 簡易裁判所の調停と地方裁判所の調停とは運用も異なることから、利用者ごと、事件ごとからいざれか適した方を選択してほしいとのスタンスで広報活動をしている。地裁調停においては、企業法務等が対象となるととらえ、弁護士会に、広報活動を行っている。 ([REDACTED])

第2 家事関係問題

面会交流事件における留意事項や役割分担等について

- 1 面会交流事件について、事情聴取における留意点や調停委員が果たすべき役割について
- 2 面会交流の可否を判断した上で、夫婦間の対立的関係から子供の視点を意識した協調的関係への転換を促すことを意識した事情聴取の在り方について
- 3 面会交流の実施が子の利益に適うのかについて、当事者の主張や背景事情を適時適切に聴取し、実態把握を行う方策について
- 4 面会交流事件における阻害事由の把握及び働きかけの実情について
 - ・ 出題趣旨に記載したような取組について、調停委員で共有するため、ポイントが記載されたハンドブックを調停委員に配布し、研修を行うなど、事案の把握や当事者への働きかけを適切に行えるように工夫している。 ([REDACTED] 家裁)
 - ・ まずは、子の心情に思いを至らせるよう向けさせ、なぜ家裁調査官が子の心情を聞く必要があるのか、理解させるような事情聴取や働きかけの方法について伺いたい。 ([REDACTED] 家裁)
 - ・ 当事者の対立が先鋭化すると、調停委員が聴取するのみでは子の実態把握が難しい場合がある。そのような場合には、裁判官による聴取や家裁調査官の関与により、子の実態等の正確な把握につなげている。ただ、家裁調査官が第3の調停委員のようになってしまふ場合もあるのではないかとの議論もあり、調停委員会と家裁調査官の連携も考える必要があると思われる。 ([REDACTED] 家裁)
 - ・ 調停ハンドブックを全員に配布し、様々な研修も開催しているが、調停委員

の参加が毎回半数程度であり、作成しているチェックリストの様式やメモがどの程度活用されているかは疑問がある。また、用意された類型にはまらない事案では、個人の力量と経験で対応している。 (■家裁)

- ・ 離婚調停事案で子供がいる場合は、初回に最高裁作成のDVDを見てもらうが、DVDを見るに時間が取られている点は、課題かと思っている。弁護士が付いている場合、面会交流は当たり前との流れを作ってくれることもあって、やりやすい。最近ではインターネットで情報を得ている人が多く、面会交流はある程度は仕方ないと考えている当事者も多くなっている。ただ、「自分は良いが、子どもが嫌がっている」と子を盾にする人も多く、そのような場合には家裁調査官関与をしてもらうなどして、打開を図っている。 (■家裁)
- ・ 調停ハンドブックや進行フローチャートを利用しているのは、他の府と同じである。親ガイダンスのDVDは、■は期日外に見せていると聞いているが、■は初回期日の空き時間に見せており、家裁調査官が対応している。今後、この点は検討するかもしれない。用意されたツールを各調停委員が使いこなせるかが課題であり、研修や自主勉強会等を行っている。 (■家裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 当事者双方から聴取する中で、子の連れ去りのおそれ、子の虐待のおそれ、現在の父母の関係、双方の面会交流への姿勢、子の意向、子と父、子と母との関係、子の発達状況、性格などを確認し、その親子において面会交流が適切か、適切な場合はどのような方法が望ましいかを考えていくことになる。各府において、フローチャートやチェックリストを作成している場合はそれを利用していただきたい。聴取の中でキーワードが出てくると思うので、その認識を委員会で共有しながら、具体的に聴取していただくことになる。最初の丁寧な聴取がその後の方針を定めるにおいて、非常に重要である。判断に迷う場合や聴取が困難な場合なども、評議によって対応を検討していただきたい。当事者双方の心情を受け止めつつ、子の福祉に資する方法は何か一緒に考えましょうとの

姿勢で進めていただきたい。 ([REDACTED])

5 家裁調査官関与の種類や目的、方法等について、また、面会交流についての理解を深めるためのDVD視聴やガイダンスの実施について

6 家裁調査官が期日に立ち会っている調停において事情聴取を行う場合の調停委員と家裁調査官の役割分担の在り方について

- 各地でそれぞれツールを作成しているが、他庁とやり取りができていないため、共有して使うことができていない。また、ツールがある場合、それをどのように使用しているかを伺いたい。事情聴取に家裁調査官が同席した場合、どうしても調停委員が遠慮してしまうことがある。裁判官や家裁調査官に対し、より気兼ねなく意見が言えるような雰囲気作りが必要である。 ([REDACTED] 家裁)

- 面会交流事案で重要な点として、①家裁調査官の関与②最高裁作成のDVDの視聴である。調停委員にもDVDを見てもらい、当事者にも見てもらっている。 ([REDACTED] 家裁)

- 親権に関する事案や子の関係に問題がある場合は、基本的には初回から家裁調査官が入っている。家裁調査官の関与事項については、ハンドブックに書かれていることを参考にしている。聴取は基本的に調停委員が行い、子の状況や発達に関することは家裁調査官が聴取することが原則となっているが、調停委員、家裁調査官によっては別のやり方になることもある。 ([REDACTED] 家裁)

- 調停ハンドブックに、各段階における家裁調査官の役割との記載があり、それを参考に運用している。家裁調査官関与の事案については、家裁調査官が立ち会っていない期日であっても、事後に家裁調査官と意見交換するなどしている。また、裁判官との評議の前に、家裁調査官と調停委員で先に意見交換して共通認識を形成していることもある。 ([REDACTED] 家裁)

- 面会交流事案は他の事案に比べて、感情の整理等が必要な事案と考えるが、その整理が進まない原因がどこにあるのか、多角的に見るための視点として家裁調査官が入るのは有用である。その他、専門家として当事者にひと押しする

役を期待する事案もある。家裁調査官の立会の際は、イニシアティブは調停委員が取ればよいと思うが、あとはバランスの問題に尽きると思う。 ([] 家裁)
(裁判官のコメント)

- ・ 事情聴取は基本的には調停委員の役割だと考えている。いずれにしても、面会交流の留意事項を十分に認識し、その期日で何を聞くのか家裁調査官も含め、共有して期日に臨んでほしい。他庁の資料については、どうしても欲しい場合は裁判所に言っていただければと思う。ただ、基本的に、各庁限りの資料であり、裁判所同士でもらえるかどうか、それを調停委員にお見せして良いかとの検討が必要なものであることは御承知おきいただきたい。 ([])

【機密性2】

名高裁総第1103号

(庶ろ-03)

令和元年12月2日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

名古屋高等裁判所長官 綿引万里子

令和元年度名古屋高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果

の要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第1 民事関係問題

(協議問題)

充実した評議に基づく調停運営を行っていくためには、調停委員会を構成する個々の調停委員の技能向上は不可欠である。そのための方策としては、実際の事件処理を通じて経験豊かな調停委員と組んで調停を行うなどのOJTが大きな柱となることは言うまでもないが、これを補完するものとして、各種研修が重要である。特に、事件動向により経験の浅い調停委員に対し十分なOJTの機会を確保することが困難な府における研修の重要性は、極めて高いと言える。

そこで、調停委員の技能向上の観点から、基本となるOJTの実情等を踏まえ、実効性のある各種研修の在り方について、以下の各方策について意見交換をした。

1 実際の事件処理におけるOJT

- (1) 経験豊かな相調停委員からの指導、助言
- (2) 評議等における調停主任からの指導、助言

2 裁判所が主催する研修

3 調停協会が主催する研修

【協議結果】

(各府意見等)

1 協議事項1について

- ・ 各府とも、経験の浅い調停委員を経験豊かな調停委員（ベテラン調停委員）と組ませることによるOJTの運用については、肯定的な意見が多かった。しかし、そもそも相調停委員が経験の浅い者であることや、当該調停委員の組み合わせにOJT的な意図が含まれていること自体が、裁判所から事前に明確に伝えられていないことが多いため、それらの点を明確にしてほしいとの意見が

複数あった。

(1) 経験豊かな相調停委員からの指導、助言

- ・ 経験の浅い調停委員とベテラン調停委員とが、共に事前や事後に調停主任と評議を行い、打合せや振り返りを行っている。
- ・ 事前・事後に綿密な打合せを行うという前提で、経験の浅い調停委員にも調停手続内での一定の役割を決めておき、その役割に従った発言をしてもらうことは有益であると思う。
- ・ 経験が浅いといつても、相応の能力のある方が調停委員に選ばれているのであろうと思うし、若い調停委員のほうがよく当事者の話を傾聴している印象である。彼らに対してOJTが必要だと感じたことはない。

なお、支部においては、そもそも事件数が少なく、経験を積むための場所がないのが実情である。

(2) 評議等における調停主任からの指導、助言

- ・ 相調停委員が経験の浅い調停委員である場合、調停期日の当日に事前に二人で調停のポイントを打ち合わせたり、その後事前評議を行ったりする運用が続いている。
- ・ 経験の浅い調停委員にはOJTは必要だと考えるが、誰が責任を持つのかが定かではない。調停主任からも、OJTの観点から何か指示を受けたことなく、OJTという意識が希薄ではないかと感じている。
- ・ 裁判官から、相調停委員の経験が浅いため、経過メモの書き方などをアドバイスしてほしいと言われたことがある。確かに、新しく調停委員を務め始めた方の中には、裁判官に調停の経過を伝えるという観点での経過メモの書き方を把握していないと思われる方もいて、調停委員としての能力に差はなくとも、そういう技術の面で差が出ることは思う。

2 裁判所が主催する研修

- ・ 本庁で行われる研修のひとつである模擬調停は、何かの役をする場合でも、

あるいは聞いているだけでも、非常に勉強になることから、実施の機会を増やしてほしい。

- 民事調停手続は法律や判例の影響を強く受けるものだと思うので、法改正等については、是非解説の機会を設けてほしい。

3 調停協会が主催する研修

- 研修のテーマと講師選定については、例えば年金分割について厚労省の職員を呼ぶ、戸籍関係事務について法務局の職員を呼ぶ等、専門性の高い分野について豊富な知識を持つ公務員や士業の方を呼ぶなどして研修の充実を図っており、本庁での参加率は高い。
- 調停協会が自主的に行う年4回の研修のほかにも、弁護士との意見交換会を行っている。例えば若い弁護士が民事調停を選ばなくなった理由を聽けたりなど、弁護士側の考え方を知るいい機会と考えている。
- 調停協会主催の研修は二、三か月に1回定期的に行っており、県下の調停協会にもオープンにしているほか、弁護士会との定期的な意見交換会も行っている。

(裁判官のコメント)

- OJTに関し、経験の浅い相調停委員についての事前の情報提供や、評議において調停主任が果たすべき指導的役割については、今後検討したい。

OJTは新人調停委員のためではあるが、同時に職員全体の成長を促すものもある。OJTを実践する過程で、事務フローを再確認し、不合理な点を見直すきっかけにもなる。裁判所としてもこのようにOJTを活用していく姿勢が望まれる。

第2 家事関係問題

家事調停において、当事者の納得、信頼を得ながら、実効性のある紛争解決を実現するためには、調停の進行段階に応じた適時適切な評議が必要である。また、紛争の実情を把握するためには、調停の進行段階に応じた当事者からの事情聴取

が不可欠であるから、調停委員による事情聴取は、調停委員会の評議の前提として重要な意味を有する。

他方、家事調停事件の中でも、面会交流事件は、当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、子の心情や各人を取り巻く状況等考慮するべき要素も多岐にわたり、かつ、これらの要素が隨時変動し得ることから、かかる流動性をも意識した事情聴取を適時適切に行うことが求められる。

そこで、面会交流事件（夫婦関係調整調停事件において、面会交流が争点になる場合も含む。）を主たる題材として、当事者からの事情聴取に関して、以下の各事項について協議したい。

1 初回期日において、当事者及び子の心情や状況を把握する際に意識すべき点、留意すべき点はどのようなものか。

また、初回期日で適切な事情聴取を行うために、裁判官あるいは家庭裁判所調査官と、どのような連携をすることが望ましいか。

2 続行期日において、その時点での当事者及び子の心情や状況を把握する際に、意識すべき点、留意すべき点はどのようなものか。初回期日と異なる点はあるか。

また、続行期日の事情聴取に当たり、裁判官あるいは家庭裁判所調査官と、どのような役割分担又は連携をすることが望ましいか。

3 同居親から面会交流の実施は不相当との主張がされるなどして、面会交流の実施が子の利益に適うか否かが明らかではない事案における事情聴取において留意すべき点はどのようなものか。

【協議結果】

(各庁意見等)

1 協議問題1について

- ・ 評議支援メモを活用し、そこに掲記された事項に沿って、子の具体的な状況や親についての現状を当事者双方に確認している。最終的には、それらを面

会禁止・制限事由の有無の判断へつなげていくことになる。併せて、評議のタイミングシートを利用し、問題があれば初回から調停主任と評議して、次回調停への調査官立会の要否等も検討している。

- ・ 調査官の協力を得て作成した進行フローチャートに従い、子と会えなくなつた理由、別居・離婚の理由、申立ての理由、面会禁止・制限事由の有無等を主に聴取している。
- ・ 紛争の内容が感情的対立なのか、面会禁止・制限事由となり得るものかを意識して聴取している。また、近時では、面会禁止・制限事由に当てはまらなくとも面会交流を制限する審判例も出てきている。別居に至る前の時期から、別居親が子どもとどう接していたかを詳しく聴取することにより、面会交流を認めるべきかどうかの判断へつなげるべきだと思うし、聴取した事項をどう捉えるかの判断に迷えば、調査官関与も検討すべきである。
- ・ 調停の当初から面会禁止・制限事由を掘り下げるとは難しいが、例えば別居親に対して、同居時に子どもを風呂に入れていたか、食事はどうしていたかなど、具体的な事情を逐一聴取することで探っている。
- ・ 本庁では、子の監護に関する事件と精神的に何らかの問題があると思われる当事者の事件は、全件調査官が立会する扱いである。あらかじめ申立てにかかる一件記録と相手方の主張を読んだ上で、調査官と話し合い、アプローチの方法を探るために事前評議している。
- ・ 基本的には初回期日後に事後評議を行っている。調査官が作成した手続整理票を事前に読み込んで、調停に臨むようにしている。
- ・ 裁判官が作成する調停整理票において、特に聴取してほしい事項（面会の実際の状況、養育費支払の有無等）が挙げられていることがある。

2 協議問題2について

- ・ 特に同居親については、期日間に意向が揺れ動くことが多いため、前回調停期日から意向が変わった点は注意して聴いている。「子が嫌がっている」など

という主張についても、本当に子の意向の変化なのか、同居親の考え方の変化なのかは区別して聴取するよう心掛けている。

- ・ 前回調停期日で話し合った内容を整理するところから続行期日を始め、子の状況や意向が変わっていたらその理由を聴取している。その作業を通じて、面会禁止・制限事由の存在が見えてくることもある。
- ・ 明らかな面会禁止・制限事由ではなくても、面会を阻害する他の要因の有無を聴取するのも、続行期日の目的だと考える。

3 協議問題3について

- ・ 阻害事由がないように思われるにもかかわらず、子を別居親に会わせたくないという場合には、その理由を聴取し、別居親に対する具体的な不満や同居親の抱えている不安などがあれば、それらの点について別居親にさりげなく水を向け、改善の方法を探るなどして解決を図っている。
- ・ 初回期日では面会交流に限らず、全般的な事項について聴取する一方、続行期日では論点を絞って聴取している。また、虐待の有無や子の心情についてなど、調停委員から聴取すべきかどうか迷うような事項については、それを調査官に託すかどうか、二、三回目の期日くらいまでに切り分けている。

(裁判官のコメント)

- ・ 面会交流の事情聴取に当たっては、目的を意識した聴取を行うとともに、必要に応じて、調査官による事実の調査を適時に行うことも必要であろう。

また、私見ではあるが、明らかに面会禁止・制限事由が記録上認められない場合であっても、最近は必ずしも面会交流を実施すべきということにはならないこともある。同居親が面会交流を拒む理由に丁寧に耳を傾け、解消できることは調停手続の中で解消を図るほか、面会の阻害要因がある中で、当該事案において面会交流が子の福祉に適うのかを慎重に判断することになろう。

以上

機密性2

広島高裁総第1039号

(庶ろ-03)

令和元年12月13日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

広島高等裁判所長官 大門 匡

調停運営協議会の協議結果の要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会の協議結果の要旨は、別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事関係問題

(協議問題)

1 充実した評議等の民事調停の更なる運営改善策

充実した評議を実現するなどの運営改善策に関し、下記の諸点について、各庁の実情等を伺いたい。

- (1) 第1回期日の事前評議の準備のための調停委員の記録閲覧の機会の確保のため、どのような取組みをしているか。特に、事案複雑のため記録の詳細な検討が必要との理由から自宅にその写しを持ち帰りたいとの申出がある場合、これを認めているか。認めていない場合、裁判所における十分な記録閲覧の機会の確保のためにどのような方策を講じているか。
- (2) 申立書の記載内容が抽象的で具体的な事実の把握が困難な場合に、第1回期日を充実させるために、どのような事前準備をしているか。成功例のみならず、不奏功例についても、具体的に紹介されたい。
- (3) 職権によって事実の調査や調査嘱託等をしたり、現地に赴いたりなどする事例はどの程度あるか。
- (4) 評議その他運営管理面における調停主任、調停委員及び担当書記官の職種間の連携や役割分担の在り方について、工夫例があれば、紹介されたい。
- (5) 事案処理に必要な図書資料の備付けは、各庁にバラツキがないことが望ましいと考えられるが、その選定のための手順はどのようにしているのか。

(■ 地方裁判所, ■ 地方裁判所)

2 調停委員の技能向上のための課題と方策

調停委員の技能向上のためOJTや研修としてどのような取組み（例えば、魅力ある研究テーマの工夫、紛争類型ごとの証拠一覧表の整備、事例研究会の開催等）がなされているか、各庁の工夫例等を伺いたい。

([REDACTED]地方裁判所, [REDACTED]地方裁判所, [REDACTED]地方裁判所)

3 調停の利用を促進する広報活動等

調停の利用を促進するための広報活動等に関し、その実施状況、調停協会と裁判所の連携状況等について、各庁の実情等を伺いたい。特に、行政機関相談担当者等（消費生活センター、社会福祉協議会、民生委員等）に対する場合や、調停委員が所属する資格者団体（弁護士、司法書士、社会保険労務士等）に対する場合の具体的取組み例等があれば、ご紹介いただきたい。

([REDACTED]地方裁判所, [REDACTED]地方裁判所)

【協議結果】

1 協議問題1について

(各庁意見等)

- ・他の事件のために登庁した際などに記録を閲覧しており、記録の写しはもちろんメモも含めて持ち帰りは行っていない。また、全件について、第1回期日直前に裁判官と事前評議を行っている。
- ・必要な場合には、固有名詞をマスキングした記録の写しを持ち帰ることもある。
- ・ある小規模庁においては、別途独立した事前評議期日を設けていると聞いたことがある。
- ・職権による事実調査を行った例はない。相隣関係や騒音などが問題となる事件で現地に出向いたことはあるが、年に二、三件程度である。

(参列員等のコメント)

記録の写しや手控えの持ち帰りについては、「調停委員の手引き」に記載があるとおりである。近時、情報の適切な管理への要求は厳しくなっており、紛失や情報流出といったことがあれば裁判所自体の信頼も失われかねないことから、原則的には遠慮していただきたい。例外的に持ち出しを希望する場合には書記官室に相談していただきたい。

(裁判官のコメント)

- ・記録の写しの持ち帰りについては、情報流出等のリスクを考えれば安易に行うべきではなく、真に必要な場合にやむを得ず持ち帰る場合でも、必要最小限に厳選し、所定の手続を経た上で厳格な管理を行うことを徹底する必要がある。第1回調停期日の事前評議の準備のための記録閲覧の機会の確保の方策として、例えば、内容が複雑で論点が多岐にわたる事件の場合には、調停期日前に別途事前評議期日や事実調査期日を指定し、これらの指定期日に登庁して評議ないし調査に先立って記録を閲覧検討するといった取扱いを活用することも考えられる。
- ・事案把握のために適切と判断される場合は、積極的に現地見分や調査嘱託等を行うことを検討してもよいと思われる。
- ・書記官や調停委員が得た情報は速やかに調停主任を含めた三者間で共有し、把握している事実や法的見解その他方針等についての共通認識の形成・確保が肝要である。
 - ・予算や各庁の選定の実情などの関係上、各庁の図書資料にばらつきが生じていることはうかがわれるが、各庁の実情に応じた選定の結果だと思われるので、事務処理上必要な図書が欠けていることに気付いた場合については個別に申し出でいただきたい。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

- ・調停協会主催の研修を年に数度実施しており、最近では「傾聴」のスキルを上げるため、大学の臨床心理士の先生に講師をしていただいた。また、弁護士や司法書士といった専門職から話を聞いたり、近年、交通事件が増加しているので、アジャスターや損害保険会社出身の調停委員が有志で勉強会を行うなどしてスキルを上げている。ただ、みんな仕事が忙しく、参加率が上がらないことが現状の課題となっている。

- ・事件数が減ってきている中にあってはOJTの機会が乏しいため、裁判所主催の模擬調停やロールプレイングが研修として非常に有効である。

・OJTの機会が乏しいため、隔月で自主勉強会を実施し、裁判官にも積極的に参加してもらっている。参加人数が少ないため、発言の機会が多く充実しているが、その反面、参加人数が少ないと問題であるとも思っている。

・年に数度、実務研究会を行っており、簡易裁判所の裁判官、主任書記官、弁護士や部外の専門家の方々に講師をしてもらっているが、顔ぶれと人数が固定化しており、ニーズの把握が足りていないのではないかと考えている。

(裁判官のコメント)

・事件数が極めて少ない独立簡裁の調停委員は、OJT等の機会が乏しい状態に置かれているのは事実である。そこで、当庁管内では、ここしばらく調停の申立件数が零の独立簡裁の調停委員について、■簡裁の併任とし、経験豊かな調停委員とペアを組んでもらって事件処理に当たってもらうことで経験を積んでいただくことを検討しているところである。

3 協議問題3について

(各庁意見等)

・消費者センター、社労士会、宅建協会などの外部団体から講師の依頼があった際には引き受けるようにしており、模擬調停は非常に好評であった。しかし、そういう機会も、マンパワーによって実施されている面が大きく、継続が難しいことが課題である。

・無料調停相談会の相談件数が激減しており、それが他の無料相談会などが充実してきたからなのか、紛争そのものがなくなってきたからなのかは定かでないが、予算の関係などもあり、どこまでPRできるか、悩ましいと感じている。

・相談件数の少ない無料調停相談会よりも、裁判所主催でピンポイントで行政窓口担当者などへ説明会を行う方法のほうが、広報としてはより効果的であると実感している。

・民事調停がなぜこれだけ減少しているのか、その原因を明らかにしないとやみくもに広報活動を行ってあまり意味がなく、模擬調停など、リアルに訴えかけ

るものがないと広報としては成功しないと思う。

・裁判所と共同で行った相談会、他の省庁や団体が行っている相談会や説明会の相談件数などから、社会に潜んでいる調停の需要はかなりあると思っており、広報活動の必要性を強く感じている。

(裁判官のコメント)

・市民が抱える法的問題に直接関わっている行政機関相談担当者や調停委員が所属する資格団体等に対する広報活動は、紛争を抱えた当事者に対し民事調停という紛争解決手段を教示するきっかけとなり、調停の利用拡大に直結することが期待されるので、今後も継続的な働きかけを行っていただきたい。また、弁護士や司法書士が代理人となっている件数はいまだ少なく、調停制度が持つメリットの理解不足が背景にあると思われるので、弁護士会や司法書士会に対して、改めて民事調停制度のメリットについて理解を深めていただき、より一層の利用を促していく働きかけがあってもよいかと思われる。

第2 家事関係問題

(協議問題)

面会交流が問題となる調停事件においては、調停のいかなる段階で、誰から、どのような事情を、聴取ないし収集すべきか。また、適切かつ効果的な事情聴取を行うための手法や留意すべき点は何か。さらに、事情聴取に当たり、関係職種（調停委員、裁判官、調査官等）や相調停委員間の役割分担ないし連携はどうあるべきか。以下の事例、それ以外の事例も含め、事情聴取がうまくいった場合や失敗した場合、各庁で留意又は工夫していること等をご紹介いただきたい。

1 同居親が、面会交流の実施は相当でないと主張している場合

- (1) 同居親が、別居親の同居親や子に対する暴力を理由にしている場合
- (2) 同居親が、別居親に対する不信感を理由にしている場合
- (3) 同居親が、面会交流の実施が相当でないことの具体的理由を積極的に語ろうとしない場合

- 2 同居親が、子が面会交流を拒否していると主張している場合
- 3 別居親が、「面会交流は親の権利である。」としてその実施を強く主張している場合
- 4 面会交流の頻度、交流時間や場所等の方法について当事者の意見が対立している場合
- 5 同居親が、別居親との間で、面会交流の日時等の調整をすることを拒否している場合
- 6 調査官が関与して裁判所において試行的面会交流が実施された後に開かれた調停期日の場合

(出題趣旨)

面会交流事件においては、当事者の主張や心情が揺れ動きやすく、当事者間の心情的な対立が激しくなる傾向にある。また、子の意向や心情、各人を取り巻く状況が変動する場合もある。そこで、調停委員会が適切かつ効果的な当事者への働き掛けをするためには、当事者から必要十分な事情聴取をすることが重要であるだけでなく、適時適切な評議により、どのような事情を聴取する必要があるのかを検討することも重要である。

そこで、事情聴取の在り方として、調停のいかなる段階で、誰から、どのような事情を、聴取ないし収集すべきか、また、適切かつ効果的な事情聴取を行うための手法や留意すべき点について、意見交換をしたい。

また、事情聴取においては、調停委員がフロントラインに立っておりその中核的役割を担っているものと考えるが、事情聴取における調停委員、調査官、裁判官の役割分担や関係職種の連携の在り方（相調停委員間の役割分担や連携の在り方も含む。）についても、意見交換をしたい。

(■家庭裁判所、■家庭裁判所、■家庭裁判所、■家庭裁判所、■家庭裁判所)

(各庁意見等)

・面会交流の調停事件における進行手順や調査官関与についてのチャート図があり、それにのっとって一つずつ段階を踏んで進めている。実情を話してもらえず、話が進まないときは、違った視点での質問をしていくと、面会交流を拒否している本当の理由が判明する場合もある。また、支部のため調査官が常駐していないが、事前のインテークにより、当初から調査官に同席してもらう場合もあるし、膠着した場合には裁判官に入ってもらうケースもあり、常に評議を行いながら進めている。

・夫婦関係調整についていない面会交流については、もめている原因が分からないことが多い、そういう場合には周辺のことからいろいろなことを聞いていくようしている。調査官が當時立ち会わない事件においても、メモのやり取りによって情報や意見の交換を行っている。苦労している事案としては、母子支援センターに逃げ込んでいるケースが増えているが、センターの規則の関係で面会交流の時間等の制限があると主張されることがあり、現在調査官による調査を行っている最中である。また、電話会議による調停では電話の相手方の表情が読み取れずもどかしさを感じている。

・第三者機関（特定名は出さないようにしている。）の利用を提案し、第三者機関を利用して面会交流を行うケースが増えている。

・調停委員が調停後に調停の期日結果を記載したものに対して、裁判官が見た後に必ず次回期日についての進行方針などを記載したメモを作成してくれるので、非常に役立っている。

・親ガイダンスの受講後、調査官が感想等を聞く場面に調停委員も同席することが最近行われており、当事者の気持ちを直接感じることができるので問題解決に向けて非常にプラスになっている。全ての事件ではできない点が課題であると思っている。

・試行的面会交流について、以前は調停委員が隣室から一緒に見て、子供の表情などの共通の理解を持っていたが、最近は調停と調停の間に試行され調査官からの報

告を聞く形になっており、残念に思っている。

(裁判官のコメント)

有効な働きかけを行うためには対立点が何なのか、その原因、経緯、背景事情が何であるのかといった紛争の実情を把握することが重要であり、各庁が準備しているツールやその使い方など、本日披露していただいたことをそれぞれが持ち帰って今後の調停に役立てていただきたい。

機密性 2

福岡高裁総第 1337 号

(庶ろ-03)

令和元年 12 月 18 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

福岡高等裁判所長官 小林昭彦

調停運営協議会の開催結果について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会を下記のとおり開催しました。

記

- 1 期 日 11月1日（金）午後1時30分
- 2 場 所 福岡高等裁判所（1202号会議室（12階））
- 3 出 席 者 別紙第1のとおり
- 4 協議結果要旨 別紙第2のとおり
- 5 添 付 資 料 平成30年度調停事件の概況（配布資料）

(別紙第1)

出席者名簿

1 協議員

所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所
判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判
裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁
方 庭 庭 庭 庭 庭 庭 庭 庭 庭 庭 庭 庭
地 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家
岡 岡 岡 賀 賀 賀 崎 崎 分 分 本 本
福 福 福 佐 佐 佐 長 長 大 大 熊 熊 鹿 鹿
宮 宮 宮 那 那 那 那 那 那 那 那 那 那

司一博 加道子 幸夫 司明介子 司志彦 修子 郎寛子 男也 売
福宗 康美 和貞 博達 雄正 陽裕 直隆 政 裕一 素英 力敦
本田 島川 富田 藤弘 本元 本澤 田木 留免 番野 中野 國永 崎
釤林 田鯉 常内 加國 榎仲 宮金 塩光 德堂 小河 田日 宮松 吉

2 参列員

家庭局長
家庭局第二課課長補佐
判事
判事
次席家庭裁判所調査官
簡易裁判所判事
理事務局長
理事事長
理事副理事長

み春毅代子裕男猛昭
さあ敏光佳文元
嶋川田岡野屋月村

4 議長

福岡地方裁判所
福岡家庭裁判所

所
所

長
長

田
田
平岸和田
羊

豊
一

5 主催者

福岡高等裁判所
福岡高等裁判所

長事務局

官長
小安
林永

彦
次
昭健

(別紙第2)

調停運営協議会結果要旨

第1 民事関係問題

【協議問題】

- 1 充実した評議を実現するなどの民事調停の更なる運営改善を図るための方策について
- 2 調停委員の技能向上のための課題と方策について
- 3 調停の利用を促進する広報活動等について

【協議結果】

(各庁意見等)

1 協議問題1について

- ・ 申立人が真に求めていることを聞き出すことが重要と思われ、そのことが申立人の信頼を得るために繋がるものと思われるが、そのためには、事前評議において、申立人から必ず聴取、確認しなければならない点を協議するとともに、調停委員がお互いに簡単なメモにして準備しておくことが大事である。 (■地裁)
- ・ 充実した評議のためには、簡易なメモを作成することは効果的である。

また、平成25年から調停機能の強化を目指した「民事調停事件の処理方式」を作成している。ここでは、第1回調停期日前、第1回調停期日、第1回調停期日後、事件の終了の各場面における、「当事者への対応」「事前評議」「当事者への説明」「事後評議」などのあり方はどうあるべきかの整理を進めている。

とりわけ事前評議では、調停委員がそれぞれ事案の概要を調べたり、専門的なことを調停主任に聴いたり、全体的な進行や聴取のポイントを確認している。

(■地裁)

- ・ 調停委員は、メモを作成し、調停開始約10分ないし20分前に実施される調停主任との評議に活用している。また、調停主任から配布される調停進行メモを基に項目を分けて調停主任と打合せをして期日に臨んでいる。なお、事前評議には書記官も入っている。 (■地裁)
- ・ 進行メモに関してであるが、調停室のテーブルが小さいので、手元に置くメモは当事者から見られても差し支えない文書で、当事者に誤解を与えそうなものは手元に置かないようにしている。進行メモを手元に置く場合でも、例えば

記号化したりあるいは予め口頭で打ち合わせておくなどの配慮が必要である。

([] 地裁)

- 今この場で言われたようなメモを手控えとして利用することや、メモに記載する項目がはっきりしている方が認識を共有しやすいので、持ち帰って検討したい。 ([] 地裁)
- 調停主任と調停委員が、当該調停事件について、調停の進行や当事者に対する説得方法を含めた振返りを行い、調停成立の要因や不成立となった原因等について認識を共有することが今後の調停運営に役立つのではないかと考えている。 ([] 地裁)
- 調停委員は、メモを作成して調停開始約10分ないし20分前に実施される調停主任との評議に活用し、また、調停主任から配布される調停進行メモを基に打合せをして調停に臨んでいる。さらに、期日が終わるごとに調停主任と調停委員とで5分程度振返りをしている。 ([] 地裁)
- 数年前に裁判官が講師として経過表の書き方の研修を実施していただいたことがある。経過表には、宿題として出したものや次回提出する書類を書いている。 ([] 地裁)
- 当事者間で事実について争いのない事件、例えば、借りたことは間違いないが返済方法が問題になっているような事案を除いては、原則として事前評議が行われている。 ([] 地裁)
- 事前評議は、短い時間のものを含めて基本的には実施している。特に、当事者の主張が対立している事件は、調停主任に事件の見立てや聴取のポイントを聴いている。 ([] 地裁)
- 専門性が高くない論点は当事者同士で解決できるが、専門性が高いものについては、当事者から話を聴くと絡み合った状態で各々の意見をぶつけ合い着地点が定まらない。その点、評議を踏まえると客観性や適正性が高まり、論点を押さえることができ、共通認識をもって期日を迎えることができる。専門性があってわかりにくいものについて、当事者の意見を十分に聴いて、調停委員が法的観点を踏まえて方向性を示すことで、感情的な当事者がクールダウンしたことがあった。傾聴と法的観点を踏まえることは大事である。 ([] 地裁)

2 協議問題2について

- ・ 調停事件の減少により調停委員同士で行っている勉強会における検討事例も少なくなっており、これまでのよう様々な事件に対する対応についての助言や問題点などを勉強しあう事例が減っている。 (■地裁)
- ・ 先程紹介した民事調停事件の処理方式はA 4判3枚程度のものであるが、その他に、2か月に1回程度のペースで調停委員の自主勉強会を実施している。担当する事件数が少ない中で技能の向上を図るには、様々な事件の内容や解決に至る経緯などの情報を共有することが欠かせないので、先程の処理方式に加え、調停を進める上での課題の解決や基本的な法律の知識の習得も研修会の内容としている。 (■地裁)
- ・ 年に2、3回勉強会を実施していたが、熊本地震以降、より熱心になった。また、弁護士会からも協力を得て研修を実施して、そのこともあって連携が深まったと思う。研修をなかなか生かす機会がないが、裁判所主催の研修会で交通事故の調停が取り上げられ、その研修には交通関係が専門でない者も参加したが、事例で当事者の年齢や状況等をあえて伏せていたこと也有って、過失割合などで色々な意見が出た。とても充実した研修であった。 (■地裁)
- ・ 研修は定期的に年6、7回計画的に行っているが、研修の内容が個別のものではなく一般的なテーマの研修が多く、物足りなさがある。調停を担当しているのは2人の調停委員であり、当該事件を他の人が担当したらどのように進めるだろうかと考えてしまう。そういったことから、実際にあった調停事件を素材にして、多様な調停委員の考え方を確認するのも必要なのではないかと考えて、実際にあった事例を取り上げて模擬調停をしようと進めている。しかし、初めての取組であるので、調停の中身と進行をどのようにするか試行錯誤しながら進めている。 (■地裁)
- ・ 2か月に1回勉強会をしているが、なかなか事例がないことから、様々な研修会で使用されるビデオを見て振り返るという研修をしている。裁判所から個人情報を消したものをご提供いただけるとありがたい。 (■地裁)
- ・ 専門外であっても基礎的な事項がわかるように、専門家調停委員を中心とした研修会を実施しようという試みを考えている。 (■地裁)
- ・ 自主研修の場で、裁判所が作成した事例をケース研究で取り上げようとしている。 (■地裁)

- ・ 新任調停委員研修での模擬調停は、途中が割愛されたり、最後まで行きつかないことがある。そのため、昨年から新任調停委員研修では模擬調停をしない代わりに裁判官向けのビデオを視聴している。 ([] 地裁)

3 協議問題3について

- ・ 調停制度の広報としてこれまで行ってきている無料調停相談会を、今までよりも広げて、人が集まり相談しやすい場所として [] 駅に隣接する場所で実施したほか、大学において民事調停に関する市民講座を開催した。今後は、弁護士と調停委員との懇談会の開催や県や市の相談窓口担当職員に対する調停制度の説明会の開催を予定している。 ([] 地裁)
- ・ 県内の自治体の住民担当者向けの説明会を開催しようと地家裁共催で計画している。 ([] 地裁)
- ・ 日調連が行政窓口担当者への説明会を推奨しているが、平成21年に自治体の研修の場で説明会をしたり、県や市の相談員を集めてのワークショップを開催した。平成21年から10年たったので働きかけを考えている。このようなことが調停の増加につながるかわからないが、まずは調停制度を知ってもらうことが大事である。また、相談員から話を聞くと、裁判所に行って手続をしないといけないので、当事者にとってハードルが高いようだということである。自治体の担当者が調停制度を知っておくことは大切であるが、それがどのように生かされるのかという点が課題である。 ([] 地裁)
- ・ 以前から無料相談会を実施しているが、今年は過去20年のうちで最小の相談者数となった。無料相談会のあり方を考えないといけない。また、日調連からは、自治体の相談窓口担当者を招聘しての説明会の開催をという話があるが、むしろ担当者が交替するサイクルである3年に1回を目途にこちらから出向いていくことを考えている。 ([] 地裁)
- ・ 支部で年2回相談会を行っているが、訪れる人がいないこともある。相談会以外の方法を考えないといけない。例えば、自治体にチラシを配るとか、警察署や各種相談窓口に赴いて説明したりチラシを配布したりすることも検討した方がいいのではないかと考えている。 ([] 地裁)
- ・ 報道機関、公共機関への広報誌の案内や、広報誌に記事を載せているが、状況は変わらない。今後は自治会長や民生委員向けの説明会を考えている。加え

て、調停委員が各種施設、金融機関や大きな事務所等に出向いて行っての説明会も考えている。（[] 地裁）

- ・ アンケートで相談会に訪れたきっかけを聴いたが、市町村の広報誌が一番多かった。チラシを公民館や金融機関にも置いているが、自治会の総会や行政相談員の研修に出向いて行っての説明を草の根的にしないといけないという意見もある。（[] 地裁）
- ・ 県と市の相談窓口を担当している人に対して、こちらから出向いて行って調停制度の説明をしたいと考えている。また、無料相談会は、50代から80代までの年齢の人は来るが若い人はほとんど来ない。若い人にも来ていただけるような方策を考えないといけないと感じている。（[] 地裁）
- ・ 相談会は訪れる人が少なくなっているが、特に熊本地震の後は、各機関が相談会を実施したということもあって相談がないという状態になった。ただ我々も待つのではなく、そのような相談会の会場でチラシを配ったり、民事調停について聞かれた際に話をしたり、裁判所のリーフレットを渡したりして、民事調停制度の宣伝をしている。（[] 地裁）
- ・ 確かに相談会はその場では解決するものではないが、それに頑なになるとパンフレットを読めば終わりということになりかねない。ただ、若い人は実効性を求め答えを得るのに急ぐところがある。そうすると、多少は手続的なことを話すが、手続をすればあなたの生活の実態がどう変わるのかを示すのが重要だと感じる。（[] 地裁）

（裁判官のコメント）

第1問は、民事調停事件において、紛争解決の機能強化が言われ、事前評議の重要性がこれまでにも言われているが、[] 簡裁においても、いわゆる4つの類型のうちI、II類型の事案については全件、III、IV類型については必要性が認められるものについて、事前評議が実施されている。本問は、充実した事前評議を行うにあたってその準備をどうするかということだと思われる。事前評議の目的が、当該事案について事案を把握するとともに、調停期日の進行にあたって、証明すべき事項、聴取すべき事項、解決の方向性などについて調停主任裁判官と調停委員が意見交換をし、共通認識を持つことにあると思われるが、そのための準備として、事前に時系列表を作成したり、疑問点などをメモして評議に臨むことは事案の把握を容易に

し、検討すべきことを看過するといったことがなく有用かと思われる。また、■では「調停実践方策」を策定し、事前評議の在り方などを整理されているとのことであるが、評議すべき事項について見過ごすことを防げるのではないかと思う。

第2問は、裁判所としても、新任調停委員に対する研修会、任命後一定程度実務を経験した調停委員を対象としての研究会、さらに実務を経験した調停委員を対象としてケース研究会などを実施し、調停委員のスキルアップの機会を設けている。確かに、近年、民事調停については事件が減少し、経験する事件が必ずしも多くなくOJTでのスキルアップが必ずしも担保されていない点もあろうかと思われるが、調停委員により自主研修の場を設定していただくことはありがたいことだと思っている。本日も各庁での自主的研究会についてご紹介があったが、今後とも継続していただけたらと思う。

今回いくつかの庁の調停委員から事件記録を活用しての事例研究ができればとの声も上がっているが、■では記録の管理上、記録のコピーは原則不可で、事例研究に既済記録のコピーを使うことは予定されていない。事例研究は、調停委員の記憶や作成したメモなどを活用して検討していただけたらと思う。

第3問は、民事調停の広報活動については、民事調停が民事紛争解決に有用であることが必ずしも市民に浸透せず、民事調停事件が減少していることに照らすと、広報活動は意義がある。市民が民事調停を活用しようと思うような効果的な広報活動がなされればよいと思われる。

本日伺ったところでは、これまでの広報活動は調停相談会を開催するといったことにとどまっていたようであるが、■の民事調停制度の説明会、関係機関との交流、■での、これはまだ予定のことであるが、自治体の住民相談担当者向けの説明会、■での学生向けの講義・模擬調停、これもまだ実施されてはいないが、弁護士との意見交換会・説明会、自治体の相談窓口担当者に対する説明会などを企画、実施されているようで、その効果に期待したい。特に弁護士との意見交換会などは、弁護士が往々にして民事訴訟に目が向き、民事調停により依頼者の救済を図るといった意識が希薄と思われる所以、民事調停の活用を促す意味で重要と思われるし、紛争を抱えた当事者が相談に来る市民相談窓口担当者への説明会・リーフレットなどを備え付けてもらうことなどは、当事者に対し紛争解決へ向けての調停の活用を促してくれる可能性もあり、広報活動として意義あるものと思われる。

裁判所としても、広報活動の重要性を考え、本年は、法の日週間行事として「調停ウォッチング！簡易裁判所の民事調停」と題して、民事調停制度の説明、模擬民事調停を行うなど広報活動をしたところである。

今後とも、効果的な広報活動を企画、実施していただけたらと思う。なお、調停協会の広報活動について、裁判所としても協力をしていく所存である。

第2 家事関係問題

【協議問題】

面会交流調停事件において、事情聴取の在り方及びその実施に当たって調停委員の果たすべき役割という観点から、次の事項について、各庁の実情及び工夫例などを伺いたい。

- 1 当事者及び子の心情や状況を把握する際に意識すべき点や留意すべき点について、初回期日と続行期日との共通点あるいは相違点はあるか。
- 2 事情聴取に当たって、裁判官及び家裁調査官とはどのような役割分担や連携をすることが望ましいか。
- 3 同居親から面会交流の実施は不相当との主張がなされるなど面会交流の実施が子の利益に適うか否かが明らかでなく、当事者の主張やその背景事情を理解することが困難な事案において、当事者から事情を聴取する際に留意すべき点は何か。

(出題理由)

家事調停において、当事者の納得や信頼を得ながら、実効性のある紛争解決を実現するため、調停運営に当たっては、当事者からの事情聴取によって紛争の実情を把握することが最も重要である。特に、面会交流調停事件は、隨時、進行方針や当事者への働きかけの方向性を検討していくかなければならないため、必要十分な情報収集を適時適切に効果的に行い、裁判官のみならず、家裁調査官とも、役割分担の在り方を含め事情聴取の在り方について共通認識を醸成する必要がある。そこで、面会交流調停事件における事情聴取の際の留意点及び調停委員の果たすべき役割について、各庁の実情等を伺って、当庁での取組の参考としたい。

【協議結果】

(各庁意見等)

- 1 協議問題1について

(初回期日と続行期日の共通点について)

- ・ 初回期日も続行期日も、当該時点における心情や状況を把握する必要がある点が共通している。各期日の当該時点で、親の対応や子の心情を把握するための聴

取や、子の生活実態についての具体的な事実を聴取する必要がある。同居親、別居親との関係、言動、面会交流の意義についての理解度、面会交流実施に対する姿勢が協力的か非協力的か、また面会交流実施に向けての協力者の有無等を聴取する。実際に面会交流が行われている場合には、その内容や、親との関係や、子の心身の状況等、網羅的に聴取することが大事である。（■家裁）

- ・ 親同士の感情対立が残っている場合が多く、子の福祉の問題にもかかわらず冷静な話し合いが難しいことが多い。よって、聴取に当たっては、まず当事者との間で信頼関係を構築することが必要であり、そのためには傾聴が大事である。また、当事者の発言をまとめたり言い換えたりする面接技法も必要だと考える。結果として当事者や子の心情や状況を十分把握できるし、主張整理もうまくいくと思う。当事者から話を聞く姿勢が初回期日も続行期日も大事である。（■家裁）
- ・ 当事者に調停とはどういうものかを理解してもらうことが必要である。過剰な期待を持たせるのではなく、裁判所に対する期待感を理解した上で、自分たちが決めるのだということを理解してもらうことが大事である。（■家裁）
- ・ 調停における対立当事者構造では子の福祉が置き去りにされていることがあるため、子のためにということを繰り返し説明し、子の福祉の視点から、対立構造ではなく、子を交えた協調構造にすることが大事である。（■家裁）

（相違点について）

- ・ 初回期日は、丁寧に聞き全体像を把握することが大事である。続行期日では、双方の対立点が明確になってくるため、内容に応じて対応していくことになる点が異なっている。双方の主張を聞き、裏付け資料を求めつつ、具体的なエピソード（発言内容や発言の前後の状況等具体的な実情）を聞く。それでも、実情が明確にならないときには、調査官調査や試行的面会交流の検討も行う。（■家裁）
- ・ 続行期日では、初回期日で聴取できなかったことを継続して聴取することになるが、最も留意すべきなのは禁止・制限の事由の確認である。当事者との信頼関係を築き、続行期日の中で掘り下げて聞く調停委員の努力が必要である。（■家裁）

2 協議問題2について

- ・ 調停委員、裁判官及び家裁調査官は、事前、中間、事後の評議及び経過メモを通じ、予想される争点、当該期日の進行方針、聴取事項、家裁調査官の活用とい

った進行方針等について認識を共有する。調停委員が、隨時、裁判官や家裁調査官に相談できる態勢が整っており、調停委員が聴取できなかつたことを家裁調査官が聴くなどの役割分担がされている。 (■家裁)

- ・ 事件数が少ない支部では、裁判官、書記官、家裁調査官、調停委員間で全件カンファレンスを行っているところもある。本庁では事件数も多く全件というわけにはいかないが、各職種間で認識共有を図り、認識のズレが無いか等確認している。新しい情報も遺漏なく情報共有して進行方向を定めることが大事だと考えている。 (■家裁)
- ・ 調停委員が当事者から得た客観的な情報は、当事者が主張する事実と違うことがあるので必ず裁判官と共有する。面会交流を実施することによる当事者への影響や、面会交流の結果による当事者の心情や感情の変化等についての認識も各職種間で共有することが大切である。調停委員として、裁判官や家裁調査官に必要な情報を提供、報告することが大事である。 (■家裁)
- ・ 調停委員が、方向性をもって事情聴取を行うと、裁判官も分かり易い。疑義がある場合には、裁判官と評議を行う。調停成立が難しく、調停に代わる審判が見込まれる時にはどういう情報が必要になるかを考えながら聴取を行う。 (■家裁)
- ・ 調停委員と裁判官の間での十分な評議が前提だが、基本的に、調停委員が事情聴取全てを行い、事情聴取の結果、問題点が発生すれば中間評議を行う。ただし、子の調査や試行的面会交流が必要と考えられるものについては家裁調査官が聴取する。役割分担を意識することが重要である。 (■家裁)
- ・ 家裁調査官は、調停委員が聴けなかつた部分を補てん的に聴取する以外に、子の調査を行い、調査官の専門的知識を当事者にきちんと伝えてくれるという点が心強い。専門的知識を持つ人が伝えることで親の理解度も上がる。裁判官には、膠着した状況において、審判になるとどうなるかを教示してもらうことで、当事者が解決策を考える契機となることがある。 (■家裁)

3 協議問題3について

- ・ 初めから面会交流ありきで聴取しない。客観的な事実と当事者の主観的な捉え方の違いを調停委員が探りながら聴取することが必要である。 (■家裁)
- ・ 当事者に説明を理解してもらうことが困難な事案もある。当該当事者について

精神疾患の有無を検討する必要があるため、家裁調査官や医師である裁判所技官の意見を聞くことが大事である。精神疾患が無い場合には、家裁調査官の立会いや主張整理を目的とする調査官調査も考えられる。精神疾患がある場合には、裁判官と協議や相談をしながら進行することが必要である。（■家裁）

- ・ 同居親には、別居親の反論や面会交流の意義や内容を伝え、考えていることを丁寧に聴取することで、面会交流の必要性を理解するよう働き掛けることが大事である。事実調査が必要なら調査官調査を検討し、調停委員が聴いた事情については、裁判官にも諮ることが必要である。（■家裁）
- ・ 事情聴取に当たっては、話を聞くことが大事だが、当事者によっては対話ができるない攻撃的な方もおり、事情を聞く段階に至らないことがあり、そういう場合には、調停委員が精神疾患とかパーソナリティ障害についての知識を持っておくということも重要だと思う。知識を持った上で裁判官や家裁調査官と評議することが必要である。（■家裁）
- ・ 面会交流の意義を理解してもらうことが必要である。別居親には、面会交流で優先すべきは親の権利ではなく、子の利益であり、子の利益に適った面会交流をするためには、同居親の協力や信頼関係が不可欠であることを理解してもらう。それを調停の段階で、双方の親にわかってもらうように働きかけることが大事である。（■家裁）
- ・ 調停委員自身が面会交流の必要性を理解していないと当事者に働きかけることができないと思う。きちんと根拠を学び、子の成長のために必要であることを理解することが大事だと思う。（■家裁）

（裁判官コメント）

面会交流調停は、調停の中でも最も困難な事件とされている。

その理由としては、①当事者の心情や主張が揺れ動きやすいこと、②子と非監護親との面会交流であるが、その主体とする子が調停の場に登場せず、子の意向や心情を把握することが調停の場において直接にはできないこと、③面会交流を実施するためには、当事者双方の協力が必要であり、そのためには、破たんしている当事者間において、最低限の信頼関係と協力関係を構築しなければならないこと、がある。

そのような特徴を踏まえ、今回の協議会では、三つの問題点について意見交換を

行った。

第1問については、当事者の発言を良く聴き、その心情を受け止めることで当事者らの信頼を得て、当事者と子の関係や子の現在の状況、面会交流の阻害要因や禁止・制限事由に関わる主張や事実の有無を聴取確認することが必要なところ、特に主体となる子が調停の場にいないため、子の状況を聴き取るには、種々のエピソードを聞くなどの工夫が必要であるが、これらの点については、どの調停委員も意識されているところであった。

また、続行期日では、当事者から聴取した話や心情を踏まえつつも、初回期日で調停委員が説明した面会交流の意義や、最高裁や当庁が作成したDVDを見ることで、良い意味でも悪い意味でも心情が揺れ動いたり、主張が変わったりすることがあることを踏まえて、さらなる聴取を行うとともに、対立点について当事者間と共通認識を図った上で、調査官調査の必要性の有無、実施する場合の調査の内容、当事者が調査官調査の結果を受け入れる素地の有無等について、裁判官や調査官と評議を行いながら、認識合わせをした上で、調整をし、解決のために当事者に働きかけをすることが必要となるが、この点についても各調停委員が意識していることが顕著であった。

第2問については、調停委員こそが当事者との間で共通認識を得るための重要な役割を担っており、共通認識の内容（阻害要因や禁止・制限事由の有無を判断するのに必要な事実の確定方法、調査官の立会い・調査の要否や試行的面会交流の可否）について、裁判官・調査官と適時適切な評議を通じて調停委員会としての認識を共通にするのが重要である点についても、各調停委員が意識して臨んでおり、各庁においても、調停進行モデルや調査官の活用モデル等を作成し、それに従った調停運営を心掛けていることも確認できた。

第3問については、当事者が主張している禁止・制限事由が何かを聴取するとともに、子に対しその具体的影響があるかを確認することとなるが、それらを調停期日における聴取だけでは把握できないときは、当事者の意向調査（主張の確認・整理）、子の生活状況や心情の調査を行うことが考えられる。そして、調査結果から明らかになった事情を踏まえ、裁判官、調査官と評議を行い、面会交流の方向性を見通し、これを踏まえての当事者に対する調整・働きかけが必要となるが、これについても、各庁、異論はなかったと思料する。

裁判官を含む調停委員会、調査官及び書記官は、ワン・チームである。一つの目的に向かって皆が役割を分担しながら協働するものである。ラグビーで覚えた言葉であるが、調停にも全く当てはまるものだと思う。

今後も調停に尽力していただきたい。

本日は熱心な議論をありがとうございました。

第 1 民事調停事件の概況

1 民事調停事件（高・地・簡）の新受件数の推移

最近 10 年間の全国及び福岡高等裁判所管内（以下「管内」という。）の民事調停事件全体（高裁、地裁及び簡裁）の新受件数（実数及び平成 21 年を 100 とする指標）の推移は、別表第 1 のとおりであり、指標の推移をグラフ化したものが、別表第 2 である。

新受件数は、全国、管内とも、特定調停事件の急減の影響により、平成 18 年以降減少傾向にあるが、特に平成 21 年に大幅に減少し（本概況においては、平成 20 年以前の統計は省略。2(1)につき同様。），以後、漸減している。平成 21 年の新受件数を 100 とすると、平成 30 年は、全国で 31.3、管内で 30.7 となっている。

このうち、一般調停事件は、平成 23 年までは、全国、管内とも緩やかに増加していたが、平成 24 年以降、ともに減少傾向に転じている。

2 民事調停事件（簡裁）の概況

(1) 新受件数の推移

最近 10 年間の全国、管内及び各府別の簡易裁判所の新受件数の推移は、別表第 3 のとおりである。

新受件数は、民事調停事件全体と同様、平成 17 年以降、大幅な減少傾向にあり、平成 21 年を 100 とする指標では、平成 30 年は、全国で 29.3、管内で 27.1 にまで減少している。しかし、ここ数年、減少程度は緩やかである。

(2) 新受件数の事件別の推移等

最近 5 年間の管内の新受件数の事件別の推移は、別表第 4 のとおりである。

一般調停の新受件数は、平成 26 年当時と比べると減少している。また、特定調停の新受件数は、平成 27 年から増加していたが、平成 30 年には減少に転じている。

平成 30 年の全国、管内及び各府別の新受件数の事件別の構成比は、別表第

【機密性 2】

5のとおりである。福岡における商事調停の構成比（27.5%），熊本における特定調停の構成比（36.6%）及び那覇における宅地建物の構成比（25.8%）が高いのが目につく。

（3）既済件数の推移

最近5年間の全国，管内及び各庁別の調停事件の既済件数の推移は，別表第6の1のとおりであり，平成26年の既済件数を100とする指標の推移を一覧表にしたものである。

（4）未済件数の推移

最近5年間の全国，管内及び各庁別の調停事件の未済件数の推移は，別表第6の2のとおりであり，平成26年の未済件数を100とする指標の推移を一覧表にしたものである。

（5）終局区分の推移

最近5年間の全国，管内及び各庁別の終局区分の推移は，別表第7のとおりである。

平成30年の管内の処理結果は，調停成立が28.7%，調停に代わる決定が35.9%，不成立が21.7%，取下げ等が13.7%であるところ，全国の調停成立の割合（33.6%），不成立率の割合（29.1%）及び取下等率の割合（17.0%）より低く，調停に代わる決定の割合が全国（20.4%）より高いのが特徴である。

管内各庁の状況を見ると，成立率は長崎（34.4%）及び熊本（50.8%）のみ全国よりも高いが，その他の庁は全国より低く，不成立率は那覇（30.1%）のみ全国より高く，その他の庁は全国よりも低くなっている。調停に代わる決定率は，全国の指標は平成28年まで減少傾向にあったが，平成29年以降は増加している。管内についても成立率が高い熊本を除き，全国と比較すると高い状況は続いている。

（6）既済事件の審理期間等の推移

最近5年間の全国及び管内の既済事件の審理期間等の推移は，別表第8の1

【機密性 2】

のとおりである。

既済事件の審理期間の推移を見ると、管内では平成 26 年は 1 月以内の終局率が 42.1% であり、平成 26 年までは 40% 台で推移していたところ（本概況においては、平成 25 年以前の統計は省略。），平成 27 年以降は 30% 台に減少し、平成 30 年は 29.4% まで減少している。平成 26 年には 1.9 月であった平均審理期間も、長期化傾向を示し、平成 28 年からは 2.0 月となっている。全国においても、平成 26 年の平均審理期間が 2.9 月のところ、漸次長期化して平成 29 年からは 3.4 月となっている。なお、平成 30 年の既済事件の審理期間は、管内（外円）では 67% が 2 月以内に既済となっているが、全国においては、2 月以内の既済は 45% である。

（7）弁護士関与率の推移

別表第 8 の 2 のとおり、全国及び管内ともに弁護士関与率は増加しており、全国では平成 23 年を境に急増し、平成 27 年以降は 40% を超えたが、平成 28 年以降は微減している。管内についてもほぼ同様の傾向であり、特に平成 28 年はこれまでより大幅に増加し、26% 程度まで上昇しているが、平成 29 年からは減少している。

（8）既済事件の期日実施回数等

平成 30 年の全国及び管内の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数は、別表第 9 のとおりであり、管内（外円）では、期日を実施しなかった事件が全体の 22.9%，3 回までの期日の実施によって終了した事件が全体の 70.7% であり、あわせて 93.6%（全国は 84.5%）を占めており、既済事件の多くが第 3 回期日までに終了している。

実施回数が 1 回で既済となっている事件は 48.6% で、全国（33.0%）よりも大きな割合を占めており、平均実施回数も、1.3 回で全国（2.0 回）より 0.7 回少なく、最近 5 年間を見ても、全国より少ない回数となっている。

第 2 家事調停事件の概況

【機密性 2】

1 新受件数の推移

最近 10 年間の全国及び管内の新受件数（実数及び平成 21 年を 100 とする指數）の推移は、別表第 10 のとおりであり、指數の推移をグラフ化したものが、別表第 11 である。

新受件数は、全国、管内ともに、概ね数%の増減はあるものの、全体的には全国、管内ともに高い水準を維持している。最近 10 年間を総じて見ると、全国、管内とも別表第二事件は増加傾向にあり、別表第二以外の事件はいずれも減少傾向にある。

最近 10 年間の全国、管内及び各庁別の新受件数の推移は、別表第 12 のとおりである。平成 21 年を 100 としたものであり、各庁とも大きな増減はないことがわかる。

2 新受件数の事件別の推移等

最近 5 年間の管内の新受件数の事件別の推移は、別表第 13 のとおりである。別表第二の調停事件が増加し、平成 26 年以降の新受件数を見てみると、中でも婚姻費用分担（対 26 年比 15.8% 増）、遺産分割（対 26 年比 14.4% 増）といった事件等が増加している。

一方、別表第二以外の調停事件は、いずれも減少している。

平成 30 年の全国、管内及び各庁別の新受事件の事件別の内訳は、別表第 14 のとおりであり、事件別の構成比をグラフにしたものが別表第 15 である。管内における内訳は、別表第二以外の事件である婚姻中の夫婦間の事件がもっとも多く、次いで、別表第二事件である子の監護に関する処分、婚姻費用分担、遺産分割、親権者関係の順となっており、全国とほぼ同様の構成比となっている。

各庁別の特徴としては、長崎、宮崎及び那覇では子の監護にかかる事件の比率が最も高く、親権者関係の事件の比率も他庁と比べて高いことから、子を巡る事件が多いといえる。

3 既済件数及び未済件数の推移

【機密性 2】

最近 5 年間の全国、管内及び各庁別の既済件数の推移については別表第 16 の 1 のとおり、未済件数の推移については別表第 16 の 2 のとおりである。

4 終局区分の推移

最近 5 年間の終局区分の推移は、別表第 17 のとおりである。平成 30 年の管内（外円）の処理結果は、成立が 52.3%、不成立が 15.8%、取下げが 20.4% を占めており、全国（内円）とほぼ同じような構成比率である。

平成 30 年の管内の既済事件の事件別の終局区分構成比は、別表第 18 のとおりである。

5 既済事件の審理期間の推移

最近 5 年間の管内の既済事件の審理期間の推移は、別表第 19 のとおりである。

既済事件の審理期間は、平成 30 年は、管内（外円）は、3 月以内に 41.1% の事件が終了しており、これは、全国（内円）の 35.0% を上回っている。6 月以内に既済となった事件の割合を比較しても、管内（72.3%）が全国（66.3%）を上回っており、当管内ではより迅速な事件処理がされているものといえる。

最近 5 年間の全国及び管内の既済事件の平均審理期間の推移は、別表第 20 の 1 のとおりであり、いずれも伸びており、若干の長期化傾向がうかがわれる（平成 26 年から全国及び管内でいずれも 0.7 月の伸び）。管内の既済事件の平成 30 年の平均審理期間は、調停全体で 5.4 月（全国 6.0 月）、別表第二の事件では 5.7 月（全国 6.4 月）、別表第二以外の事件では 4.8 月（全国 5.6 月）と、いずれも全国より短くなっている。

6 未済事件の審理期間の推移

平成 30 年の全国及び管内各庁別の既済事件及び未済事件の各審理期間は、別表第 20 の 2 のとおりである。未済平均審理期間については、全国では調停事件全体で 5.6 月、別表第二の事件で 6.2 月、別表第二以外の事件で 4.7 月であるが、調停事件全体において、全国の数値（5.6 月）を超える府はない。管内のほとんどの府は、全国比で別表第二の事件及び別表第二以外の事件のいずれの審理期間

【機密性 2】

も短い傾向がうかがわれる。

7 遺産分割事件の審理について

管内における平成 30 年の別表第二調停事件の未済事件の審理期間は、**別表第 21** のとおりである。特に審理に時間がかかる傾向のある遺産分割事件に着目してみると、管内全体の未済事件総数 4,397 件のうち、遺産分割事件は 1,283 件で全体の 29.2% を占めており、1 年を超える未済事件に占める遺産分割の割合は 63.8% となっている。

全国及び管内の遺産分割事件における終局区分別割合及び平均調停期日回数は**別表第 22** のとおりである。

平成 30 年の平均調停期日回数を見ると、全国は 4.9 回のところ、管内は 5.2 回となっている。また、これまでと同様に、調停成立率は全国 (49.29%) より若干低い (43.78%) が、調停に代わる審判率は高くなっている、取下率は平成 26 年以降初めて全国 (17.10%) よりも低く (管内 16.70%) なった。

【機密性2】

平成30年

調停事件の概況

令和元年11月

福岡高等裁判所

別 表 目 錄

別表第1	民事調停事件(高・地・簡)の新受件数の推移	8
2	民事調停事件(高・地・簡)の新受件数(指数)の推移	8
3	民事調停事件(簡裁)の新受件数の推移	9
4	民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の推移(管内)	10
5	平成30年民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件の構成比	10
6の1	民事調停事件(簡裁)の既済件数の推移	11
6の2	民事調停事件(簡裁)の未済件数の推移	11
7	民事調停事件(簡裁)の終局区分の推移	12
8の1	民事調停事件(簡裁)の既済事件の審理期間及び平均審理期間の推移	13
8の2	民事調停事件(簡裁)における弁護士関与率	14
9	平成30年民事調停事件(簡裁)の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数	15
10	家事調停事件の新受件数の推移	16
11	家事調停事件の新受件数(指数)の推移	16
12	家事調停事件の新受件数の推移(各家裁別)	17
13	家事調停事件の新受件数の事件別の推移(管内)	18
14	平成30年家事調停事件の新受事件の事件別の内訳	19
15	平成30年家事調停事件の新受事件の事件別の構成比	19
16の1	家事調停事件の既済件数の推移	20
16の2	家事調停事件の未済件数の推移	20
17	家事調停事件の終局区分の推移	21
18	平成30年家事調停既済事件の事件別の終局区分構成比(管内)	22
19	家事調停事件の既済事件の審理期間の推移	23
20の1	家事調停事件の既済事件の平均審理期間の推移	24
20の2	家事調停事件既済・未済事件の平均審理期間の推移(管内各庁)	24
21	平成30年別表第二調停事件の未済事件の審理期間	25
22	遺産分割事件における終局区分別割合・平均調停期日回数	26

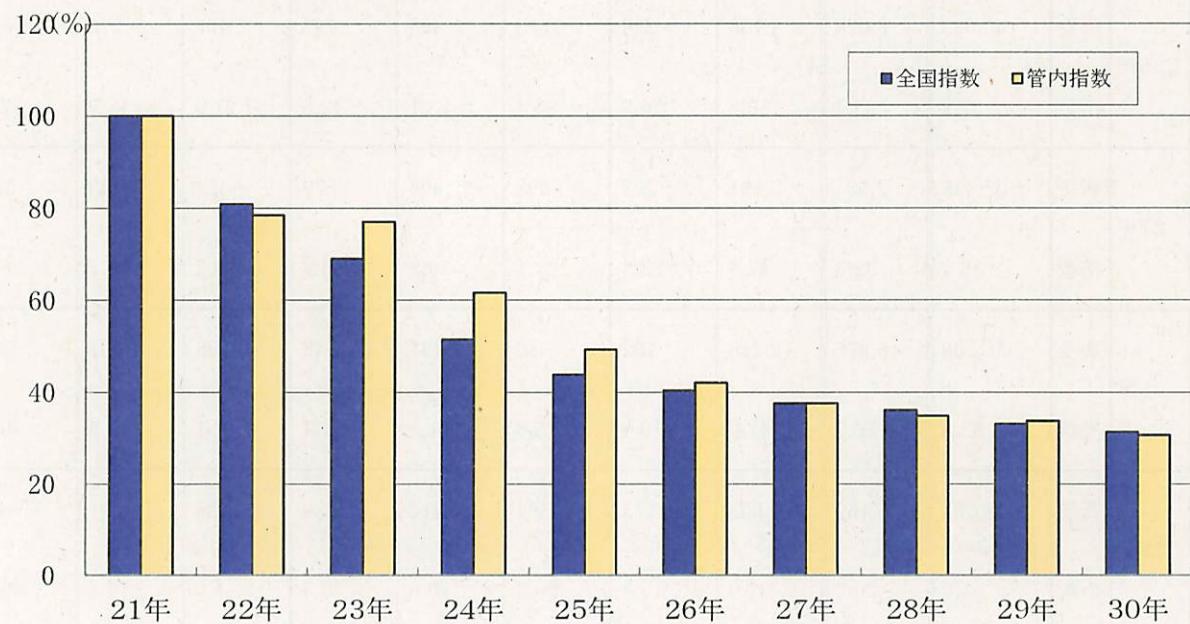
(別表第1)

民事調停事件（高・地・簡）の新受件数の推移

年 次	全 国				管 内			
	新 受 件 数	指 数			新 受 件 数	指 数		
			一 般 調 停	特 定 調 停			一 般 調 停	特 定 調 停
21年	108,615	100.0	52,611	56,004	17,926	100.0	8,061	9,865
22年	87,808	80.8	59,579	28,229	14,061	78.4	9,602	4,459
23年	74,896	69.0	63,514	11,382	13,805	77.0	12,102	1,703
24年	55,862	51.4	50,348	5,514	11,047	61.6	10,263	784
25年	47,596	43.8	43,747	3,849	8,841	49.3	8,209	632
26年	43,862	40.4	40,491	3,371	7,544	42.1	7,076	468
27年	40,760	37.5	37,682	3,078	6,735	37.6	6,256	479
28年	39,191	36.1	36,101	3,090	6,244	34.8	5,706	538
29年	35,939	33.1	32,545	3,394	6,052	33.8	5,159	893
30年	34,019	31.3	30,656	3,363	5,503	30.7	4,830	673

(別表第2)

民事調停事件（高・地・簡）の新受件数（指数）の推移



(別表第3)

民事調停事件(簡裁)の新受件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成21年	新受	105,637	17,103	5,409	893	1,469	2,014	1,748	2,089	1,990	1,491
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22年	新受	79,535	11,127	3,690	712	1,092	966	1,061	1,378	1,280	948
	指数	75.3	65.1	68.2	79.7	74.3	48.0	60.7	66.0	64.3	63.6
23年	新受	63,009	8,971	3,735	402	808	751	922	817	872	664
	指数	59.6	52.5	69.1	45.0	55.0	37.3	52.7	39.1	43.8	44.5
24年	新受	48,627	7,772	3,265	325	544	654	1,169	662	577	576
	指数	46.0	45.4	60.4	36.4	37.0	32.5	66.9	31.7	29.0	38.6
25年	新受	42,821	6,772	2,687	308	556	630	985	658	443	505
	指数	40.5	39.6	49.7	34.5	37.8	31.3	56.4	31.5	22.3	33.9
26年	新受	40,063	6,029	2,736	238	535	465	743	457	376	479
	指数	37.9	35.3	50.6	26.7	36.4	23.1	42.5	21.9	18.9	32.1
27年	新受	37,445	5,531	2,591	208	398	406	679	421	439	389
	指数	35.4	32.3	47.9	23.3	27.1	20.2	38.8	20.2	22.1	26.1
28年	新受	35,708	5,076	2,216	182	380	433	548	358	351	608
	指数	33.8	29.7	41.0	20.4	25.9	21.5	31.4	17.1	17.6	40.8
29年	新受	32,704	5,159	2,003	173	304	414	988	438	381	458
	指数	31.0	30.2	37.0	19.4	20.7	20.6	56.5	21.0	19.1	30.7
30年	新受	30,959	4,642	1,886	180	274	540	673	362	269	458
	指数	29.3	27.1	34.9	20.2	18.7	26.8	38.5	17.3	13.5	30.7

(別表第4)

民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の推移(管内)

事件の種類	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	件数	指数								
総数	6,029	100.0	5,531	91.7	5,076	84.2	5,159	85.6	4,642	77.0
一般調停	5,562	100.0	5,052	90.8	4,538	81.6	4,266	76.7	3,969	71.4
民事一般	3,973	100.0	3,348	84.3	3,169	79.8	3,105	78.2	2,837	71.4
宅地建物	437	100.0	454	103.9	369	84.4	385	88.1	399	91.3
農事	2	100.0	3	150.0	1	50.0	2	100.0	3	150.0
商事	958	100.0	1,032	107.7	826	86.2	612	63.9	573	59.8
交通	185	100.0	211	114.1	170	91.9	157	84.9	150	81.1
公害等	7	100.0	4	57.1	3	42.9	5	71.4	7	100.0
特定調停	467	100.0	479	102.6	538	115.2	893	191.2	673	144.1

(別表第5)

平成30年民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件の構成比

府名	総数	一般調停							特定調停	備考
		総数	民事一般	宅地建物	農事	商事	交通	公害等		
全国	30,959	27,665	17,171	3,976	16	4,178	2,248	76	3,294	
構成比(%)	100.0	89.4	55.5	12.8	0.1	13.5	7.3	0.2	10.6	
管内	4,642	3,969	2,837	399	3	573	150	7	673	
	(15.0)	85.5	61.1	8.6	0.1	12.3	3.2	0.2	14.5	
福岡	1,886	1,655	962	124	0	519	49	1	231	
	(6.10)	87.8	51.0	6.6	0.0	27.5	2.6	0.1	12.2	
佐賀	180	143	116	15	1	2	6	3	37	
	(0.60)	79.4	64.4	8.3	0.6	1.1	3.3	1.7	20.6	
長崎	274	251	204	35	0	7	5	0	23	
	(.90)	91.6	74.5	12.8	0.0	2.6	1.8	0.0	8.4	
大分	540	458	397	20	0	15	24	2	82	
	(1.70)	84.8	73.5	3.7	0.0	2.8	4.4	0.4	15.2	
熊本	673	427	331	34	0	22	40	0	246	
	(2.20)	63.4	49.2	5.1	0.0	3.3	5.9	0.0	36.6	
鹿児島	362	345	305	32	0	2	5	1	17	
	(1.20)	95.3	84.3	8.8	0.0	0.6	1.4	0.3	4.7	
宮崎	269	248	215	21	2	1	9	0	21	
	(0.90)	92.2	79.9	7.8	0.7	0.4	3.3	0.0	7.8	
那覇	458	442	307	118	0	5	12	0	16	
	(1.50)	96.5	67.0	25.8	0.0	1.1	2.6	0.0	3.5	

※ 管内の総数に示す構成比は、全国の総数を100とした場合の比率

(別表第6の1)

民事調停事件(簡裁)の既済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成26年	既済	40,658	6,091	2,667	256	571	498	755	475	390	479
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27年	既済	37,062	5,513	2,596	206	417	389	693	396	419	397
	指数	91.2	90.5	97.3	80.5	73.0	78.1	91.8	83.4	107.4	82.9
28年	既済	36,138	5,120	2,263	174	365	443	520	367	392	596
	指数	88.9	84.1	84.9	68.0	63.9	89.0	68.9	77.3	100.5	124.4
29年	既済	32,874	5,119	2,030	182	316	386	980	440	339	446
	指数	80.9	84.0	76.1	71.1	55.3	77.5	129.8	92.6	86.9	93.1
30年	既済	31,096	4,735	1,965	170	282	542	699	359	283	435
	指数	76.5	77.7	73.7	66.4	49.4	108.8	92.6	75.6	72.6	90.8

(別表第6の2)

民事調停事件(簡裁)の未済件数の推移

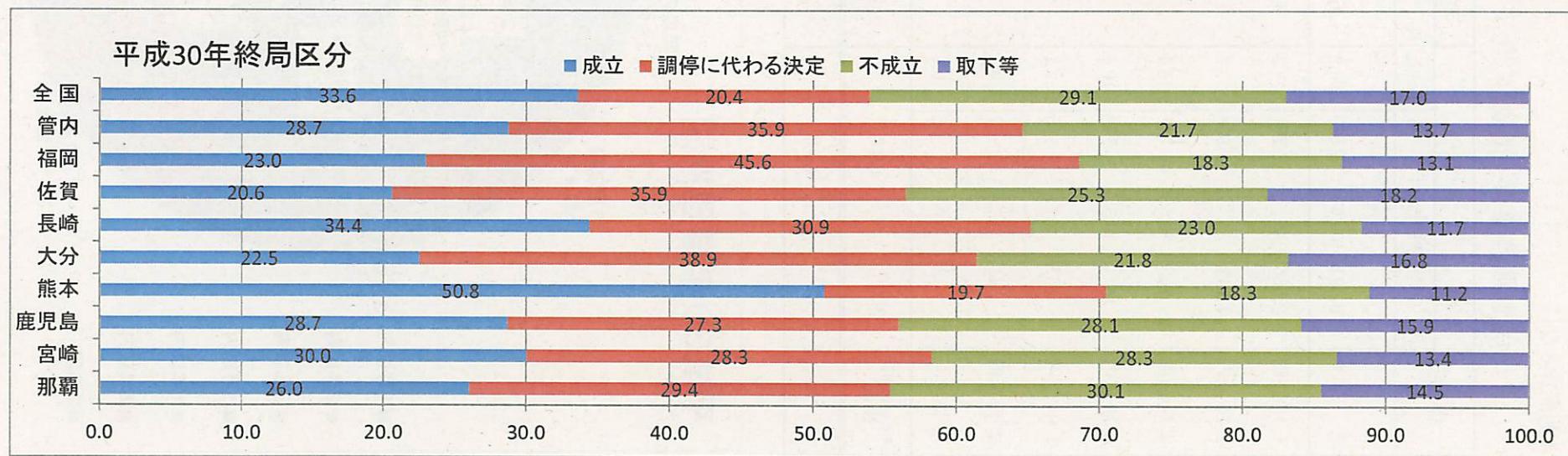
年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成26年	未済	9,144	882	451	28	74	55	109	40	38	87
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27年	未済	9,527	900	446	30	55	72	95	65	58	79
	指数	104.2	102.0	98.9	107.1	74.3	130.9	87.2	162.5	152.6	90.8
28年	未済	9,097	856	399	38	70	62	123	56	17	91
	指数	99.5	97.1	88.5	135.7	94.6	112.7	112.8	140.0	44.7	104.6
29年	未済	8,927	896	372	29	58	90	131	54	59	103
	指数	97.6	101.6	82.5	103.6	78.4	163.6	120.2	135.0	155.3	118.4
30年	未済	8,790	803	293	39	50	88	105	57	45	126
	指数	96.1	91.0	65.0	139.3	67.6	160.0	96.3	142.5	118.4	144.8

(別表第7)

民事調停事件(簡裁)の終局区分の推移

序名	成立率						調停に代わる決定率						不成立率						取下等率					
	26年	27年	28年	29年	30年	平均	26年	27年	28年	29年	30年	平均	26年	27年	28年	29年	30年	平均	26年	27年	28年	29年	30年	平均
全国	32.2	33.8	33.4	34.1	33.6	33.4	20.1	20.3	18.9	19.8	20.4	19.9	28.2	27.7	28.6	29.0	29.1	28.5	19.5	18.2	19.1	17.0	17.0	18.2
管内	25.3	25.1	29.7	33.4	28.7	28.3	37.2	39.9	32.8	34.2	35.9	36.1	20.5	19.4	20.9	19.8	21.7	20.4	17.0	15.6	16.7	12.6	13.7	15.2
福岡	23.1	23.0	25.0	26.5	23.0	24.0	44.2	46.5	40.8	39.6	45.6	43.5	18.5	17.1	18.1	20.7	18.3	18.5	14.2	13.4	16.2	13.2	13.1	14.0
佐賀	23.0	23.8	27.6	33.5	20.6	25.5	37.9	43.2	36.8	37.4	35.9	38.4	19.1	22.8	17.8	18.1	25.3	20.5	19.9	10.2	17.8	11.0	18.2	15.6
長崎	30.3	35.5	32.3	28.5	34.4	32.1	31.7	32.6	28.8	32.6	30.9	31.4	17.9	18.7	22.7	24.7	23.0	20.8	20.1	13.2	16.2	14.2	11.7	15.7
大分	30.9	28.5	28.4	23.6	22.5	26.7	28.1	29.3	27.1	43.3	38.9	33.3	27.1	25.7	16.5	16.8	21.8	21.7	20.9	23.4	17.4	16.3	16.8	18.9
熊本	24.1	21.8	31.9	59.6	50.8	39.4	36.0	37.8	22.7	18.8	19.7	26.7	23.8	21.1	27.7	14.7	18.3	20.3	16.0	19.3	17.7	6.9	11.2	13.5
鹿児島	24.2	22.2	31.1	25.9	28.7	26.2	37.7	35.1	27.2	40.5	27.3	34.1	19.4	22.2	22.1	20.9	28.1	22.3	18.7	20.5	19.6	12.7	15.9	17.4
宮崎	23.3	32.2	25.8	21.5	30.0	26.6	27.7	31.5	30.4	34.8	28.3	30.6	22.3	22.2	25.0	23.3	28.3	24.0	26.7	14.1	18.9	20.4	13.4	18.9
那覇	31.3	26.7	47.1	35.2	26.0	34.3	23.0	29.7	21.6	28.9	29.4	26.1	29.9	25.2	17.1	22.9	30.1	24.6	15.9	18.4	14.1	13.0	14.5	15.0

-12-

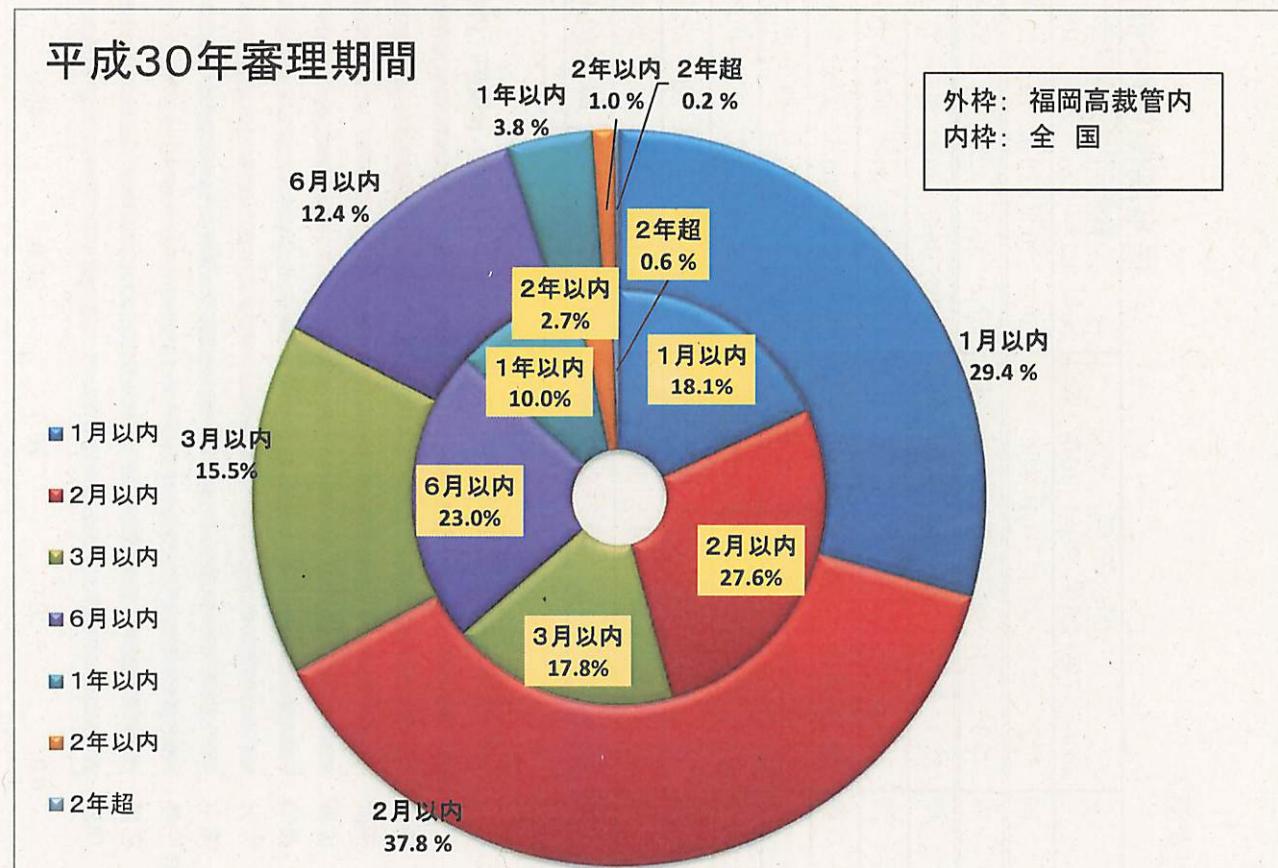


※数値は百分率(%)を示す。

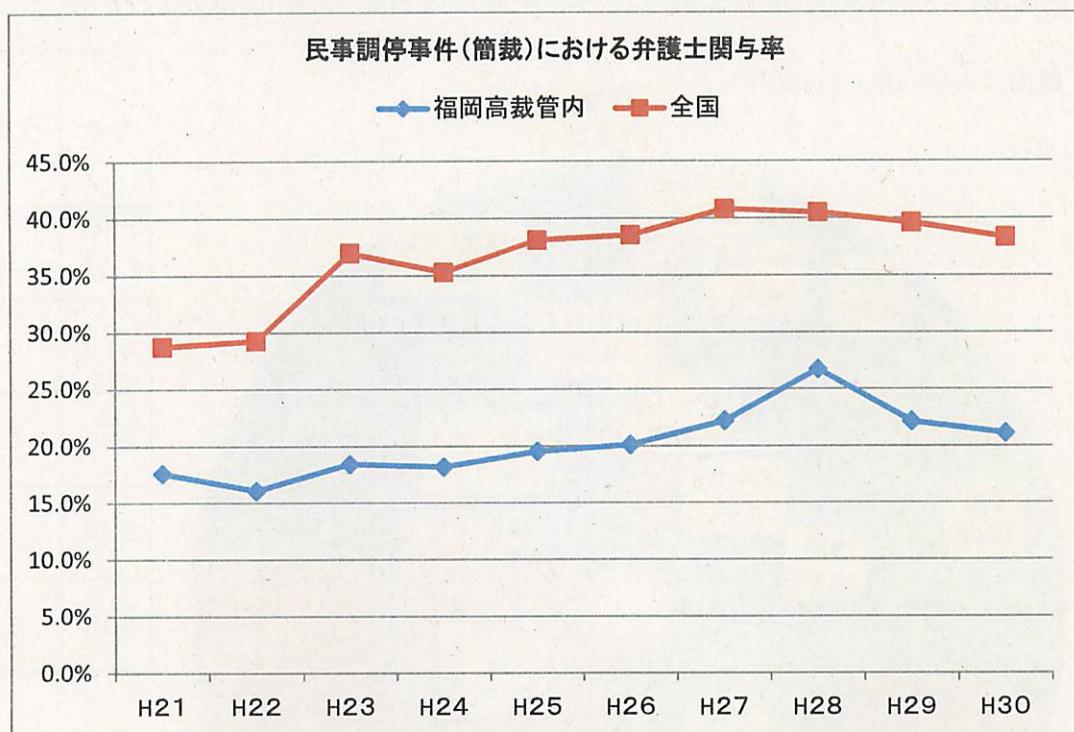
(別表第8の1)

民事調停事件(簡裁)の既済事件の審理期間及び平均審理期間の推移

期間	26年		27年		28年		29年		30年		全国(平成30年)	
	件数	構成比	件数	構成比								
総 数	6,091	100.0	5,513	100.0	5,120	100.0	5,119	100.0	4,735	100.0	31,096	100.0
1月以内	2,566	42.1	2,167	39.3	1,760	34.4	1,709	36.1	1,390	29.4	5,643	18.1
2月以内	1,911	31.4	1,838	33.3	1,864	36.4	1,969	41.6	1,789	37.8	8,591	27.6
3月以内	762	12.5	741	13.4	653	12.8	641	13.5	735	15.5	5,546	17.8
6月以内	641	10.5	572	10.4	606	11.8	565	11.9	586	12.4	7,167	23.0
1年以内	167	2.7	155	2.8	183	3.6	187	3.9	179	3.8	3,120	10.0
2年以内	41	0.7	37	0.7	51	1.0	41	0.9	46	1.0	851	2.7
2年超	3	0.0	3	0.1	3	0.1	7	0.1	10	0.2	178	0.6
平均審理期間 (管内)	1.9月		1.9月		2.0月		2.0月		2.0月			
同上(全国)	2.9月		3.1月		3.2月		3.4月		3.4月			



民事調停事件(簡裁)における弁護士関与率

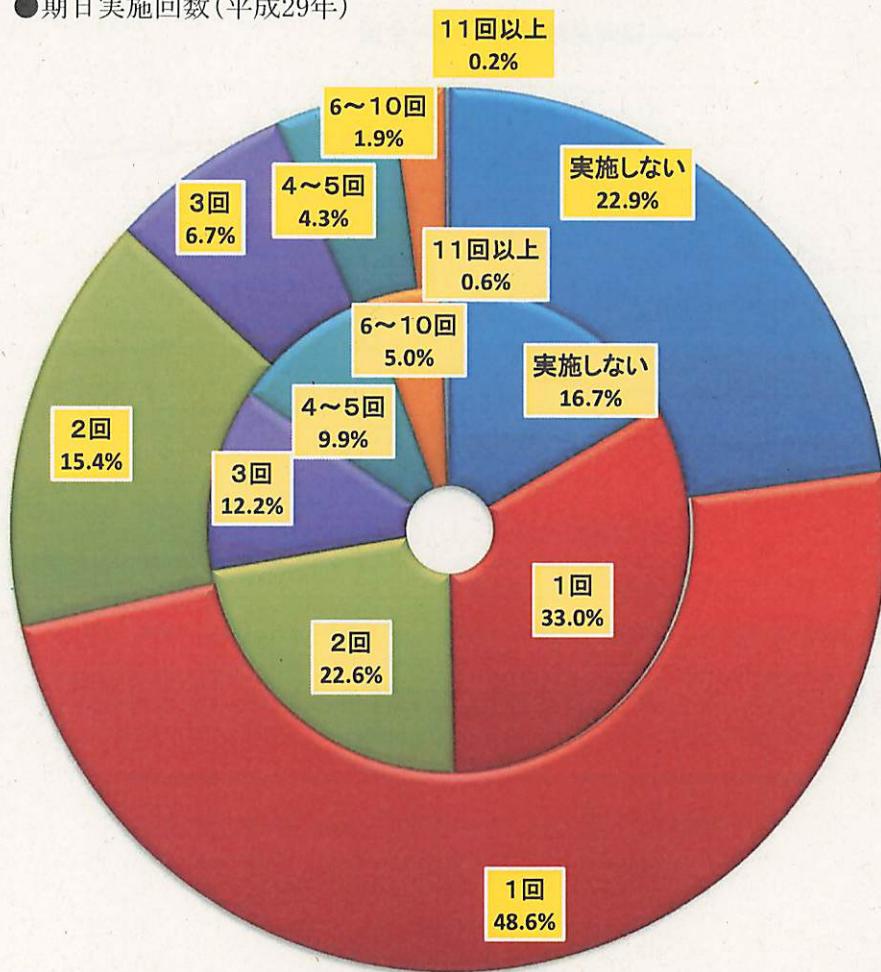


※簡裁(ノ)号事件のうち、事件表上、貸金業及び信販関係と報告された事件を除く。

(別表第9)

平成30年民事調停事件(簡裁)の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数

●期日実施回数(平成29年)



(内円)全国 31,096件

(外円)管内 4,735件

●平均実施回数(平成30年)

福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
1.2	1.4	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3	1.6

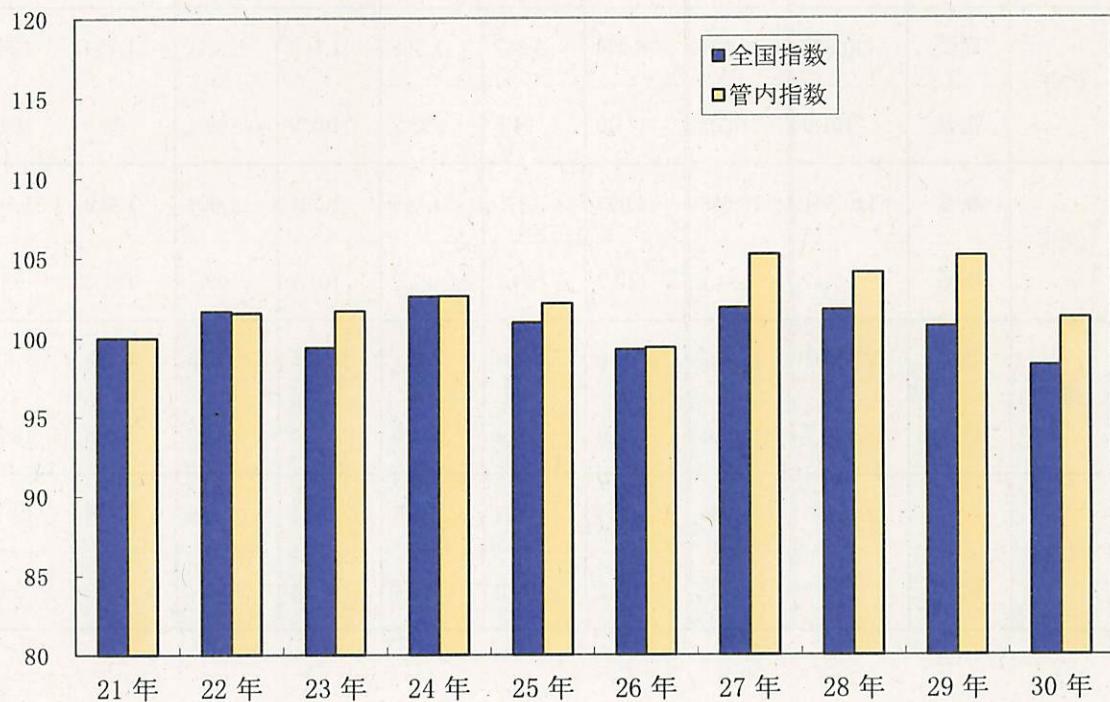
(別表第10)

家事調停事件の新受件数の推移

年次	全 国				管 内			
	新受件数	指 数	別表第二 調停	別表第二 以外の 調停	新受件数	指 数	別表第二 調停	別表第二 以外の 調停
平成 21 年	138,240	100.0	64,448	73,792	16,004	100.0	7,727	8,277
22 年	140,557	101.7	67,034	73,523	16,253	101.6	8,064	8,189
23 年	137,390	99.4	68,166	69,224	16,275	101.7	8,419	7,856
24 年	141,802	102.6	73,204	68,598	16,423	102.6	8,833	7,590
25 年	139,593	101.0	74,870	64,723	16,348	102.1	9,321	7,063
26 年	137,207	99.3	75,973	61,235	15,905	99.4	9,279	6,626
27 年	140,827	101.9	78,914	61,913	16,837	105.2	9,962	6,875
28 年	140,641	101.7	80,214	60,427	16,654	104.1	10,046	6,608
29 年	139,274	100.7	81,600	57,674	16,825	105.1	10,434	6,391
30 年	135,793	98.2	80,458	55,335	16,206	101.3	10,109	6,097

(別表第11)

家事調停事件の新受件数(指数)の推移



(別表第12)

家事調停事件の新受件数の推移(各家裁別)

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成21年	新受	138,240	16,004	5,436	915	1,483	1,330	2,053	1,773	1,476	1,538
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22年	新受	140,557	16,253	5,451	961	1,456	1,318	2,241	1,728	1,451	1,647
	指数	101.7	101.6	100.3	105.0	98.2	99.1	109.2	97.5	98.3	107.1
23年	新受	137,390	16,275	5,501	949	1,485	1,396	2,217	1,799	1,445	1,483
	指数	99.4	101.7	101.2	103.7	100.1	105.0	108.0	101.5	97.9	96.4
24年	新受	141,802	16,423	5,799	901	1,484	1,271	2,146	1,742	1,413	1,667
	指数	102.6	102.6	106.7	98.5	100.1	95.6	104.5	98.3	95.7	108.4
25年	新受	139,593	16,384	5,496	920	1,451	1,324	2,166	1,787	1,426	1,814
	指数	101.0	102.4	101.1	100.5	97.8	99.5	105.5	100.8	96.6	117.9
26年	新受	137,207	15,905	5,563	801	1,296	1,388	2,083	1,743	1,419	1,612
	指数	99.3	99.4	102.3	87.5	87.4	104.4	101.5	98.3	96.1	104.8
27年	新受	140,827	16,837	6,036	867	1,368	1,368	2,041	1,754	1,541	1,862
	指数	101.9	105.2	111.0	94.8	92.2	102.9	99.4	98.9	104.4	121.1
28年	新受	140,641	16,654	5,993	775	1,449	1,394	1,924	1,819	1,393	1,907
	指数	101.7	104.1	110.2	84.7	97.7	104.8	93.7	102.6	94.4	124.0
29年	新受	139,274	16,825	5,919	808	1,423	1,335	2,006	1,755	1,616	1,963
	指数	100.7	105.1	108.9	88.3	96.0	100.4	97.7	99.0	109.5	127.6
30年	新受	135,793	16,206	5,937	823	1,396	1,335	1,964	1,634	1,410	1,707
	指数	98.2	101.3	109.2	89.9	94.1	100.4	95.7	92.2	95.5	111.0

(別表第13)

家事調停事件の新受件数の事件別の推移(管内)

事件の種類	平成26年		27年		28年		29年		30年		
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	
総 数	15,905	100.0	16,837	105.9	16,654	104.7	16,825	105.8	16,206	101.9	
別表第2の調停	総 数	9,279	100.0	9,962	107.4	10,046	108.3	10,434	112.4	10,109	108.9
	夫婦同居等	9	100.0	14	155.6	15	166.7	8	88.9	5	55.6
	婚姻費用分担	1,850	100.0	2,031	109.8	2,131	115.2	2,243	121.2	2,142	115.8
	子の監護	4,395	100.0	4,755	108.2	4,674	106.3	4,937	112.3	4,764	108.4
	財産分与	195	100.0	211	108.2	223	114.4	216	110.8	217	111.3
	親権者変更等	1,003	100.0	1,036	103.3	1,028	102.5	957	95.4	941	93.8
	扶養	45	100.0	58	128.9	38	84.4	62	137.8	59	131.1
	遺産分割	1,471	100.0	1,566	106.5	1,607	109.2	1,699	115.5	1,683	114.4
	寄与分	76	100.0	62	81.6	83	109.2	84	110.5	73	96.1
	請求すべき按分割合	215	100.0	208	96.7	229	106.5	202	94.0	194	90.2
	その他の	20	100.0	21	105.0	18	90.0	26	130.0	31	155.0
別表第2以外の調停	総 数	6,626	100.0	6,875	103.8	6,608	99.7	6,391	96.5	6,097	92.0
	婚姻中の夫婦間	5,162	100.0	5,472	106.0	5,272	102.1	5,076	98.3	4,919	95.3
	婚姻外の男女間	37	100.0	33	89.2	24	64.9	31	83.8	15	40.5
	親族間の紛争	263	100.0	254	96.6	220	83.7	247	93.9	213	81.0
	家審法23条事項	419	100.0	402	95.9	386	92.1	384	91.6	358	85.4
	その他の	745	100.0	714	95.8	706	94.8	653	87.7	592	79.5

※家事審判法23条(合意に相当する審判)については、平成25年1月1日から家事法277条となっている。

(別表第14)

平成30年家事調停事件の新受事件の事件別の内訳

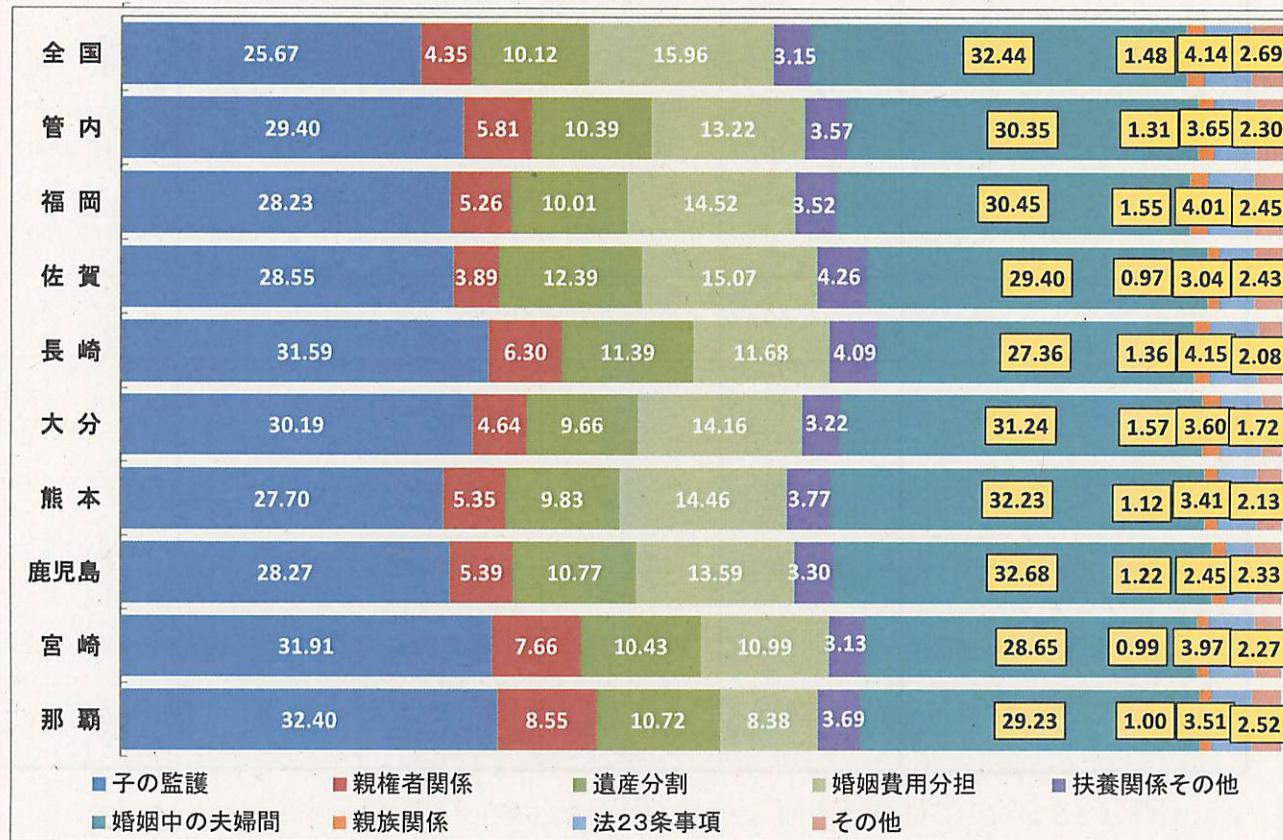
事件の種類	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇	
総 数	135,793	16,206	5,937	823	1,396	1,335	1,964	1,634	1,410	1,707	
別表第二	総 数	80,458	10,109	3,653	528	908	826	1,200	1,002	904	1,088
	夫婦同居等	80	5	3	0	1	1	0	0	0	
	婚姻費用分担	21,666	2,142	862	124	163	189	284	222	155	143
	子の監護	34,864	4,764	1,676	235	441	403	544	462	450	553
	財産分与	1,725	217	92	12	13	18	22	18	24	18
	親権者変更等	5,908	941	312	32	88	62	105	88	108	146
	扶養養	497	59	14	3	4	6	15	4	4	9
	遺産分割	13,739	1,683	594	102	159	129	193	176	147	183
	寄与分	705	73	22	9	7	9	5	7	3	11
	請求すべき按分割合	1,103	194	66	11	29	7	29	23	13	16
別表第二以外	その他	171	31	12	0	3	2	3	2	0	9
	総 数	55,335	6,097	2,284	295	488	509	764	632	506	619
	婚姻中の夫婦間	44,048	4,919	1,808	242	382	417	633	534	404	499
	婚姻外の男女間	201	15	5	0	1	1	5	0	0	3
	親族間の紛争	2,011	213	92	8	19	21	22	20	14	17
	家審法23条事項	3,448	358	141	20	28	22	37	38	32	40
	その他の	5,627	592	238	25	58	48	67	40	56	60

(別表第15)

平成30年家事調停事件の新受事件の事件別の構成比

別表第二

別表第二以外



※数値は百分率(%)を示す。

(別表第16の1)

家事調停事件の既済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成26年	既済	137,258	15,843	5,516	777	1,325	1,370	2,068	1,682	1,457	1,648
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27年	既済	137,602	16,207	5,900	850	1,356	1,321	1,910	1,757	1,395	1,718
	指数	100.3	102.3	107.0	109.4	102.3	96.4	92.4	104.5	95.7	104.2
28年	既済	138,685	16,554	5,902	795	1,392	1,403	1,924	1,769	1,509	1,860
	指数	101.0	104.5	107.0	102.3	105.1	102.4	93.0	105.2	103.6	112.9
29年	既済	137,185	16,723	6,004	791	1,420	1,318	1,972	1,804	1,488	1,926
	指数	99.9	105.6	108.8	101.8	107.2	96.2	95.4	107.3	102.1	116.9
30年	既済	134,082	16,400	5,832	763	1,329	1,394	2,055	1,753	1,526	1,748
	指数	97.7	103.5	105.7	98.2	100.3	101.8	99.4	104.2	104.7	106.1

(別表第16の2)

家事調停事件の未済件数の推移

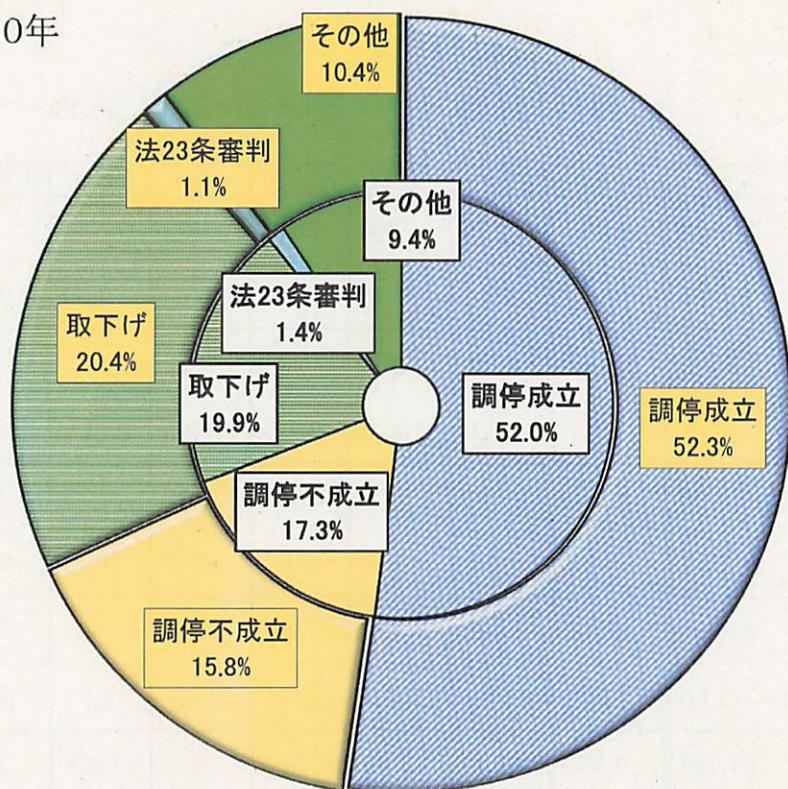
年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成26年	未済	55,828	5,935	2,255	285	478	495	744	766	409	503
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27年	未済	59,053	6,565	2,391	302	490	542	875	763	555	647
	指数	105.8	110.6	106.0	106.0	102.5	109.5	117.6	99.6	135.7	128.6
28年	未済	61,009	6,665	2,482	282	547	533	875	813	439	694
	指数	109.3	112.3	110.1	98.9	114.4	107.7	117.6	106.1	107.3	138.0
29年	未済	63,092	6,769	2,399	299	550	550	909	764	567	731
	指数	113.0	114.1	106.4	104.9	115.1	111.1	122.2	99.7	138.6	145.3
30年	未済	64,780	6,558	2,504	359	617	474	818	645	451	690
	指数	116.0	110.5	111.0	126.0	129.1	95.8	109.9	84.2	110.3	137.2

(別表第17)

家事調停事件の終局区分の推移

年 次	既 濟 総 数	調 停 成 立	調 停 不 成 立	取 下 げ	合 意 に 相 当 す る 審 判	そ の 他
平成 26年 構成比(%)	15,843	8,430	2,971	3,583	202	657
	100.0	52.0	18.3	22.1	1.2	4.1
27年	16,207	8,483	2,871	3,771	180	902
	100.0	51.2	17.3	22.8	1.1	5.4
28年	16,554	8,746	2,664	3,750	171	1,223
	100.0	52.3	15.9	22.4	1.0	7.3
29年	16,723	8,856	2,493	3,741	215	1,418
	100.0	54.0	15.2	22.8	1.3	8.6
30年	16,400	8,582	2,590	3,343	174	1,711
	100.0	52.3	15.8	20.4	1.1	10.4
全 国 30年	134,082	69,701	23,161	26,743	1,830	12,647
	100.0	52.0	17.3	19.9	1.4	9.4

平成 30年



(内円)全国 134,082 件

(外円) 管内16,400件

(別表第18)

平成30年家事調停既済事件の事件別の終局区分構成比(管内)

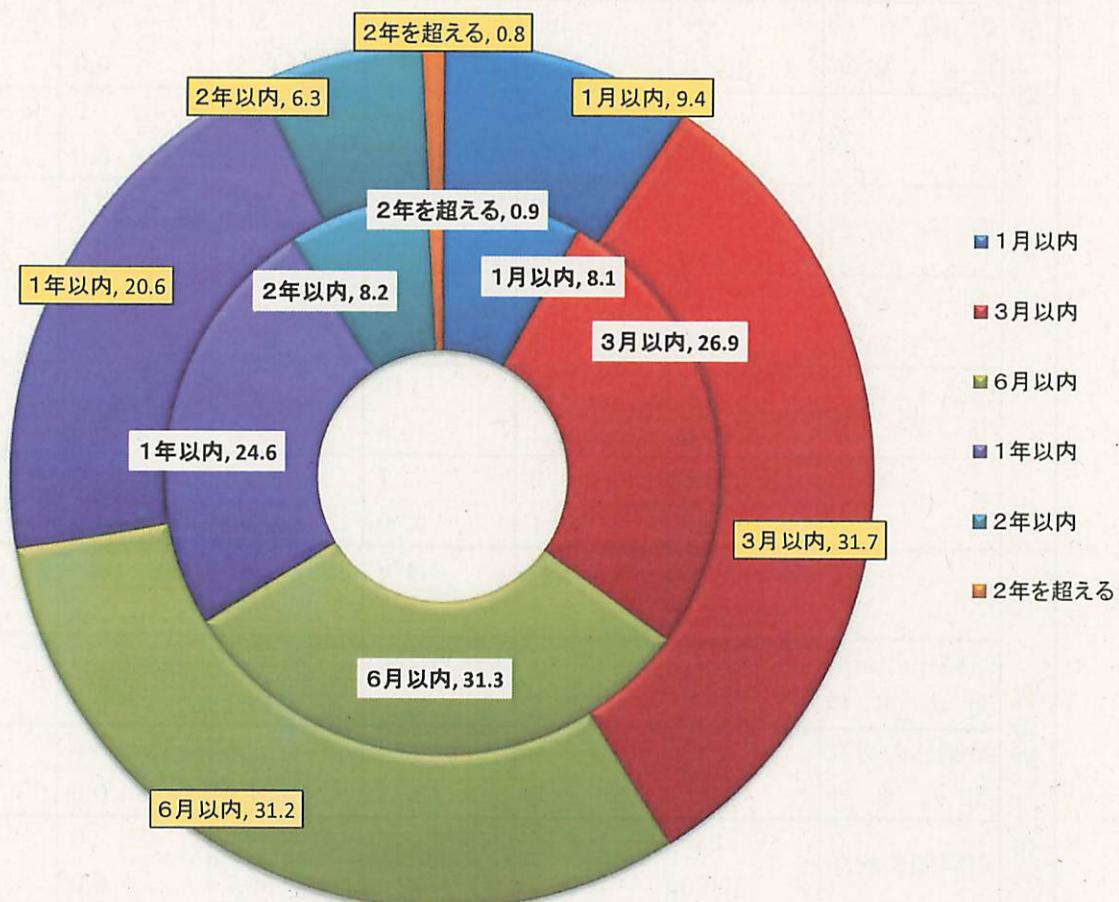
事件の種類	既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	合意に相当する審判	その他
総 数	16,400	8,582	2,590	3,343	174	1,711
	100.0	52.3	15.8	20.4	1.1	10.4
別表第二調停	総 数	10,155	5,713	1,111	2,064	0
		100.0	56.3	10.9	20.3	0.0
	夫婦の同居・協力扶助	8	1	0	5	0
		100.0	12.5	0.0	62.5	0.0
	婚姻費用分担	2,195	1,212	245	581	0
		100.0	55.2	11.2	26.5	0.0
	子の監護に関する処分	4,748	2,855	562	888	0
		100.0	60.1	11.8	18.7	0.0
	財産分与	220	130	25	50	0
		100.0	59.1	11.4	22.7	0.0
	親権者の指定・変更	909	563	64	205	0
		100.0	61.9	7.0	22.6	0.0
	扶養	67	28	21	16	0
		100.0	41.8	31.3	23.9	0.0
別表第二以外の調停	遺産分割	1,713	750	145	286	0
		100.0	43.8	8.5	16.7	0.0
	寄与分を定める処分	70	23	23	15	0
		100.0	32.9	32.9	21.4	0.0
	請求すべき按分割合	197	142	19	12	0
		100.0	72.1	9.6	6.1	0.0
	その他	28	9	7	6	0
		100.0	32.1	25.0	21.4	0.0
	総 数	6,245	2,869	1,479	1,279	174
		100.0	45.9	23.7	20.5	2.8
	婚姻中の夫婦間の事件	4,991	2,557	1,126	951	0
		100.0	51.2	22.6	19.1	0.0
	婚姻外の男女間の事件	19	5	7	6	0
		100.0	26.3	36.8	31.6	0.0
	親族間の紛争	226	59	76	83	0
		100.0	26.1	33.6	36.7	0.0
	家事審判法23条事項	360	4	73	87	174
		100.0	1.1	20.3	24.2	48.3
	その他	649	244	197	152	0
		100.0	37.6	30.4	23.4	0.0

(別表第19)

家事調停事件の既済事件の審理期間の推移

期 間	平成26年		27年		28年		29年		30年		全国(30年)	
	件 数	構成比	件 数	構成比								
総 数	15,843	100.0	16,207	100.0	16,554	100.0	16,723	100.0	16,400	100.0	134,082	100.0
1月以内	1,622	10.0	1,545	9.3	1,628	9.7	1,615	9.7	1,537	9.4	10,798	8.1
3月以内	5,682	35.1	5,778	34.9	5,458	32.6	5,415	32.4	5,205	31.7	36,047	26.9
6月以内	5,095	31.4	5,069	30.6	5,243	31.4	5,230	31.3	5,109	31.2	41,908	31.3
1年以内	2,672	16.5	2,978	18.0	3,230	19.3	3,493	20.9	3,383	20.6	33,017	24.6
2年以内	670	4.1	753	4.5	859	5.1	852	5.1	1,029	6.3	11,046	8.2
2年を超える	102	0.6	84	0.5	136	0.8	118	0.7	137	0.8	1,266	0.9

平成 30 年



(内円) 全国134,082件

(外円) 管内16,400件

(別表第20の1)

家事調停事件の既済事件の平均審理期間の推移

年次	区分	既済事件の平均審理期間(月)		
		全調停	別表第二調停	別表第二以外の調停
26年	全国	5.3	5.7	5.0
	管内	4.7	5.0	4.3
27年	全国	5.3	5.7	5.0
	管内	4.8	5.2	4.3
28年	全国	5.5	5.8	5.1
	管内	5.1	5.5	4.6
29年	全国	5.8	6.0	5.4
	管内	5.2	5.5	4.7
30年	全国	6.0	6.4	5.6
	管内	5.4	5.7	4.8

(別表第20の2)

家事調停事件既済・未済事件の平均審理期間の推移(管内各庁)

		既済平均審理期間(月)					未済平均審理期間(月)				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
全国	調停	5.3	5.3	5.5	5.8	6.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.6
	別表第二	5.7	5.7	5.8	6.0	6.4	5.6	5.6	5.7	5.9	6.2
	別表第二以外	5.0	5.0	5.1	5.4	5.6	4.2	4.2	4.4	4.6	4.7
福岡家 管内	調停	5.1	4.9	5.3	5.4	5.6	4.7	4.6	4.8	5.1	5.0
	別表第二	5.5	5.2	5.6	5.7	6.0	5.2	5.2	5.3	5.5	5.5
	別表第二以外	4.7	4.5	4.7	4.9	5.0	3.8	3.7	3.9	4.4	3.9
佐賀家 管内	調停	4.0	4.4	4.7	5.0	4.7	4.2	4.3	4.9	4.2	5.1
	別表第二	4.1	4.8	4.9	5.2	4.8	4.7	4.9	5.7	5.1	5.6
	別表第二以外	3.7	3.9	4.3	4.8	4.5	3.5	3.6	3.8	3.0	3.8
長崎家 管内	調停	4.6	4.9	4.7	4.8	4.9	5.1	4.2	4.4	4.6	4.9
	別表第二	4.8	5.2	4.8	5.1	5.0	5.8	4.5	4.9	4.7	5.3
	別表第二以外	4.3	4.5	4.5	4.5	4.8	4.1	3.6	3.7	4.3	3.9
大分家 管内	調停	4.6	5.1	5.0	5.2	4.9	5.6	4.7	4.8	4.7	4.6
	別表第二	4.8	5.7	5.4	5.6	5.2	6.6	5.3	5.5	5.4	5.1
	別表第二以外	4.3	4.2	4.3	4.5	4.3	3.7	3.7	3.6	3.5	3.9
熊本家 管内	調停	4.6	5.0	5.7	5.6	5.9	4.9	4.8	4.9	5.9	5.5
	別表第二	4.8	5.4	6.2	5.9	6.4	5.8	5.5	5.6	6.6	6.4
	別表第二以外	4.3	4.4	5.0	5.1	5.0	3.7	3.7	3.7	4.4	3.8
鹿児島 家管内	調停	5.1	5.4	5.7	5.8	5.7	5.9	6.5	6.4	6.4	5.6
	別表第二	5.8	5.9	6.3	6.5	6.2	7.3	7.7	7.5	7.4	6.4
	別表第二以外	4.2	4.6	4.7	4.7	4.8	3.5	4.2	4.2	4.3	4.0
宮崎家 管内	調停	4.2	4.3	4.6	3.9	4.6	4.2	3.9	4.4	3.9	4.6
	別表第二	4.3	4.5	5.0	4.1	4.7	4.6	4.2	4.8	4.2	4.9
	別表第二以外	4.0	4.1	4.1	3.5	4.5	3.7	3.4	3.5	3.3	4.2
那覇家 管内	調停	4.2	4.3	4.5	4.7	5.3	4.5	4.8	4.5	4.8	5.3
	別表第二	4.7	4.7	4.8	5.0	5.8	5.2	5.6	5.1	5.4	6.1
	別表第二以外	3.5	3.8	4.2	4.1	4.3	3.4	3.5	3.3	3.4	3.6

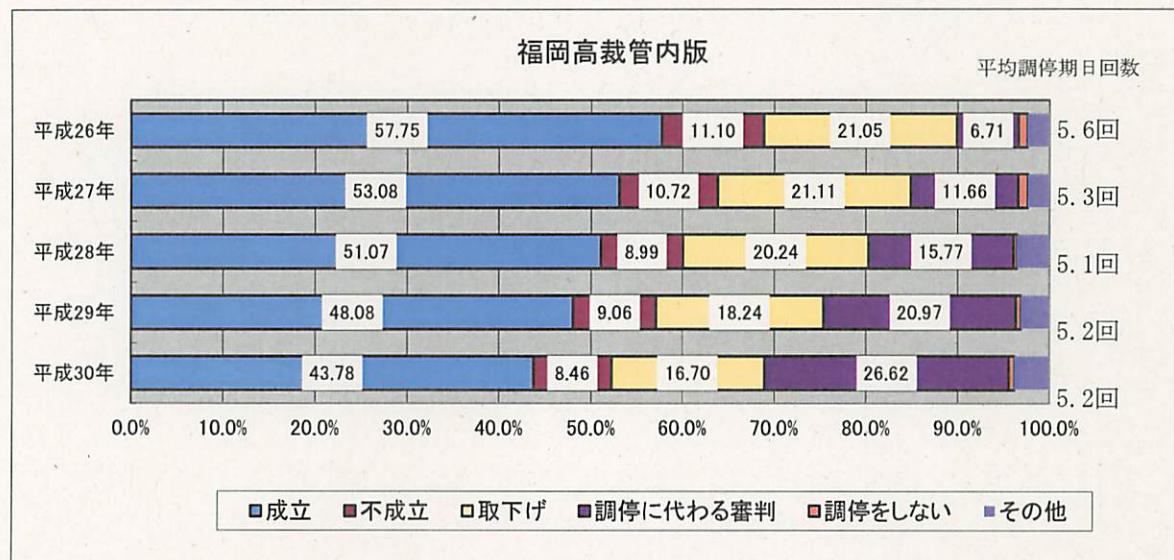
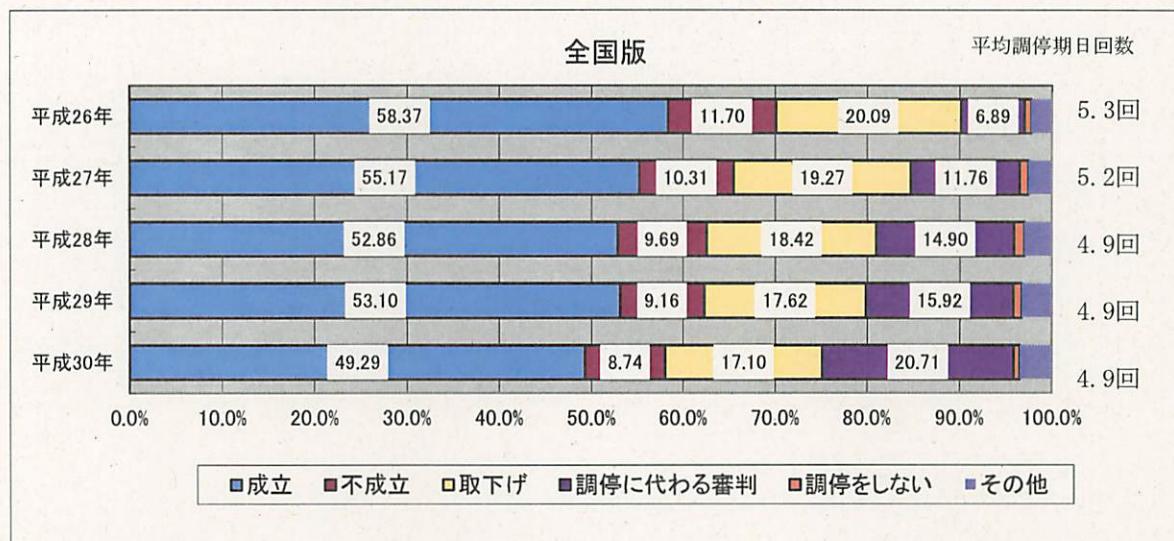
(別表第21)

平成30年別表第二調停事件の未済事件の審理期間

府 名	未 済		審 理 期 間 別						内 訳 1年を超える未済 事件に占める遺産 分割の割合		
	総 数 ①	遺産分割の 割合②÷① ×100%	3月以内		6月以内		1年以内				
			うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割			
管 内	4,397		2,029		1,061		846	388	73	63.8%	
	1,283	29.2%	367		316		306	228	66		
福 岡	1,670		784		395		335	132	24	59.0%	
	457	27.4%	134		108		123	71	21		
佐 賀	259		125		58		46	27	3	43.3%	
	77	29.7%	30		15		19	11	2		
長 崎	429		205		110		76	30	8	76.3%	
	123	28.7%	32		34		28	21	8		
大 分	301		141		69		72	18	1	78.9%	
	74	24.6%	25		14		20	15	0		
熊 本	539		202		158		121	41	17	77.6%	
	169	31.4%	32		50		42	29	16		
鹿 児 島	437		209		102		61	51	14	69.2%	
	144	33.0%	38		31		30	31	14		
宮 崎	289		143		73		53	18	2	50.0%	
	83	28.7%	28		32		13	9	1		
那 覇	473		220		96		82	71	4	60.0%	
	156	33.0%	48		32		31	41	4		

(別表第22)

遺産分割事件における終局区分別割合・平均調停期日回数



仙高裁総第 1170 号

(庶ろ-03.)

令和元年 12 月 24 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

仙台高等裁判所長官 秋吉 淳一郎

調停運営協議会の協議結果について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第1 民事関係問題

(協議問題1)

近時、民事調停事件の新受件数の減少により、実践を通じて調停技能を向上させることが困難となってきている。

そこで、調停技能を向上させるための方策として、①経験の浅い調停委員が経験豊かな調停委員と組んで調停を行うなどのオン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下「OJT」という。）や②ケース研修、ロールプレイ研修など他人の経験を自己の経験に転化することができるような研修（以下「疑似体験的な研修」という。）が考えられる。

それらに対する取組について、各庁における実情を伺いたい。また、それらを実施する上での課題や工夫例についても伺いたい。

(出題理由)

民事調停の利用者のニーズに応える充実した調停運営を実現するためには、手続の円滑な進行や合意形成に向けた活動等に関する技術を磨くことが重要である。調停委員としての技術を向上させるには一定の件数をこなすことが肝要であるが、近時民事調停事件の新受件数の減少によりそれが困難となっている。

そこで、それを補うものとして、①OJTと②疑似体験的な研修が考えられるが、それらに対する取組について、各庁における実情を伺いたい。また、それらを実施する上での課題や工夫例についても御意見を伺いたい。（[]地裁）

(協議問題2)

多様な類型がある民事調停事件に適切に対応するため、例えば事実関係に争いがある事案や感情的対立の調整が必要な事案、などと事案を類型化した上での類型別

研修や経験豊かな調停委員による実体験に基づく研修など、研修会の在り方について工夫していることがあれば伺いたい。

(出題理由)

民事調停委員については、採用の段階で弁護士や司法書士等各分野の専門的知識を有する方や社会生活において豊富な知識経験を有するいわゆる人格識見の高い方が任命されていると思うが、近年の社会情勢の変化による国民の権利意識の高まりや価値観の多様化などこれまでと違った対応が求められる調停事件が多くなっていると感じている。

加えて、最近はインターネットの利用が一般化しており、当事者が事前に法律的なことを調べた上で調停の場に臨むといった事例や各種の法律相談機関を利用してある程度の知識を得て来ている場合もある。

このような状況を踏まえて適切な判断のもとに調停を進めていくためには、調停委員の日頃の自己研鑽に加えて、計画的な研修会開催などによる調停スキルの向上のための機会がますます必要になっている。

当簡裁の調停委員は、初任時に講話や心構えなどの基礎的研修会、その後の裁判所による各種研究会、また、年数回の調停協会主催の自主研修会などにより研修の機会が与えられているが、民事調停はそれぞれの事案によって種々の類型があり、それぞれに万能な対応はなかなか困難なものがある。

今後の研修の在り方については、調停事件の事案を類型化した上での類型別研修の実施、経験豊かな調停委員による実体験に基づく研修会の実施、更に個々の調停委員の選任期間中、例えば2年間における最低履修目標を設定提示するなど、全調停委員の資質向上のための施策が必要ではないかと考えている。

裁判所側の負担も増加することになるが、現在実行している研修会について、調停協会の研修委員会との協議により、計画的なカリキュラムを作成するなどの工夫により、さらに充実した研修会の開催が実現できると考えている。（[] 地裁）

【協議結果】

1 協議問題1について

(各庁意見等)

(1) OJTについて

・新任調停委員が、調停に携わるのに先立ち、調停期日を数回傍聴し、調停運営の技能（事情聴取、事実認定、争点整理、評議のタイミング、和解に向けた主張の調整等）を学んでいる。

実際に事件を担当する際、裁判所が事件内容等を考慮し、専門性を有する専門家調停委員と一緒に担当させており、先輩調停委員の視点と経験を活かした調停運営を直接経験・体験でき、知識の習得や調停技能の向上につながる有効な方策である。

・調停委員の資質の維持向上として、法的素養のみならず、傾聴能力、調整能力等々を習得するための研修を制度として整備していく必要があるのではないか。

・民事調停の事件数の減少によりOJTの機会も減少していることを踏まえると3人の調停委員の指定を活用することを検討しても良いのではないか。

(2) 疑似体験的な研修について

・調停協会において、毎月1回（8月を除く。）、調停委員の資質向上、調停技能向上、情報の共有等を目的としてセミナーを開催している。裁判官、家裁調査官、調停官、外部講師等による講演会や、調停委員自らが担当した事件を素材にして、調停運営・争点整理の仕方・有効な解決策の検討等についてグループ討議をする事例研究や事例検討を行っている。

・調停協会が年間6回の研修会を主催し、民事事件と家事事件に関する研修をそれぞれ3回ずつ行っている。可能な限りグループワークを取り入れ、参加者主体での研修となるように努めている。

研修体系として、年次研修を制度化する等の施策も必要であると考えており、

講義形式の研修のみならず、参加型・体験型のグループワークにより経験の多寡にかかわらず参加者が発言できる研修形式が効果的と考える。

(裁判官のコメント)

・調停委員の調停運営技術を向上させる方策の柱となるのがOJTであり、これを補完するものが各種の研修である。裁判所が主催している研修は、階層別に5種類あり、それぞれの経験年数や担当事件数、専門性等を考慮し、参加者を募っている。その中で疑似体験的な研修としては、（新任調停委員と中堅調停委員を対象とした）ケース研究会があり、その内容は、具体的な事件を題材に模擬調停を行い、これを見てもらった上で、5、6人の小グループに分かれて班別討議を行って調停運営の在り方を研究するというものである。参加できなかつた調停委員に対しては、次の機会への参加を呼び掛けるなどして、できるだけ多くの調停委員に参加していただくように配慮している。

・調停委員の3人指定や、当事者の了解を得た上での調停へのオブザーバーとしての参加もOJTの補完方法の一つとして考えられるところである。調停委員の3人指定については、原則として事件解決のために3人の調停委員を指定するのが相当な事案である場合に調停主任裁判官の判断で指定されるものと考える。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

・調停事件の4類型を意識した調停運営に関する研究会を実施している。研究員から、事前に提出された当事者対応に苦労した事例、調停事件の進行や説得調整に当たって困難を感じた事例などを基に、それぞれの類型に合致した調停進行の在り方について、各研究員の問題意識を踏まえた意見交換を行っている。

・調停の研修や経験の浅い調停委員の研究会等においては、経験豊富な調停委員から、調停委員として調停に臨む気持ちや気を付けていること、事情聴取や説得調整で配慮している事項等を紹介していただくなど、その経験を踏まえた研修等

を実施している。

・調停協会の研修委員会企画による簡易裁判所との意見交換会を年5回実施している。年間を通じて調停機能の充実、強化をテーマとし、調停委員からこのテーマにふさわしい具体的な事例を提供してもらい、問題意識やあい路、どのような運営をして調停成立に導けたか、あるいは不成立に至ったかについて、意見交換を行っている。

・もっとも、独立簡裁のように民事調停事件数が少ない府では、経験豊かな調停委員の確保が困難な場合もあることから、その場合には、近接支部との合同研修が考えられる。

・最高裁委嘱の各種研修のうち、民事調停委員研究会は、■■■のブロックに分け、それぞれのブロックごとに開催することにより、多数の調停委員の参加が可能となり、班別討議など調停委員相互の意見交換に役立っている。今後の方策として、研究会、研修等、全体を通しての一貫性を持たせ、効果的なものとなるよう裁判所側との間で意見交換の場を作っていく必要があるものと思われる。

・3年ほど前から民事、家事統一の研修会を実施しており、その当番を地域ごとに輪番制で行い、事前準備から開催まで担当することにより、調停委員同士の交流も活発になり、その結果、開催地の調停委員の参加は100パーセントで、県下全体でも毎回150名ぐらいの参加がある。

・裁判所主催の研修においては、最高裁から送付された事例をもとにグループ討議が行われているが、土地柄を踏まえた題材を取り上げるなどの工夫により、研修効果を上げられるのではないかと考えている。

(裁判官のコメント)

・民事調停機能の強化を図るために、事案の内容に応じて事件を4つの類型に分け、各類型の解決課題に沿った効率の良い調停運営を行うことが提案されている。実際の事件では、このうち、事実関係に争いのある第1類型の事案や法的評

価に争いのある第2類型の事案、第1類型と第2類型を複合した事案が多いことから、ケース研究会では、これらの類型を多く取り上げ、具体的なケースについて、事情聴取の方法、書証などの証拠資料の見方、事実認定の考え方、事実認定を踏まえた調停案の策定など、法的観点を踏まえた調停運営について研修を行っている。また、感情的な対立の調整を必要とする第4類型の事案については、民事調停委員研究会や簡易裁判所民事実務研究会のテーマとし、参加者から、実際に苦労した事例を研究問題として提出していただき、当事者対応や調停の進め方について意見交換を行い、経験豊富な調停委員をコメントーターとして迎え、経験談や留意点などをお話ししている。さらに、債務弁済調停などの債務の履行方法が問題となる第3類型の事案については、当事者の支払原資の認定や債権者平等に配慮した調停案の策定など、この類型特有の問題をテーマとして取り上げ、研修では経験豊富な調停委員にノウハウのお話をしている。このような類型別の研修は、相応の研修成果を収めている。研修は、参加できる調停委員が限られてしまうが、できるだけ多くの調停委員に参加してもらうため、何度も同様のテーマで行い、広く参加者を募っている。また、研修効果を上げるため、改善・工夫すべき点を検討しており、例えば、研修参加者の意見を踏まえて協議時間の配分など研修日程を変更したり、研究テーマについても、地域で問題となっている事案を取り上げて、実際の事件を加工し、仮名処理をするなどして研修の題材としたりする工夫も行っている。

(参列員等のコメント)

・各地の実情に応じた調停スキルの向上に皆様が取り組まれていることがよくわかった。■地裁、■地裁のお話にもあったように、支部などの規模により個別の調停協会単位では、開催が困難である場合もあろうかと思う。隣接する支部や県を超えての合同研修の開催というのも検討しても良いかもしれない。研修のマンネリ化を防止する意味でも有用と思われる。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第2 家事関係問題

(協議問題1)

面会交流調停事件について、監護親から、子が非監護親と面会することを嫌がっているという主張が出た場合の、具体的な事情の聴取の在り方について、どのような工夫や留意点があるか。

(出題理由)

面会交流が争点となる調停事件において、しばしば、監護親から、子が非監護親と面会することを嫌がっているという主張がされる場合がある。

ところで、このような主張がされる事案は、子が嫌がる理由から、①禁止制限事由があるか否かという争点が設定されるべき事案、②禁止制限事由とまではいい難いが、面会交流の実施に向けて調整すべき課題があるという把握をすべき事案があるようと思われる。また、結局のところ、③面会交流の条件が養育費の交渉材料となっている事案も存在すると感じられる。

そこで、深刻な禁止制限事由の主張がされている事案なのか、交渉材料としての主張をしている事案なのか等の事案の見極めや、それぞれの事案についてより深堀りした事情聴取（例えば、子どもの心情への理解を踏まえた事情聴取）をするために、どのような時期に、どのような事情を把握していくか、あるいは、当事者についても、どのように事情の整理をしてもらうか（どのように、禁止制限事由という枠組みに沿った情報の整理をしてもらった上で、事情を説明してもらうか）といった点につき工夫をお伺いしたい。

また、このような事情聴取において、子どもの年齢を意識することがあるかどうか、意識することがあるとして、どのような事情が問題になる場合に子どもの年齢を意識するか、実情をお伺いしたい。（■家裁）

(協議問題2)

面会交流事件において、適時に必要十分な事情聴取を行うために家事調停委員として留意すべき点について

(出題理由)

家事調停においては、当事者の納得を得て迅速に実効性のある解決を図ることを目指すこととなるが、そのためには、適時に必要十分な事情聴取を行うことが不可欠である。

もっとも、当該事案の解決に必要な事情がいかなるものであるかを把握することは必ずしも容易でない上、当事者の心情の揺れや当事者間の関係性等により意向や事情を聴取すること自体に困難を覚える事案も少なくない。

とりわけ、面会交流事件については、上記の困難が顕在化しやすいことに加え、子の心情や状況をも把握して考慮すべきであることや、子の人数・年齢・子相互の関係性等の関係者を取り巻く事情が多様であること、時間の経過により子の心情や状況も変動し得ることなどから、適時に必要十分な事情聴取を行うことが困難な類型の一つと思われる。

そこで、面会交流事件において子の利益にかなう解決を図るべく、適時に必要十分な事情聴取を行うために家事調停委として留意すべき点について、裁判官や家裁調査官との連携も含め、伺いたい。(■家裁)

【協議結果】

1 協議問題1について

(各庁意見等)

- ・監護親が面会交流をさせたくないという思いを子の意思のように主張している場合も多々ある。したがって、通常の事件にも増してより丁寧な姿勢で事情聴取を行って、事実を確認していく。

- ・子が非監護親との面会交流を嫌がる理由及びその背景事情を監護親から聴取し、非監護親から聴取した内容と比較して双方の認識している事実にどのような差異があるのかを明らかにする必要がある。
- ・当事者をあえて「お父さん」・「お母さん」という呼称で呼び、子を中心に据えた話合いをするという意図が伝わるようにする。また、当事者と調停委員と一緒に知恵を出し合い解決していくという雰囲気を醸成する。
- ・職種間の認識共有のためのツールとして、「子どものチェックシート」を活用しており、子が非監護親との面会を嫌がっているとの主張がなされた場合は、チェックシートを振り返り、子どもが非監護親を嫌う点や好ましいと思う点を説明してもらい、同時に監護親の心理的事情を引き出すよう留意している。
- ・事情聴取の結果を経過メモなどで裁判官に伝え、必要があれば事前評議を求めて、裁判官の意見も聞きながら調停を進めていくことが重要である。
- ・「子どものためのプログラム」（子プロ）を実施して親の意識啓発を図り、親自身が抱える問題点を整理したり、親の離婚に直面した子どもの心情を理解してもらう。
- ・子の年齢は、子の発言が真意に適うのか、その意思をどの程度尊重するのかを判断するうえで大きな要素であり、当事者から事情聴取を行う際には、常に意識している。
- ・子どもが幼い場合は、監護親・非監護親双方に対し、面会交流支援団体や弁護士の利用、間接交流の方法などについても検討してもらい、検討してきた結果を確認してから調停を進めている。

(参列員等のコメント)

- ・嫌がっているということにだけとらわれるのではなく、どういう文脈で出てきたのか、どういう説明に対してその発言に至ったのか、そのあたりを押さえて評価することが必要である。
- ・親が拒否的な場合は、親ガイダンスなどを通して、子のために何をしていくの

がいいのか親に考えてもらうことが必要である。各庁でいろいろなプログラムを用意しているし、親ガイダンスDVDなどもあるので、それらの活用も検討していただきたい。

・子の年齢により言葉の理解や言語能力も違う。親の様子を見ながらの発言なのか、きちんと意思表示しているのか、年齢が全てではないが、年齢や背景事情も加えながら考えていくことになる。

(裁判官のコメント)

・嫌がっているという意思表明そのものではなく、その発言に至った背景事情、どういう言葉でどういう文脈で出てきた言葉なのか、いつごろからそのように思っていたのか、同居中の親子関係はどうだったのかなど、様々な経緯や事情を丁寧に聴き取っていくことになる。各庁で子どもの意思を把握するためのチェックシートなどを準備しており、事情聴取していく上で有用なものであるから活用していただきたい。

・子に目が向いていないような場合には、親ガイダンスDVDなどのツールも使いながら、子を中心とした話合いになるよう進めていただきたい。また、子の年齢により言葉の持つ意味も違ってくるので、親ガイダンスDVD内の子の発達に関する説明なども参考にして事情聴取していただければと思う。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

・子の状況や生活状況なども含めた紛争の全容を把握し、争点を見極めることや調停進行中に揺れ動く当事者の気持ち、心情の変化を見逃さないようにすることも重要である。

・子と親の関係性、親の紛争下で子がどのような影響を受けているか、親が紛争をどのように認識しているかなどを丁寧に聴いていくよう心掛けている。

・当事者に面会交流の意義や別居親が子に関与することの有用性を理解してもう

ために調停委員や期日に立ち会っている調査官から説明したり、待ち時間にDV Dを視聴してもらったり、あるいは面会交流プログラムを実施したりしている。

・面会交流の方法について、直接の面会に限らず、メールやLINE、オンラインゲームなどの間接な交流もあり、柔軟なやり方も可能であることを当事者に説明している。

・当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、話が二転三転することもある。当初は可能な限り説得をせず、当事者の感情を受け止めつつ、寄り添う方向で声がけをして信頼関係を構築すること、結論がある程度見えていたとしても、それを無理に理解させようとはしないこと、全体として丁寧さや落ち着きを保ちながら、感情に十分配慮した事情聴取をすることが重要である。

・裁判官や家裁調査官との役割分担を意識し、事案に応じて事前に評議を行って、より具体的な役割や方向性などをすり合わせて十分な連携を図ることが必要である。

(参列員等のコメント)

・十分な情報共有や緊密な連携、調停委員、調査官、裁判官の役割分担が非常に重要になってくる。調停が進行していく中で当事者の気持ちの変化が出てくるので、情報共有しながら、どのタイミングで、誰が何を聞くのか、その都度打ち合わせて決めていく必要がある。

(裁判官のコメント)

・事情聴取においては紛争の全容、子の置かれた状況を把握するのが大前提となる。具体的には紛争に至る経緯やこれまでの面会交流の実施状況、あるいは実施できなかった場合はその理由、面会交流に対する当事者双方や子の意向、同居親と子の生活状況、別居親と子との関係などを聞き取り、面会交流の禁止制限事由の有無を把握することが重要である。ただし、禁止制限事由がなければ直接交流を直ちに実施するという考え方に行き過ぎているとの批判もあり、個別の事情に応じて、面会交流を実施することが子の福祉に反するかを検討する必要がある。

その際には、面会交流を実施する上で子の安全が確保できるのかといった視点や子の生活状況や心身の安定を確保できるのかといった視点を持つことが重要である。

・直接的な面会交流が相当と判断される事案においては、面会交流の実施を阻害している具体的な事情を把握していくとともに、面会交流の意義や必要性、配慮すべき事項を当事者双方に丁寧に説明して理解してもらい、環境整備に向けて働きかけを行っていくというプロセスが必要になる。

・面会交流調停においては、調停委員会としての方針をはっきり持って事情聴取を行うことが必要である上に、当初の方針を途中で修正する必要が生じる場合も多いため、裁判官や調査官ともこまめに協議をしながら進めていく必要がある。また、調査官調査が必要な事案では、調査の方法や時期を見極める必要があり、適切な時期に調査官調査が行えるように、調査官活用のガイドラインなども参考にして検討していただきたい。

・調停期日においては主として調停委員が事情聴取をするが、調査官も必要に応じて専門的知見により事実を把握したり、働きかけを行うことで進行を援助するがあるので、調停期日においては調停委員と調査官との役割分担についても打合せして臨むことが必要である。

【機密性 2】

札高裁総第 1185 号

(庶ろ-03)

令和元年 12 月 17 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

札幌高等裁判所長官 植 村 稔

調停運営協議会の協議結果について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は、別添の議事概要のとおりです。

【機密性2】

札幌高等裁判所管内調停運営協議会議事概要

1 日時

令和元年10月11日（金）午前9時30分から午前11時40分まで

2 場所

札幌高等裁判所中会議室（本館5階）

3 議事

(1) 主催者の挨拶

札幌高等裁判所長官 植村 稔

(2) 調停運営状況概況説明

札幌高等裁判所事務局長 井戸俊一

別紙1「令和元年度調停運営協議会概況説明」のとおり

(3) 協議

別紙2「令和元年度調停運営協議会協議結果要旨」のとおり

(別紙1)

令和元年度調停運営協議会概況説明

- 1 札幌高等裁判所管内の調停事件の状況について、お手元にお配りしております
統計資料に基づき、概況を説明します。
- 2 民事調停について

【表1】…新受件数（受け付けた事件の数）

- 左上に全国、その下に札幌高裁管内の総数、右に札幌高裁管内の地裁別（青
が札幌地裁管内、緑が釧路地裁管内、オレンジが旭川地裁管内、赤が函館地
裁管内）
- 概ね減少傾向

【表2】…今年の新受件数につき、昨年同時期と比較（今年はまだ終わっていない ので1～7月で比較）

- 緑色の列が昨年の新受、ピンク色の列が今年の新受
- 全国では昨年と比べて4.9%減少。札幌高裁管内（北海道全体）も全体とし
てみると14.1%減少。
- もっとも、札幌地裁管内は2.4%増。

【表3】…新受事件の内訳

- 帯の左側にある黄土色が民事一般。新受事件の中で占める割合が低下（H27
までは半数以上→H28以降半分以下）。
- 帯の青色である商事事件は割合増加（H26は22.9%→H30は25.0%）。

【表4-1, 2】…調停事件がどのような形で処理されているか=終局区分

- いずれの円も12時の位置から見て、水色が調停成立で終わった割合、赤色
が不成立、肌色が調停に代わる決定、黄色が取り下げ、緑がその他。
- 表4-1下に赤字の四角で囲ったものが全国で、左にH29、右にH30。その
上が札幌高裁管内
- 表4-2は札幌高裁管内の各地裁別

- 表4-2の水色(調停成立)を見ると、札幌地裁は調停成立の割合が37.1%，40.1%と全国よりやや高い。これに対し、函館、釧路はバラツキが大きく、例えば函館では、調停成立率がH29は19.6%→H30は30.8%。
- また、肌色(調停に代わる決定)は概ね20~27%程度であるが、釧路に関しては、H29は37.0%→H30は19.9%となっている。

【表5】…調停に代わる決定とこれに対する異議の件数 (新規)

- 上にグラフ、下に表を載せた。全国と比較して、異議が申し立てられる割合が高いところもあれば低いところもあるが、いずれも母数が少ないことに注意。

【表6】…終わるまでどれくらい時間をかけているか=既済事件の平均審理期間

- 緑が全国。
- 青色・ポイント四角が札幌地裁管内、赤色が函館地裁管内、オレンジが旭川地裁管内、青色・ポイント丸が釧路地裁管内。
- 平均審理期間が延びる傾向。釧路はH28→H29は短縮したが、H30は延びている。
- ただ、全国の平均審理期間よりは、常に短い期間で終わっている。

【表7】…3か月以内で終わった事件が全体の中でどれくらいの割合であるか。

H30のデータで示したもの

- 旭川・釧路は90%近くが3か月以内で終局。
- 札幌は全国に近く、7割弱が3か月以内で終局。

3 家事調停について (表の見方は民事調停と同様)

【表8】…新受件数

- H27以降はやや減少傾向(左下の札幌高裁は、激減しているように見えるが、おおよそ6500→6250→6000と6000件台の中での増減)
- 表1の民事調停と比べると、件数そのものは家事調停の方が圧倒的に多い

(全国で見ると民事が3～4万件なのに対し、家事は14万件前後。管内で見ても、例えば札幌管内は民事が1000件前後なのに対し、家事は4000件前後)

【表9】…昨年同時期との比較

- 全国、札幌高裁管内とも今年は同期比でやや増加。旭川と釧路はやや減。

【表10】…新受事件の内訳

- 青色=子の監護に関する事件の割合は概ね26～28%程度で推移。
- 紫色=遺産分割が占める割合はやや増加。件数としても増加(H26は471件→H30は528件)

【表11-1, 2】…どのような形で処理されているか=終局区分

- 札幌高裁として見ると、ほぼ全国同様の傾向
- 高裁管内では、いずれの庁も調停成立率は半数以上。

【表12】…平均審理期間

- 全国も札幌高裁管内も、平均審理期間はジリジリ伸びている。
- こちらも、全国の平均審理期間よりは常に短い期間で終局している。

【表13】…6か月以内で終わった事件が全体の中でどれくらいの割合であるか。

H30のデータで示したもの。

- 函館・釧路・旭川では、80%程度が6か月以内で終局。
- 札幌も約70%が6か月以内で終局。

民事調停・家事調停いずれについても、ここ数年、安定した運用ができるといえ、調停委員の皆様のご尽力のたまものであるといえます。

4 民事調停、家事調停のいずれにおいても、取り巻く状況が変化している中、調停制度の中心的な担い手である調停委員の皆様におかれましては、司法制度全般の動向、法改正の趣旨、社会経済情勢等にも十分に关心を払っていただき、裁判所の各職種との連携を図りながら、調停の運営に種々の工夫を重ねていただくとともに、各種協議会や研究会等の機会を有効に活用していただき、今後とも、調停制度の適正な運営と発展に向けて、御尽力いただきたいと考えています。

統 計 資 料

令和元年度
札幌高等裁判所管内調停運営協議会

令和元年10月11日

表1 「民事調停事件の新受件数」

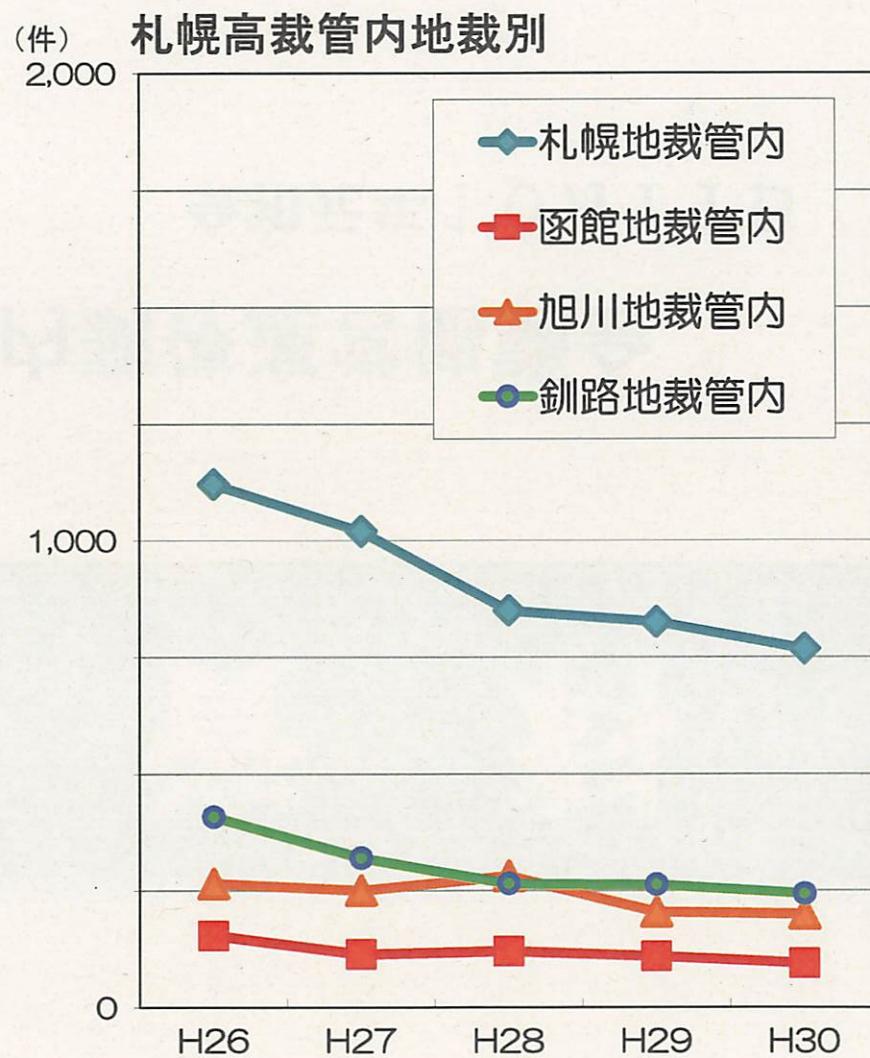
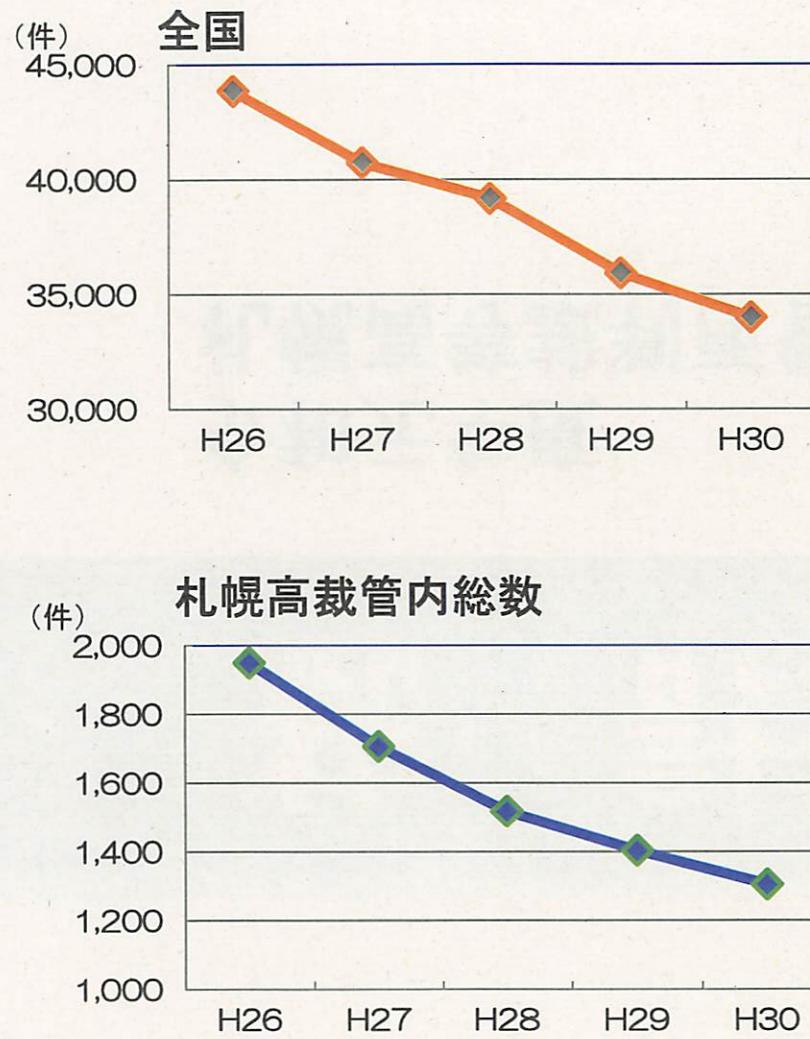


表2 「1月～7月の民事調停事件の新受件数」

	平成30年1月～7月	平成31年1月～7月 (令和元年)	前年同期比
全 国	19, 780件	18, 809件	▲4. 9%
札幌高裁管内	803件	690件	▲14. 1%
札幌地裁管内	468件	479件	2. 4%
函館地裁管内	55件	39件	▲29. 1%
旭川地裁管内	126件	69件	▲45. 2%
釧路地裁管内	154件	103件	▲33. 1%

表3 「民事調停新受事件の種類別割合」

札幌高裁管内

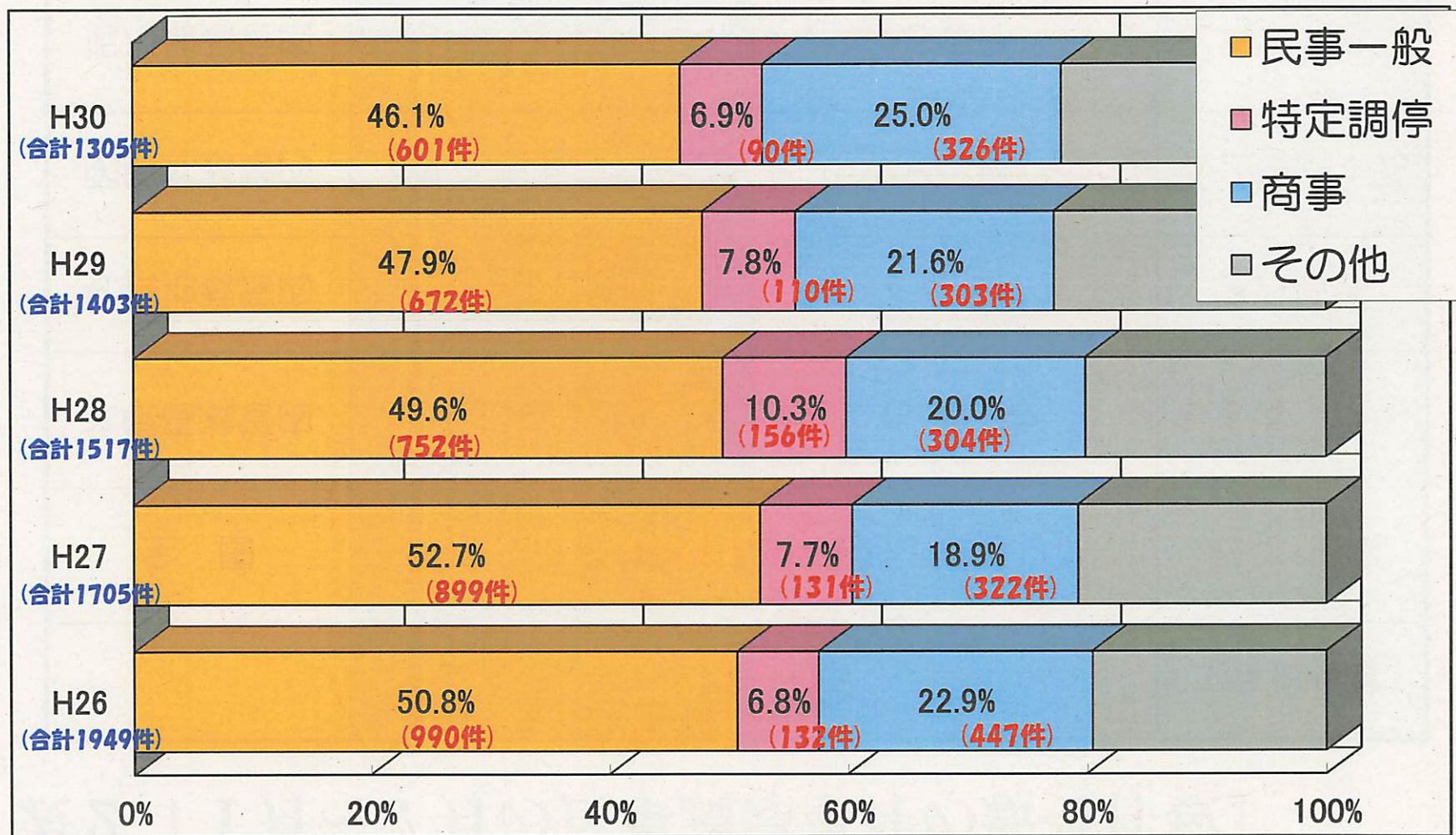
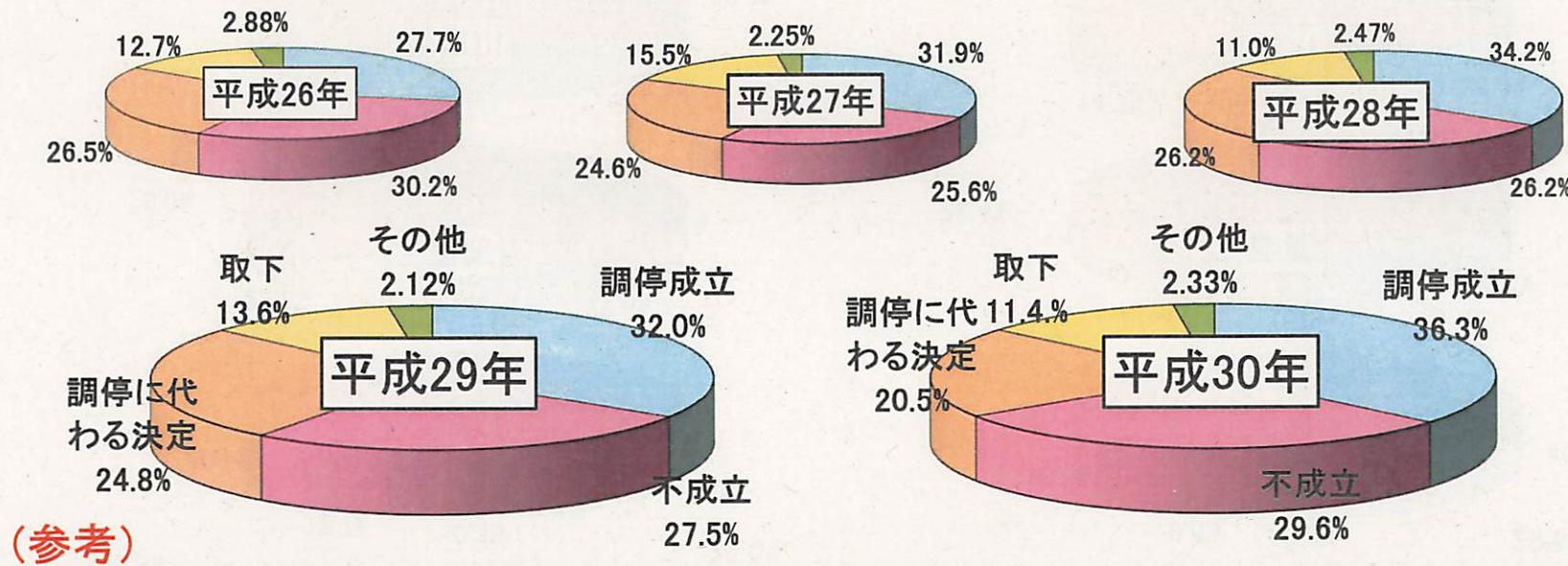


表4－1 「民事調停事件の終局区分」

札幌高裁管内



(参考)

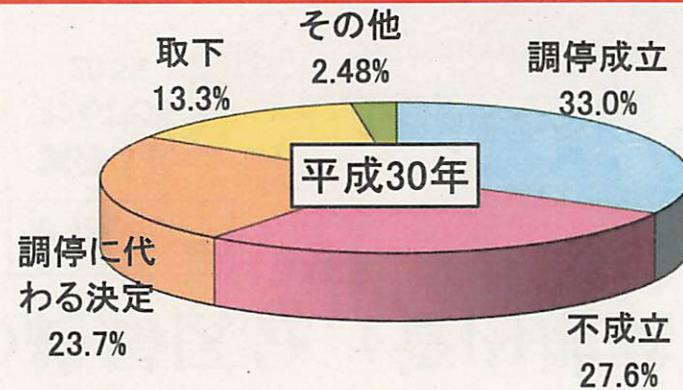
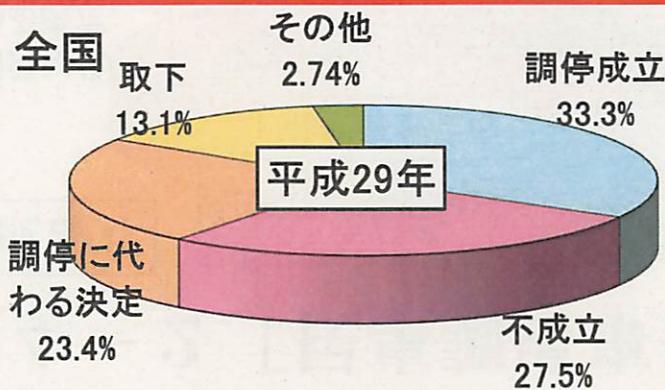


表4－2 「民事調停事件の終局区分（管内地裁）」

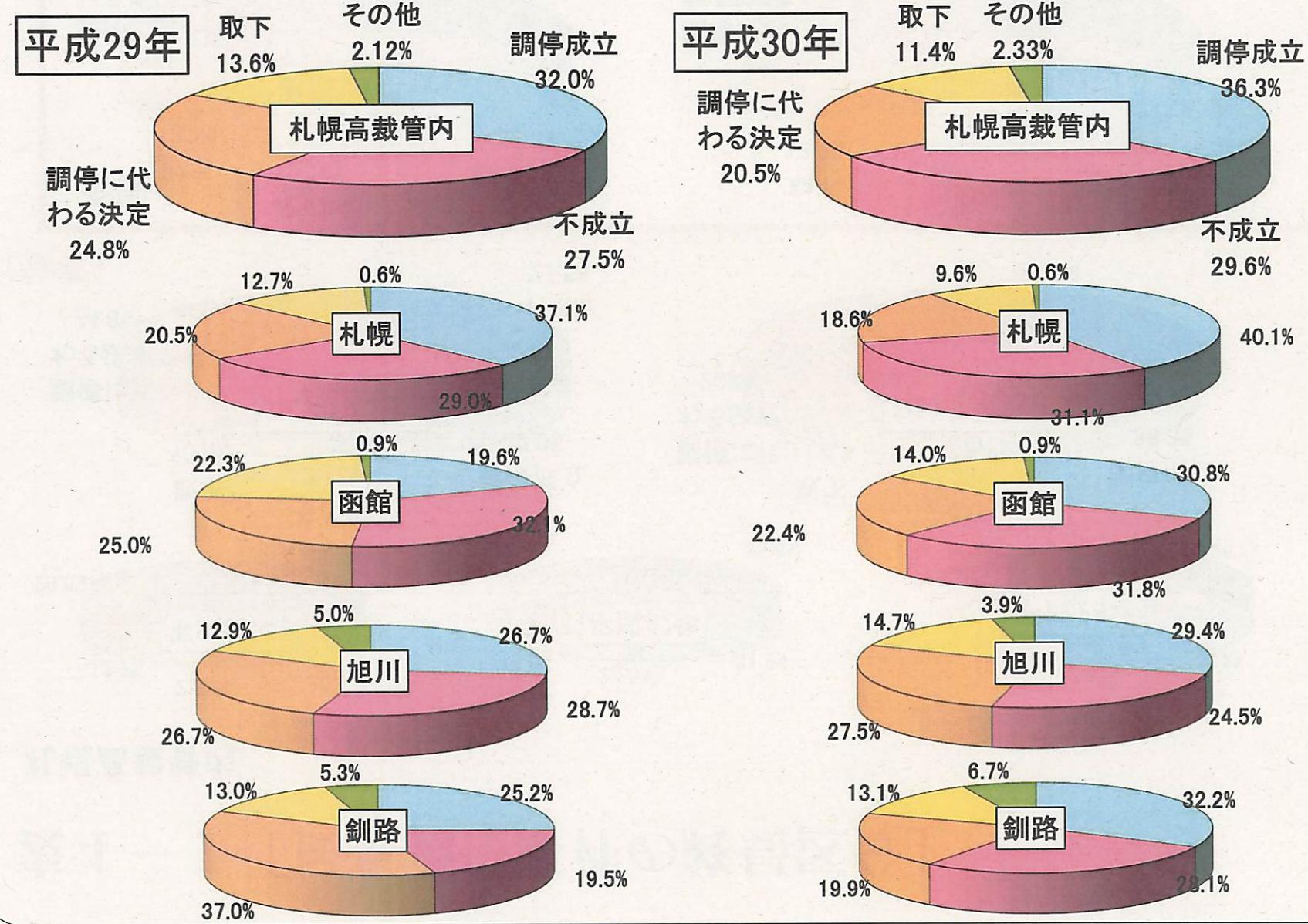
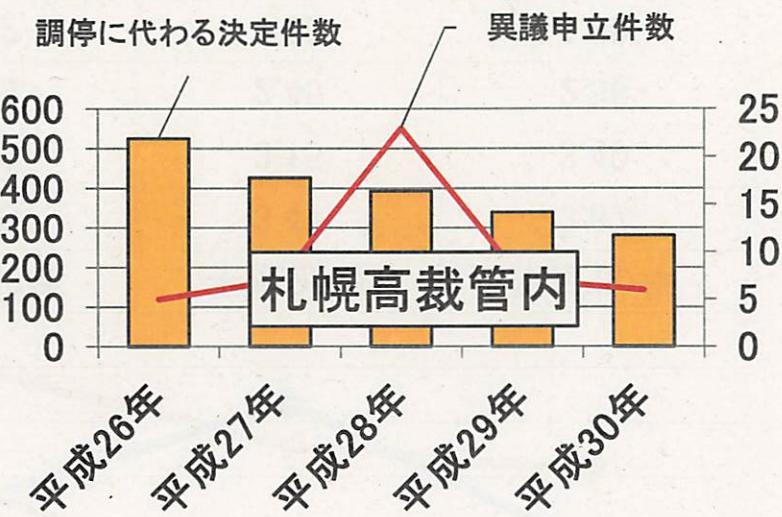
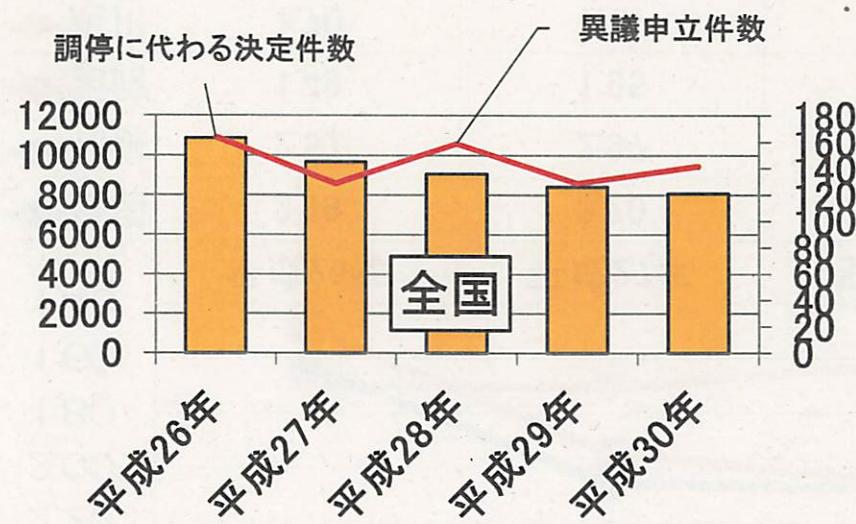


表5 「民事調停事件の調停に代わる決定に対する異議件数」



平成30年

	調停に代わる決定件数	異議申立件数	割合
全国	8,071件	142件	1.8%
札幌高裁管内	281件	6件	2.1%
札幌地裁管内	148件	2件	1.4%
函館地裁管内	24件	2件	8.3%
旭川地裁管内	56件	0件	0.0%
釧路地裁管内	53件	2件	3.8%

表6 「民事調停事件の既済事件平均審理期間」

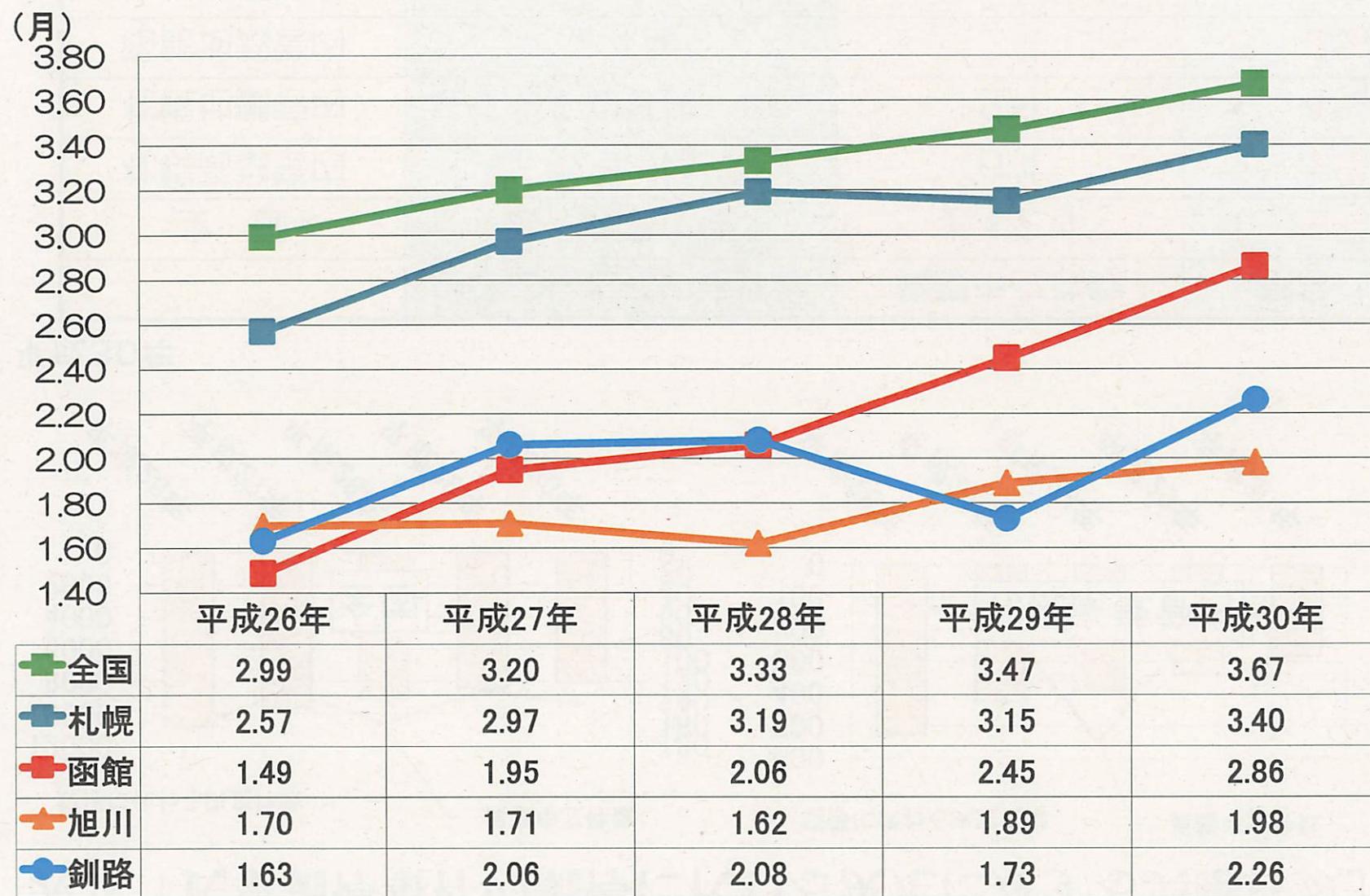


表7 「民事調停事件の審理期間別既済事件割合」

平成30年

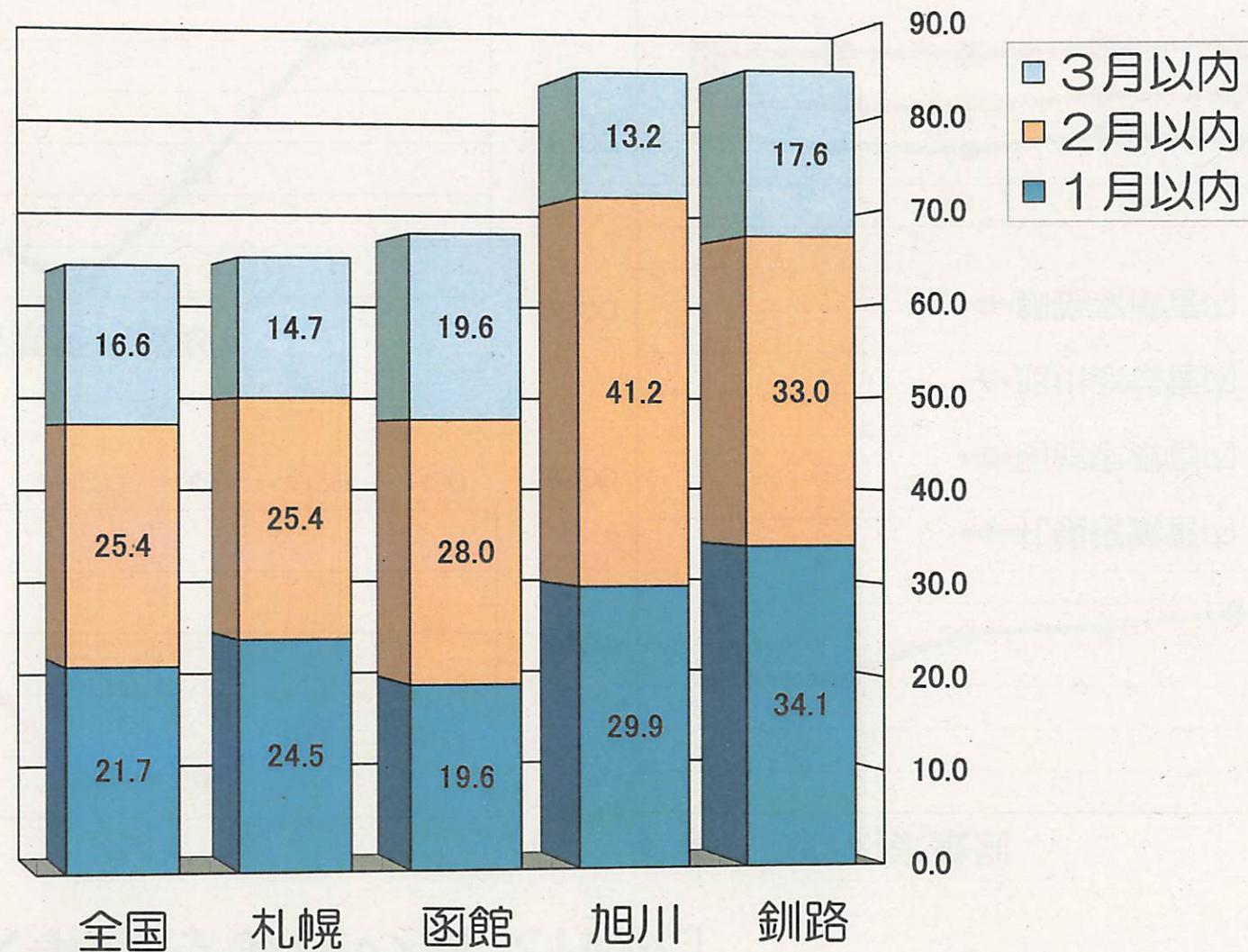


表8 「家事調停事件の新受件数」

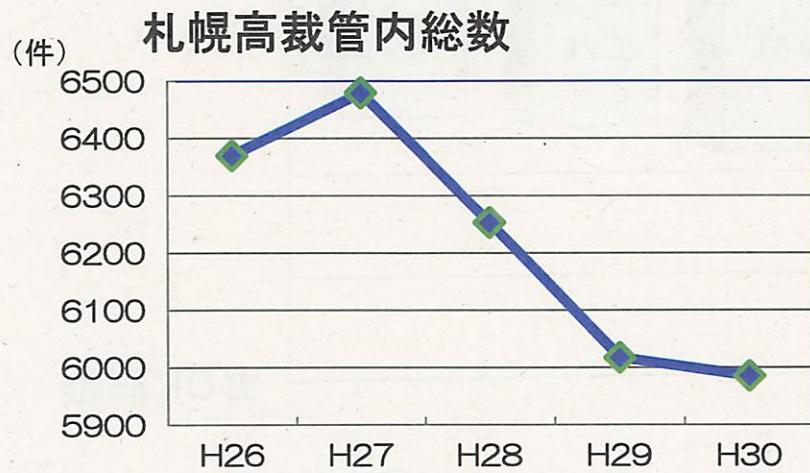
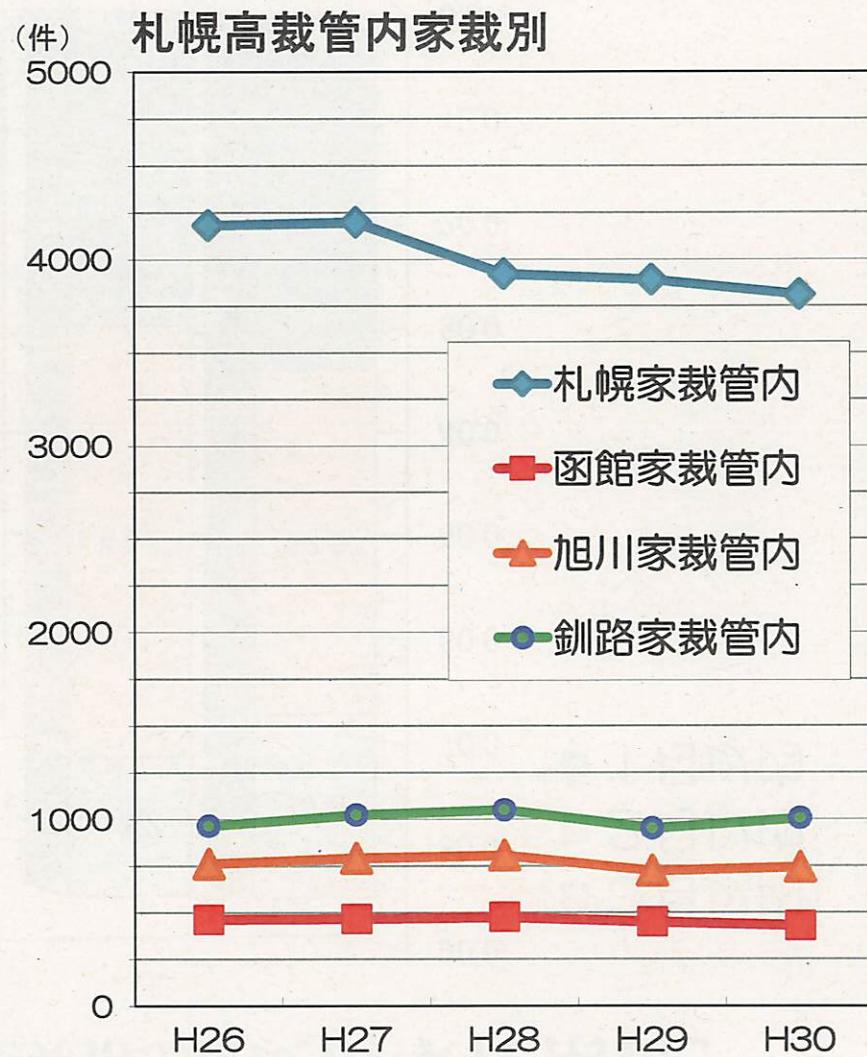
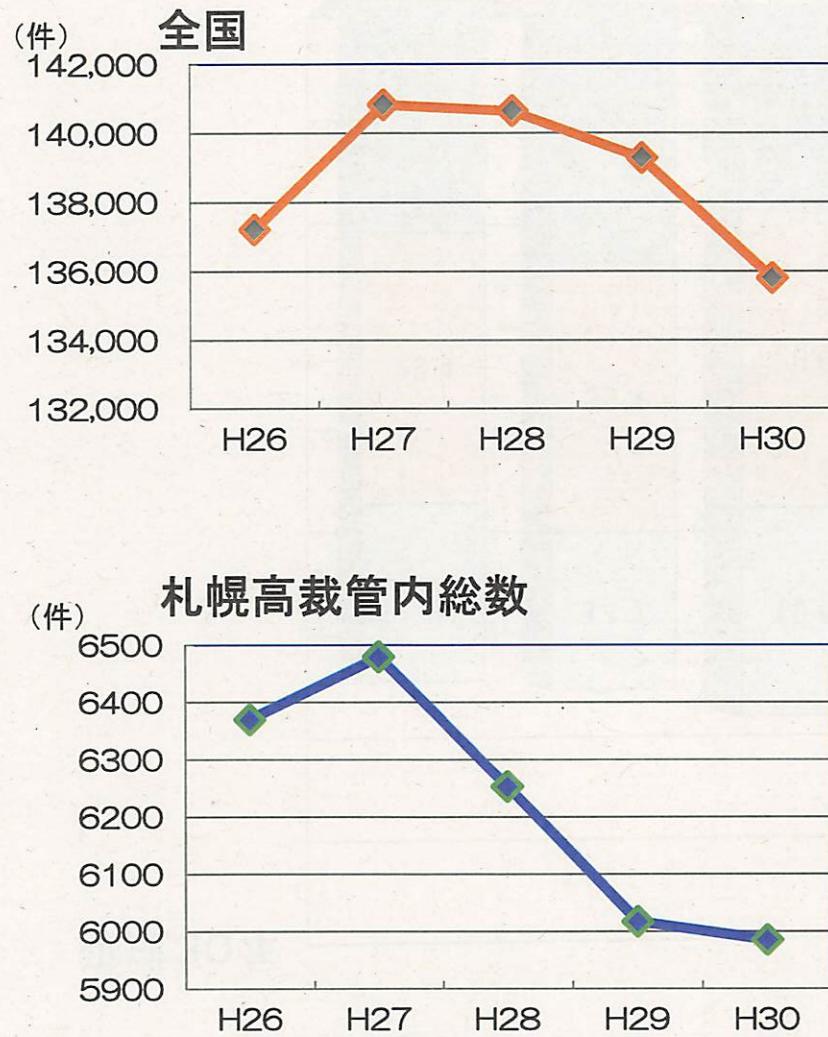


表9 「1月～7月の家事調停事件の新受件数」

	平成30年1月～7月	平成31年1月～7月 (令和元年)	前年同期比
全 国	78, 831件	79, 887件	1. 3%
札幌高裁管内	3,417件	3,499件	2. 4%
札幌家裁管内	2,172件	2,239件	3. 1%
函館家裁管内	228件	263件	15. 4%
旭川家裁管内	431件	417件	▲3. 2%
釧路家裁管内	586件	580件	▲1. 0%

表10 「家事調停新受事件の種類別割合」

札幌高裁管内

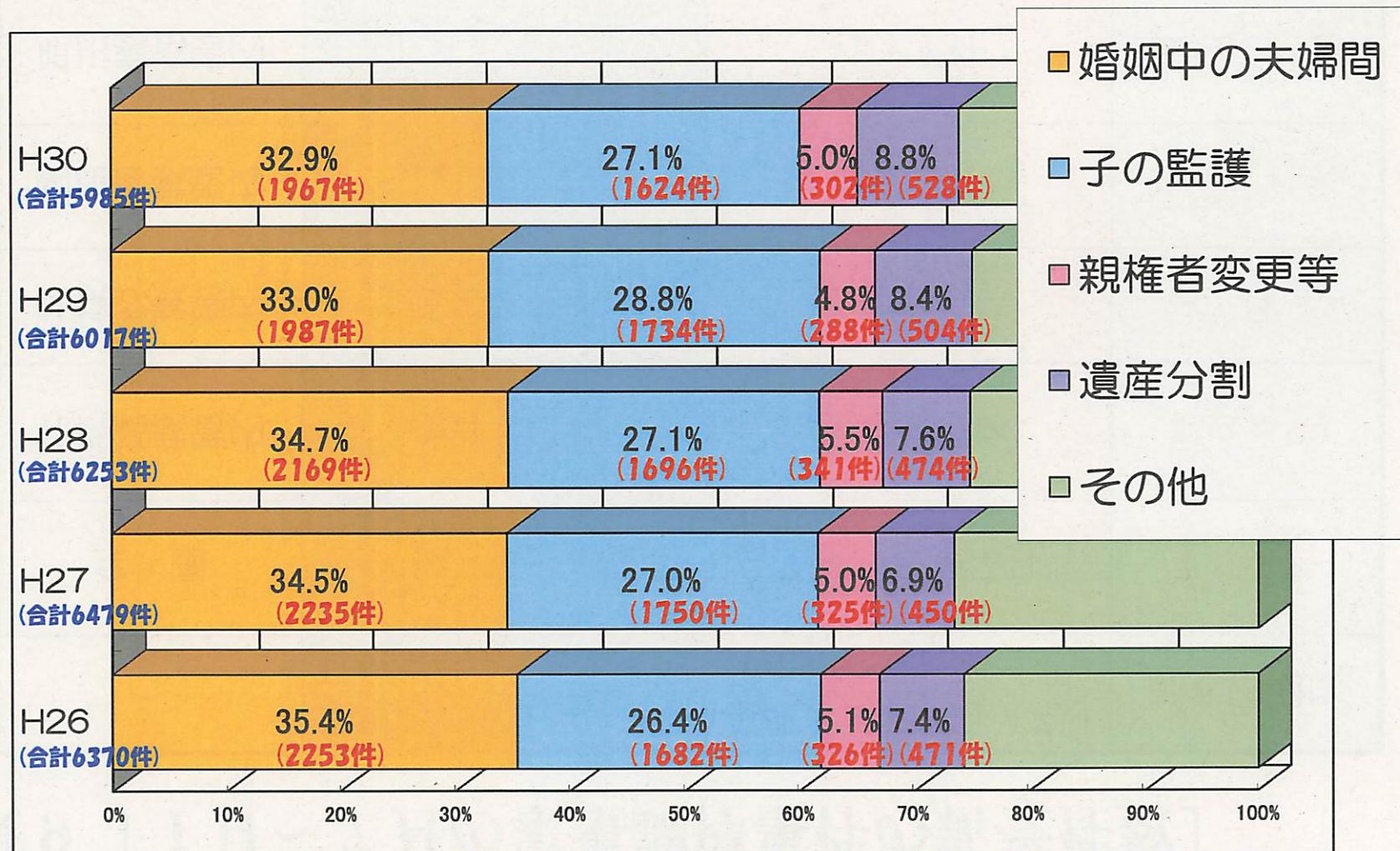
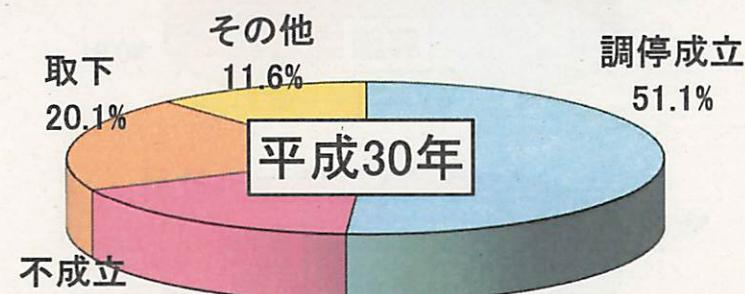
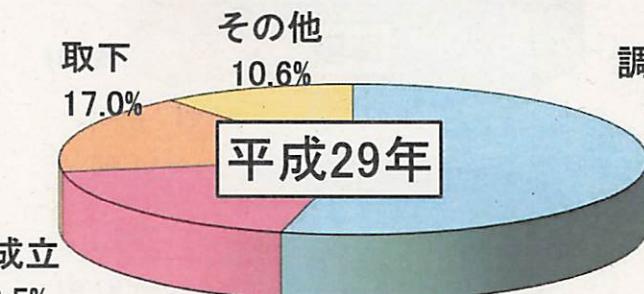
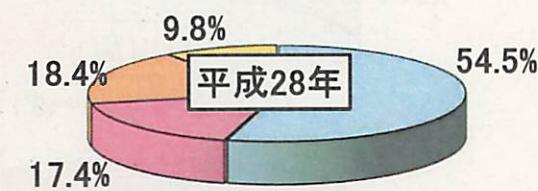
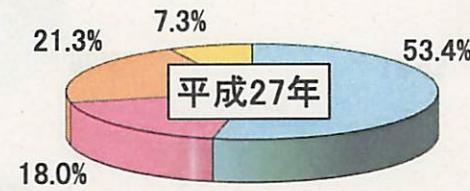
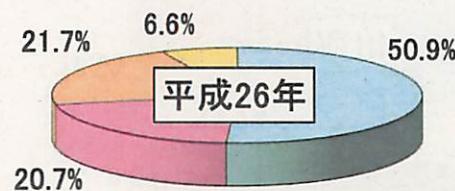


表11-1 「家事調停事件の終局区分」

札幌高裁管内



(参考)

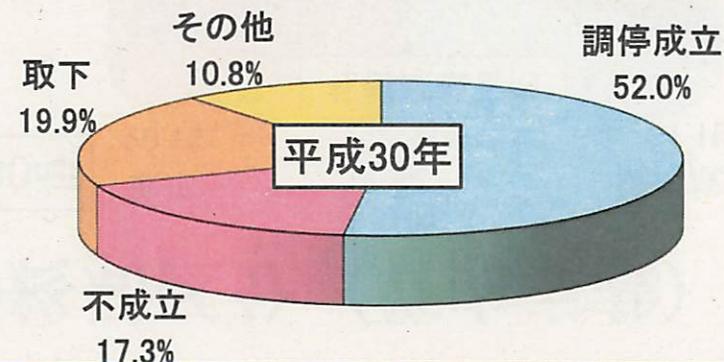
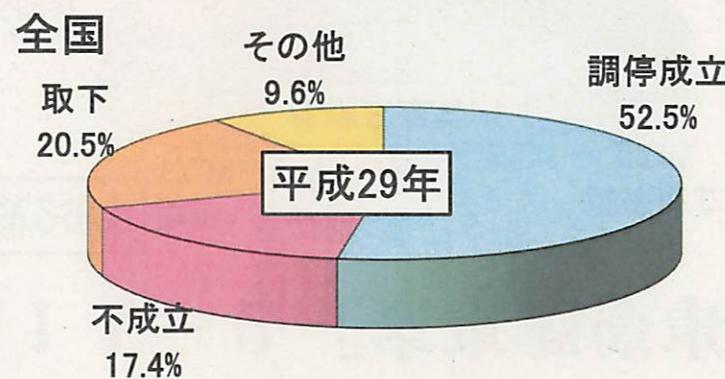


表11-2 「家事調停事件の終局区分（管内家裁）」

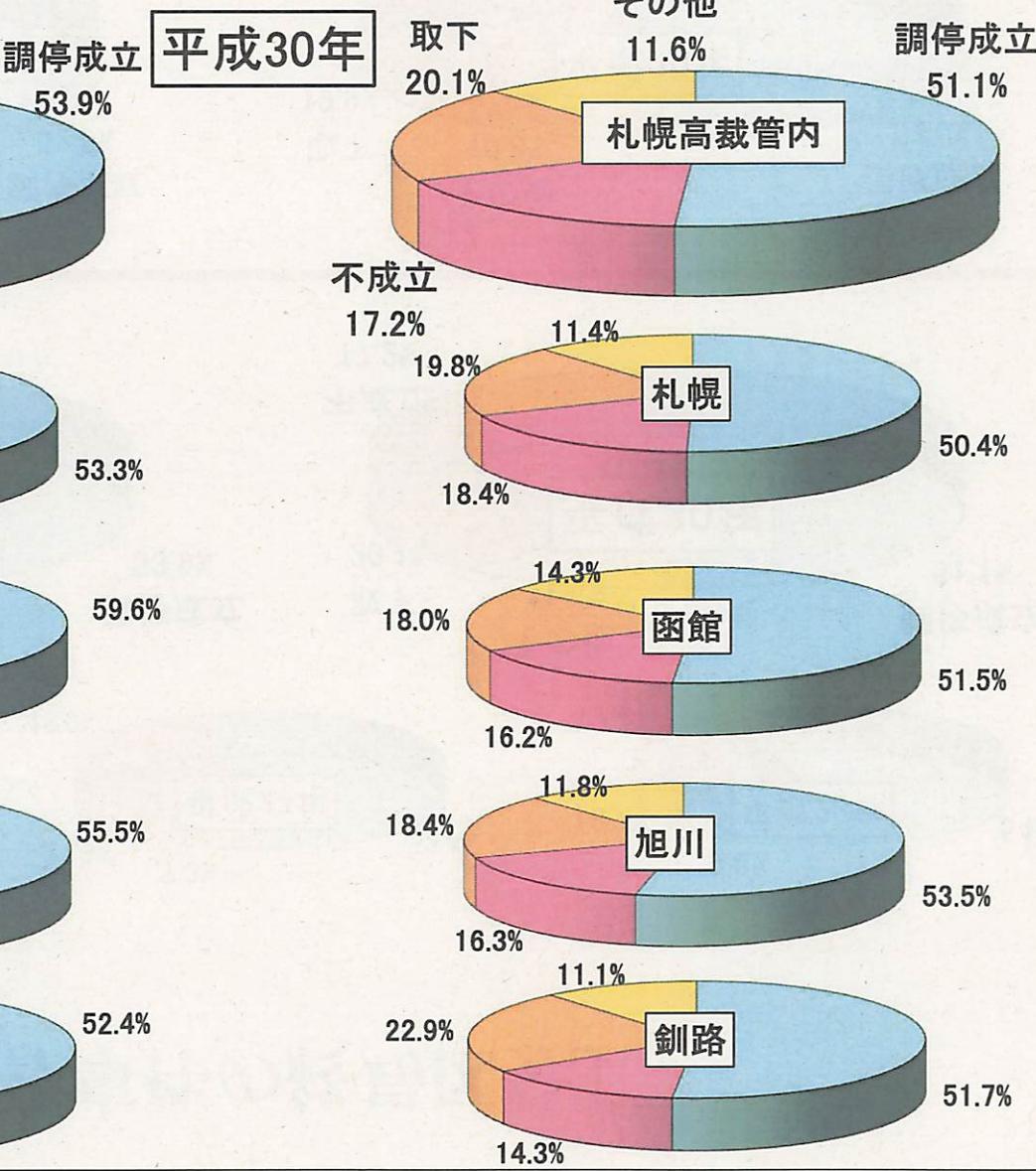
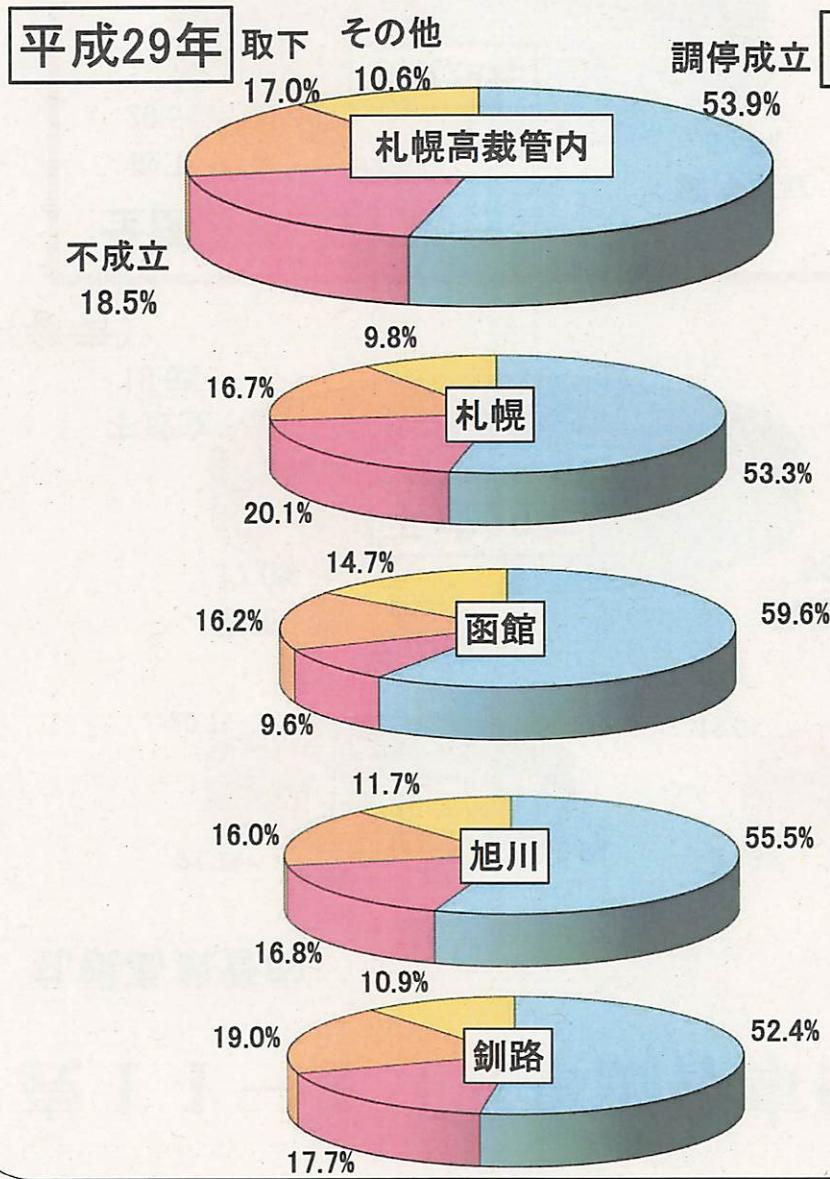


表12 「家事調停事件の既済事件平均審理期間」

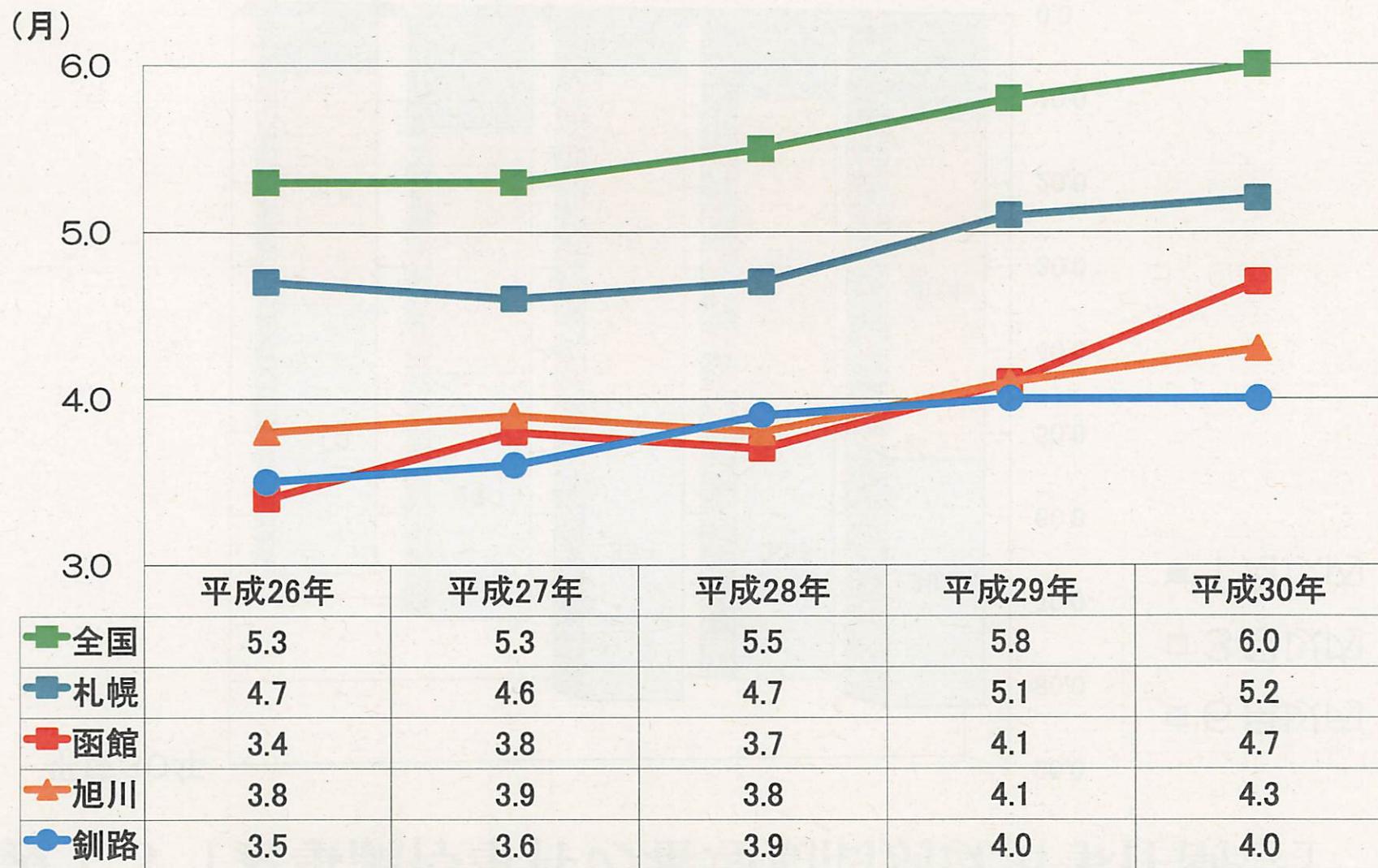
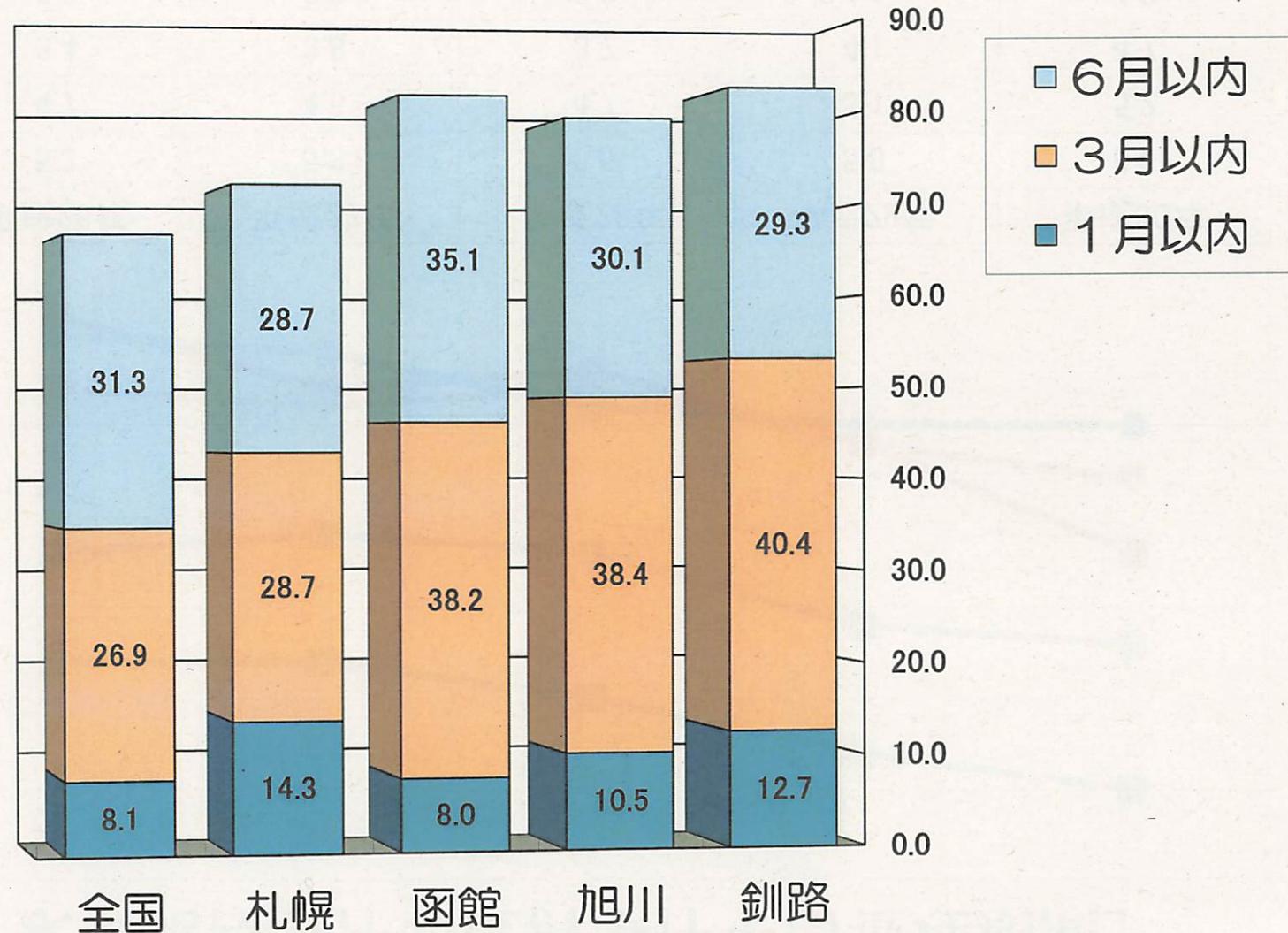


表13 「家事調停事件の審理期間別既済事件割合」

平成30年



(別紙2)

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第1 民事関係問題

(協議問題)

民事調停の新受件数が減少傾向を続けている近年の状況にあって、充実した評議に基づく調停運営を実現するためには、個々の事件を担当し、調停委員会を構成する個々の調停委員の技能向上が必要不可欠である。各庁の規模によって、抱えている問題は多様であると思えるが、調停委員の紛争解決能力の維持及び技能向上のための取組について、各庁の実情を知り、協議したい。

(出題理由)

民事調停の機能強化の取組の結果、評議の充実、的確な事実認定、法的観点を踏まえた合理的な解決案の作成と、以前よりは確実に、機能強化された調停運営が定着してきていると思われる。利用者の幅広いニーズに十分配慮した調停運営を実現するためには、個々の調停委員の技能向上が不可欠である。

調停委員の技能向上の方策としては、実際の事件の処理を通して、経験豊かな調停委員と組んで行う実務体験が一番有効であることは自明である。

しかしながら、民事調停の新受件数の減少に伴って、このような実務を体験する機会がほとんどない調停委員も現れるようになっているのが現状である。

様々な種類の事件が申し立てられる民事調停において、的確な調停運営のための、実効性のある研修の工夫などがあれば検討したい。 (■地裁)

【協議結果】

(各庁意見等)

- 民事調停事件の減少により、調停委員が実際の調停を経験することによって得られるスキル向上を期待することが難しく、研修しても実際に調停を担当できないのではモチベーションが下がることになる。

民事調停の利用を増やすためには、民事調停の質を高め、民事調停を利用した市民に再度民事調停を利用してもらうことが民事調停数増加の近道である。

民事調停の利用者の多くが、従前のようないわゆる争点整理・調整型の調停ではなく、さらに一步前に進んだ解決案提示型の積極的な調停を求めており、民事調停手続のさらなるスピードアップを期待されていることを感じている。民事調停委員会が紛争解決に積極的な姿勢をとり、そこで迅速に解決するということが可能となれば、民事調停の質は大きく変化するはずである。そのためには、民事調停委員の研修が必要不可欠である。 (■地裁)

- ・ 相調停委員が経験の少ない調停委員の場合、調停の進行についてリードして見本を見せたり、理解しづらそうな場面では解説をしたり、メモの記載方法について説明をしたりしている。経験の少ない調停委員に事情聴取をやってもらい、不足部分を補う方法によって進行させた事案もある。これらの工夫により少ない機会を有効に経験してもらうように配慮している。

裁判所主催の研修では、模擬調停が実効性があり有意義だと感じた。裁判所職員が当事者に扮し、内容は回数を重ねるごとに少しづつ事実や背景が見えてくるように綿密に練られており、調停委員の聴く技術が試された。

民事調停事件については、第1回調停期日前に、全件事前評議が実施されており、また、中間評議が必要なときは隨時実施している。この中で進行方針、解決に向けた方向、法的解釈について裁判官に質問したり意見交換をすることにより能力向上が図られている。

調停委員の技術に関して、家事事件と重なりあう部分もあり、併任発令のある調停委員については、家事事件の経験を通して能力向上が図られる部分もある。 (■地裁)

- ・ 裁判所が主催する研修会や研究会のほかに、調停協会が年数回の自主研修会を開催して調停委員の紛争解決能力の維持向上に努めている。

また、専門的調停事件は別として、ごく一般の調停事件では、経験豊かな調

停委員と経験の浅い調停委員を組み合わせて、経験の浅い調停委員に対し研さん効果を上げている。

一般の調停事件では、調停成立、不成立など事件終了時に、調停主任から調停事件の「振返り」を行っていただき、これによって、研さん効果が一層深まっているといえる。 (■地裁)

(裁判官のコメント)

- 当庁では、裁判所が主催する研修会や研究会が年8回程度行われているほか、調停協会の自主研修会に裁判官が参加することもある。研修内容は、模擬調停をしたり、模擬調停が行われているDVDを見るなどして工夫しているが、調停委員の研修要望を把握するため、意見交換を行うことも検討している。
- 弁護士代理人が関与する事件は、解決案提示型の調停による解決やさらなるスピードアップのニーズが高く、実際に医療、建築、賃料等の専門性が高い事件では、解決案提示型の調停が行われることが増えており、審理期間も少しづつ早まっていることから、その他の事件においても解決案提示型の調停が行えるよう、調停委員の技能向上のための研修を行う必要がある。

(参列員等のコメント)

- 民事調停の新受件数が減少している状況で研修を行っても、これを生かせる場所がなく、モチベーションが低下するのは負の連鎖かもしれないが、調停委員の職務は、一つの事件で当事者の人生を大きく変えることがあるから、受任件数が少ないとしても研修を重ねることが大切であり、そのためには、調停委員と裁判所との連携が不可欠となる。

第2 家事関係問題

(協議問題)

困難な事件、特に面会交流事件における調停委員の事情聴取については、紛争解決の重要な要素となるものなので、以下の点につき各庁の実情をお伺いしたい。

具体的には、DVが原因で別居もしくは離婚している加害者が子への面会交流を

求める調停事件において、子と同居している被害者がDVを原因とする精神疾患に罹患している場合、子の利益を念頭に置いた事情聴取はどのような配慮のもと進められるのか、過去の事例を踏まえてお聞きしたい。

- 1 当事者及び子の心情、さらには現在置かれている家庭の状況を把握する際に意識すべき点や留意すべき点
- 2 事情聴取に当たっては裁判官との事前評議、更には裁判官及び家裁調査官とはどのような役割分担や連携をすることが望ましいか。
- 3 子の利益となる面会交流とDV被害者への配慮はどのように考慮するか。

(出題理由)

家事調停において、当事者からの事情聴取によって紛争の実情を把握することは、手続の進行方針や当事者に対する働き掛けの方向性を定める上で欠かすことのできない要素である。特に困難を極める事件については、調停委員会や家裁調査官はもとより、当事者や事件に関わりのある関係者においても事情聴取の内容を共有する必要がある。そのためにも背景事情も含め、できるだけの関係事情も聴取すべきと考えている。 (■家裁)

【協議結果】

(各庁意見等)

1. 当事者等から事情を聴取する際の留意事項等について

- ・ DV事件の場合、■
■ DV被害者の病状等によっては、
親族の付き添いや看護師の関与を求めることが考えられる。 (■家裁)
- ・ DV被害者や子の安全を最優先し、DV加害者との接触状況や、市町村に対する住民票の非開示希望の申出、調停事件における住所の非開示希望情報等の有無などを確認する。聴取する際は、DV被害者の体調面等に悪影響が出ないよう、表現ぶりや時間配分にも配慮が必要である。 (■家裁)
- ・ 非監護親から監護親に対するDVや、DVにより発症した監護親の精神疾患

が面会交流の実施を制限する事由として主張された場合には、別居や離婚の原因、現在の生活状況、子との面会状況、子の心情等を十分に聴取するとともに、DV等の事実の存否について心証を得ておく必要がある。子の心情等を把握する際には、早期に調査官調査を行えるよう、家裁調査官との情報共有を意識すべきであろう。（■家裁）

（裁判官のコメント）

DV被害者の身の安全を第一に考えた期日の実施と、DV被害者の住所等の非開示希望情報等の管理に留意してほしい。また、DV被害者にとっては、DVの状況を話すだけでも負担であろうし、子にとっても家裁調査官から事情を聞かれることが大きなストレスになることもある。当事者との信頼関係の構築や、適切なタイミングでの子の心情・状況等の調査が大切であろう。

2 関係職種間での情報共有や連携の在り方等について

- ・ 評議において、聴取すべきポイントや調停の方向性、当事者から聴取した事項を共有している。調停委員としては、監護親が抱きやすい不満等の特徴を把握した上で、当事者の主張を傾聴しながら面会交流の話し合いができるよう働き掛けるが、当事者が面会交流の在り方や親の紛争が子に与える影響等を理解しないような場合は、家裁調査官による親ガイダンスを実施している。（■家裁）
- ・ 本問のような事案は第1回期日から家裁調査官が立会するため、家裁調査官を含め、事前評議で紛争類型等のイメージを共有し、調停委員と家裁調査官との役割分担や進行方針等に関する認識を共有している。（■家裁）
- ・ 評議は、調停委員が事案の見立てや問題点等を提示し、家裁調査官が専門的知見を活かして留意点等の指摘や助言を行い、裁判官が今後予想される手続を見据えて進行方針を示すという形で実施している。事情聴取は、基本的に調停委員が担当するが、家裁調査官が専門的知見を踏まえた意見を述べるのに必要な事情を聴取することが相当な場合もあるほか、期日での当事者の動線、提出

資料等の非開示希望等は書記官に報告し、事前の方針と異なる展開になった場合や法的判断が必要な場合は裁判官に報告するなど、場面に応じて役割を意識して連携を図ることが望ましい。（■家裁）

（裁判官のコメント）

- ・ 事前評議で方針を定めたとしても、当事者の主張は同一期日で変わることが多いため、遠慮なく中間評議や事後評議を申し入れてほしい。また、充実した評議には複数の視点での意見が大切なので、事情聴取を担当した調停委員の立場から積極的に意見を述べてもらいたい。
- ・ 裁判官、家裁調査官及び調停委員が、それぞれの役割に応じて高いパフォーマンスを発揮することが大切であろう。

3 面会交流の実施に関する留意事項等について

- ・ 非監護親と子との面会交流の実施が子の利益を害するものとまでは言えないとの結論に至った場合、期日間での試行的面会交流を経るなどして面会交流を実施する方向で調整することとなるが、当事者が直接対面しないよう、第三者機関を利用した面会交流も視野に入れて調整する必要がある。（■家裁）
- ・ 面会交流の実施が子の利益となるかという観点から、子が面会交流を拒否したり、非監護親の話題が出たり、面会交流の実施後に子が不安定になるなどして医師から面会交流の延期や中止を求める診断書が提出されたような場合には、再検討が必要な場合もある。（■家裁）
- ・ 子だけではなく、DV被害者である監護親の心的負担にも配慮が必要な事案では、近隣に面会交流を実施する第三者機関がないことから、子の祖父母の協力を得たことがあった。（■家裁）
- ・ DV加害者にDVの自覚や反省が見られる場合には、DV被害者の不安軽減や円滑な面会交流のために、DV加害者に対し、専門機関によるカウンセリングの受診やセミナーの受講を提案することも考えられる。（■家裁）

(裁判官のコメント)

当事者に対し、DVと子の福祉の観点での面会交流の実施とを切り離して考えてもらうことが大切であろう。また、面会交流の実施方法として第三者機関の利用も選択肢の一つではあるが、費用負担で揉めたり、予約が取りづらく、実施に何か月も要するというような事情等もあるため、第三者機関の利用を当事者に納得させることが難しい面もある。第三者機関の利用も複数あるメニューの一つと考え、実情に応じた適切な方法での実施を検討いただきたい。その他、当面の方策として、手続代理人を介した面会交流の実施も考えられる。

(参列員等のコメント)

- ・ 第三者機関に関与しているが、近時は、手続代理人と一緒に見学に来る当事者も多くなっている。手続代理人も、面会交流の実施が子の福祉に適うという意識は持つつあるようだが、手続代理人に対しても、面会交流の理念等を理解させるような体系的な研修等の実施が必要であろう。
- ・ 面会交流の実施を養育費の支払の裏返しだと勘違いしている当事者も多い。子の福祉の観点から、面会交流を実施しない特段の事情の有無を適切に聴取することや、役割に応じて積極的に意見を出し合う充実した評議が大切であろう。

機密性2

高松高裁総第1484号

(庶ろ-03)

令和元年12月6日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

高松高等裁判所長官 秋葉康弘

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議結果要旨は、別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第1 民事関係問題

(協議問題)

1 評議に関し、以下の点について、各庁の取組を伺いたい。

- (1) 評議の時期、評議を行う契機及び所要時間
- (2) 効果的な評議を行うための工夫例（発言順序、意見のまとめ方等）
- (3) 評議を通じて得た成果を調停に活かすために、どのように当事者に働きかけるべきか。

2 民事調停事件数が減少して、先輩調停委員のノウハウを伝承するOJTの機会を確保することが難しくなっている状況において、OJTを補完するOff-JTとして、研修の重要性が増している。各庁における各種自主勉強会において工夫されている内容や、調停委員の参加意識を向上させるための具体的な取組などがあれば伺いたい。

(出題理由)

1 協議問題1について

事後評議の事例が少ないため、事後評議の活用方法など各庁の評議の実情等を伺い、さらなる評議の充実を図っていきたい。（■地裁）

2 協議問題2について

自主勉強会のテーマをあらかじめ決めてることで、委員が予習をしてから臨むなど、参加委員の意識向上にもつながっているが、現状、参加委員が固定化している傾向があり、活性化に向けた働きかけの必要性も感じられるため、各庁における自主勉強会の現状や、工夫点、取組など参考にしたい。（■地裁）

【協議結果】

(各庁意見等)

1 協議問題1(1)について

事後評議について、

- ・ 期日終了後、調停委員会で、聴取した内容の整理を行い、次回期日に向けてのシナリオの修正など事案の認識共有を図るために行っている。 ([] 地裁)
- ・ 中間評議を行うまでもないが、事情聴取の結果、新たな証拠の提出を促した場合や事前評議を行ったものの結果報告として行うこともある。 ([] 地裁)
- ・ 期日を続行するに当たり、当事者の主張、背景事情、次回期日に行う内容等を確認する必要がある場合に行っている。 ([] 地裁)

2 協議問題1(2)について

- ・ 複雑な交通事故の事案では、調停委員が事実関係を時系列にしたメモや損害額をまとめたメモなどを作成して評議に臨む。 ([] 地裁)
- ・ 受付担当者から引き継がれた情報や裁判所から当事者双方に送付された照会書（回答書）を活用している。 ([] 地裁)

3 協議問題1(3)について

- ・ 何よりも傾聴を心がけ、何が問題で合意形成に至らないのか、当事者の主張及び争点、背景事情等を明確にして、これらの点を当事者に認識させ、その主張及び争点を意識した事情聴取を行い、証拠の提出を求め、法的評価・事実認定を行いながら、共通する意見がないか；解決策はないかを探り、策定した調停案を基に、双方に対して問題解決に向けた意識づくりができるよう働きかけを行っている。 ([] 地裁)

4 協議問題2について

- ・ 裁判所主催の研修は、具体的な事件を想定したロールプレイングを取り入れ、より実務に近い状況で研修を行っている。 ([] 地裁)
- ・ 調停委員から自主研修の内容や実施時期について要望を聞き、アンケート調査も実施した上で、研修計画を立て、より多くの調停委員に参加してもら

えるように取り組んでいる。 (■地裁)

- ・ 調停委員が経験した調停の成功例・失敗例や調停時報に掲載されたものを題材として事例研究をしている。 (■地裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 評議の目的は、調停主任と調停委員との認識共有を図り、事件を多角的に検討することにある。事実関係に争いがある場合など調停主任がより積極的に関与することが求められる事件では、評議の必要性が高い。事後評議は、次回期日に繋がる問題がある場合に必要となるほか、調停委員間の認識のズレを修正したり、調停主任が結果報告を受けることで事件への理解が深まるなどの効果も期待できる。ただ、画一的に評議をするのではなく、事案の内容に応じて、それぞれの評議を活用することが重要である。心証開示や解決案提示の際には、調停委員会での評議を踏まえたものであることを示すことで、問題解決につながることが多いと思われる。OJTの機会の減少を踏まえ、OffJTの内容も変えていく必要がある。複数の調停委員によるケース研究や模擬調停などのロールプレイングを充実させていくことが有効である。
- ・ 証拠が乏しい調停事件において的確な事実認定をするために、当事者に対する事情聴取を適切に行う必要がある。調停委員会としては、期日前に評議を行い、事件に関する認識を共有し、事情聴取のポイントを打ち合わせておくことが重要となる。しかし、申立書だけでは紛争の実情が把握できない事件においては、第1回期日前評議では事案の確認程度にとどめ、当事者から事情聴取した後で、中間評議や事後評議を実施したほうが効果的である。事情聴取が終った後は、事実認定と解決案の策定を行うための評議が不可欠である。解決案については、「法的観点を踏まえた解決」と「柔軟で落ち着きの良い解決」を考える必要があり、また、調停委員会として、解決に向けての雰囲気を醸成し、当事者の気持ちを推しはかりながら働きかけることが重要である。調停の機能

強化のためには、調停委員の事情聴取のスキルアップが不可欠であり、今後もOJTとOff-JTを通して、調停委員間で事情聴取のスキルを継承していくほしい。

第2 家事関係問題

(協議問題)

面会交流調停における事情聴取の在り方と評議等との連携の観点から以下の3点につき、各庁の取組例や実情をお伺いしたい。

- 1 事情聴取の内容は、申し立ての経緯や動機、主張、相手方の意向、親子関係、子の状況など多岐に及ぶため聴取内容を絞り込む必要があると考えるが、各庁において、事情聴取の内容の絞り込みにどのような工夫をされているか。
- 2 事前評議、進行中評議のポイントとして重視していることは何か。
- 3 裁判官との評議、家裁調査官の活用に役立つ事情聴取はどう在るべきか。

(出題理由)

面会交流事件は、調停委員が把握した事実関係等を簡潔に伝えることが難しい類型の事件と言え、評議のタイミング、評議のポイント、評議結果の伝達方法など検討すべき問題は多く、調停期日の立会いを始め、面会交流の禁止・制限事由の調査、子や当事者の意向・心情調査等、紛争解決のために家裁調査官の活用を検討する場面が多い。これらの検討において調停委員の情報収集が負う役割は大きいことから各庁の取組例や実情をお伺いしたく出題した。 (■家裁)

【協議結果】

(各庁意見等)

1 協議問題1について

- ・ 初回期日までの準備として、禁止・制限事由にあたる事情があるか否かを確認し、なければ、面会交流を阻害する要因が何かなど争点を整理し、事前打合せで情報を共有して不足する情報の聴取内容の確認をしている。 (■家裁、■家裁)

- ・ 「子どもの聴取票」を用い、調停委員が気付きの点などを随時記入し、子の状況を調停委員会で共有し話し合いの方向性を見出せるよう活用している。

(■家裁)

- ・ 聴取の中で、直接的な面会交流を拒否される場合は、子の福祉を念頭に置き、どのような方法であれば面会交流が可能か（間接的面会交流も含め）考えてきてもらう場合もある。（■家裁）
- ・ 面会交流事件を進行する上で押さえておくべきポイント等を面会交流調停の手引きとしてまとめている。その内容は、初回期日、続行期日及び終結期日を通じて、①面会交流を禁止・制限すべき事項の有無を見極める段階、②面会交流の阻害要因を把握する段階、③面会交流の実現に向けた調整、助言の段階、④面会交流の実施方法に関する最終調整の段階の四段階に分けて整理されている。第一段階は、双方から聴取すべき内容として、申立ての趣旨・動機、面会交流の実施状況、同居時における別居親と子の関わり及び子への接し方、子及び当事者の心身の状況と生活状況、今後の面会交流に対する希望をポイントとしている。第二段階では、当事者の感情的な拒否、子の拒否について主張の根拠となる具体的な出来事や背景事情を確認し、丁寧に別居親と子との従前の関係等を聴取し、別居親の面会交流に対するイメージや面会に求めるものを聴取している。第三段階では、同居親の不安や子の拒否の軽減に向け、別居親に工夫してもらいたいことや改善してもらいたいことを聴取する。第四段階では、ケースに応じた調停条項を作成するための方法を聴取している。（■家裁）
- ・ 事情聴取においては、何が阻害要因になっているかを見極めることを心掛けしており、親の理解不足、相手への葛藤や感情的反発、再婚、子の拒否、長期間の没交渉等消極姿勢を主張する根拠となる具体的な出来事や背景事情を確認している。当事者が拒否している真の理由が、離婚紛争が整理できず感情的対立が続くことに起因しているのか、面会交流が子どもに及ぼす影響について不安に思っているのかなど、丁寧な事情聴取を務めることが必要であると考える。

(■家裁)

2 協議問題2について

- 一般的には、双方1回ずつ聴取した時点で評議を入れた方が争点が明確になる場合が多く、短時間でも有効な評議ができる。2回目以降、子の生活環境の把握や心情把握が必要なケースでは、調査官の関与を早めに要請している。

(■家裁)

- その期日の着地点、次に何を話し合うかなど、評議の結果を当事者に伝えることにより、当事者が調停の進行を実感できるようにしていくことが重要である。 (■家裁)

- 事前評議での面会交流を禁止すべき事情の有無の確認ポイントは、連れ去りのおそれ、虐待のおそれ、また監護親への暴力のおそれなどである。面会交流を禁止すべき事情を有する事例は稀であり、禁止・制限事由の存否に捉われ過ぎず、子の福祉の視点から面会交流の有り様を検討することになる。

(■家裁)

- 中間評議では当事者の感情的な拒否や子の拒否を理由とした消極姿勢がある場合に、聴取内容を基に家裁調査官の調査の要否を評議し、その後、子の心情や意向調査の方法、調査のタイミング等を評議する期日までの間に面会交流が予定されている場合には、トラブルの報告とその対策について評議をしている。

(■家裁)

3 協議問題3について

- 長期間にわたり非監護者との面会が途絶えている場合や、子が強く不安に思う状況で非監護者と離れたと考えられる事案については、子の年齢や発達の程度を十分考慮し、監護親の協力を促し、丁寧な試行的面会交流のスケジュールを組み立てている。 (■家裁)
- 当事者双方の対立が激しい事件では、子の福祉を中心に考えられていない主張が多くみられ、調査官の立場から当事者双方への働き掛け（親ガイダンス、

DVDの視聴、リーフレットの交付等)を実施している。(■家裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 面会交流事件において事情聴取する上で最低限押さえておくべきことが2つある。第1は、子の安全を確保すること、第2は、子が安心して別居親と面会することが子の健全な成長に資するということである。ただし、この原則は、最初から当事者に述べることではない。面会交流事件は、親と子が会うことすらままならないほど対立が激しい事件であり、当事者は相当に敏感になっており、調停委員のささいな言動から、当該調停委員が予断や偏見を持っていると思われる危険性が高いからである。面会交流に関する親ガイダンスビデオは、当事者の主張や性格を十分に踏まえた上で見せてほしい。
- ・ 禁止・制限事由と単なる阻害事由は明確に区別できるものではなく、両者は、流動的な場合が多い。調停委員の事情聴取は、同居親から、なぜ面会交流を拒むのかという点を丁寧に聞き取り、次いで、別居親から、同居親の発言に対する受け止め方を丁寧に聞き取っていくことが大切である。
- ・ 調停委員が一通り事情聴取した段階で、裁判官と調査官を交えて、評議を行い、進行を検討するのが効果的である。第1回期日の評議では、大まかな対立点を確認し、詳しく事情聴取すべき事由の確認、親ガイダンスビデオの視聴の適否の判断、調査の時期・目的など調査に関わる事項の確認を行うのが有益である。以上の評議は、対面で行うのが望ましい。

(参列員等のコメント)

- ・ 家裁調査官の活用場面として、①調停委員による事情聴取のみでは子の監護状況などの事実関係が必ずしも明らかとならない場合、②子の意向や心情などを把握する必要がある場合、③試行的面会交流など行動科学の知見等に基づく調査や調整を行うことが相当な場合などが考えられる。

**令和元年度調停運営協議会
協議問題及び協議結果要旨（民事関係）**

最高裁判所事務総局民事局

東京高等裁判所管内

1 民事調停の更なる運営改善を図るための方策について

- (1) 評議の充実のためにどのような工夫がされているか。
- (2) 調停委員会における専門家調停委員や弁護士調停委員の役割、連携の在り方

2 調停委員の技能向上のための課題と方策について

- (1) OJTを効果的に行うための工夫として、どのようなものが考えられるか。特に、新任調停委員について、どのような工夫がされているか。
- (2) 調停委員の技術向上のための研究会（事例検討会など）や研修の実情はどうか。それらの効果的な運用のために、どのような工夫が考えられるか。

3 調停の利用を促進する広報活動等について

- (1) 民事調停制度の認知度を高め、より積極的な制度の活用を促す広報活動として、調停協会が主催する調停相談会や裁判所が行う調停説明会があるが、その実情はどうか。それらの更なる充実に向けて、どのような工夫が考えられるか。
- (2) ホームページや広報誌の活用状況はどうか。
- (3) 利用者の具体的なニーズに合った広報活動を行うための、国民の各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけの実情はどうか。

（出題理由）

1 協議問題1について

調停手続を通じて紛争を適正迅速に解決するためには、充実した評議が必要不可欠であり、評議の重要性と工夫については、昨年のこの協議会でも議論され、認識の共有が図られたところである。

昨年の協議会では、評議の実施状況について、事前評議、中間評議及び事後評議に関する各庁の実情を伺い、それぞれのタイミングにおいて具体的にどのような内容について評議をしているか、各庁の実情を御紹介いただいた。

その上で、裁判官からは、事前の評議は、争点の確認、事情聴取するポイントや役割分担の確認のほか、調停委員会としての信頼関係構築という意味でも重要であると考えており、事後の評議に関しても、期日の記憶が鮮明なうちに次回に何を行うかを確認しておくことは大切ではないかと思うとのコメントが出された。

今年の協議会においても、昨年の協議結果を踏まえ、この1年評議を充実させるためにどのような工夫をしてきたか、具体的な方策や工夫例を伺った上で、さらに今後どのように取り組んでいくかなど、評議の充実の重要性に鑑み、引き続き議論したい。

また、調停委員会における各調停委員の役割は、一般有識者調停委員、専門家調停委員、弁護士調停委員によって異なる面があり、調停主任（裁判官）を含めた調停委員会における連携についても多様な在り方が考えられる。各委員の役割と連携の在り方について協議することで、今後の運用の改善に活かしたい。

2 協議問題2について

調停委員会が主宰する調停運営の充実を支えるのは、個々の調停委員の技能や意欲であり、各調停委員の技能向上の重要性はいうまでもない。

技能向上の方策の一つとしてOJTがあるが、効果的なOJTのための工夫例などを協議して認識を共有したい。

また、OJT以外の方策として、各庁の実情に応じて、事例検討会（ケース研究会）、ノウハウ承継のための研修などが実施されているところであるが、それぞれの取組の実情についての情報を交換し、改善に向けてのヒントや留意点について議論したい。

3 協議問題3について

民事調停制度の適切かつ有効な利用のためには、制度の認知度を上げる必要があり、さらに、一般的な認知度の向上に加え、各種相談窓口に来る相談者等の具体的なニーズを民事調停手続につなぐための取組が必要である。

そこで、各庁で実施されている調停相談会等についての情報を共有し、工夫例や問題点を議論することを通じて、今後の改善に活かしたい。

次に、各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけの実情についての情報を交換し、今後の積極的な取組につなげたい。

【協議結果】

1 協議問題1について

(1) 協議問題1(1)についての各庁意見等

- 申立人が、なぜ調停制度を利用したのかを念頭に置きながら、調停委員がそれぞれの立場からのアプローチで聴取を進めていくことを意識している。
- 期日前の評議において、ポイント（このポイントは必ずしも法的なものに限らない。）を整理し、当事者の状況や進行具合を確認しながら進めている。
- 思い込みや先入観を排除し、提出されている書面だけで決めつけをしないことを意識しながら、事前に調停委員同士で意見交換を行っている。また、聴取したい事項や提出を求める書面、論点、疑問点等をまとめた論点メモを作成し、相調停委員や裁判官とも共有して漏れや見落としがないかを確認している。
- 調停委員が作成したメモに対し、裁判官がコメント（考え方や次回に向けた留意点など）を入れてくれることがあり、次回に向けた準備をする上で大変役立っている。

(2) 協議問題1(2)についての各庁意見等

医療関係、労働関係、交通事故関係の事件では、それぞれの専門家の調停委員が関与することになるが、役割分担としては、評議の際には、各調停委員がそれぞれの専門分野の観点から事件のポイントを述べ、弁護士調停委員や調停主任がバランスを取りながら進めていくことになる。また、解決案を作成する際には、本人申立事件の場合は、一般調停委員の意見を中心に、専門的な事件においては、専門家調停委員の意見を中心

に弁護士調停委員や調停主任がバランスを取りながら進めていくことが多い。

(3) 協議問題1についての裁判官コメント

- 当庁においては、基本的に期日の10分ないし15分前には参考して評議を行えるようルール化して十分な評議を行えるよう努めていることはこれまでの協議会でも紹介しているところであるが、期日の重なり具合や調停委員の都合等もあって、評議に充てられる時間が限られる場合も生じ得る。

したがって、短時間で要領よく充実した評議を行うための工夫が、調停主任側、調停委員側それぞれに求められる。当庁では、各調停主任が事案の概要、争点、その他の参考事項を記載した手控えを作成し、それを踏まえて事前評議に備えることが多いが、事案によっては、そのような手控えあるいはそれを抽出したメモを調停委員にも配布して説明の効率化、認識の共有化に役立てようと試みている事例がある。また、直前に提出された書面等があり、調停委員が事前に確認する余裕がないと見込まれる事件については、書記官において記録上、提出書面の存在とその所在が分かりやすいよう示しておくほか、調停主任においてできるだけ、新たに提出された主張の概要等を評議の席で説明するようにし、評議や進行に支障を生じさせないよう配慮することが増えてきている。

- 調停委員としては、調停主任を待つ評議待ちの間に、調停委員同士で事件の見立て、疑問点や評議で確認すべき点などを相互に協議するなどしているほか、第1回期日の事前評議の場とは限られないが、事件類型に応じ想定される証拠資料等が提出され相手方の主張もほぼ明らかになった場合には、例えば交通関係損害賠償事件では、損保関係出身の調停委員が各費目についての金額等の試算額を算出して用意したメモ等を、賃料増減額請求事件では専門家調停委員が当該地域の賃料相場とそれを踏まえた参考事項等をメモしたもの等を評議資料として用意し評議の効率化に役立てているとのことである。

調停委員会を構成するだれが何を作成すべきかを固定化する必要はないが、争点を可視化し認識の共有化を図る工夫は評議の充実に有用である。

- 調停委員の役割と連携について、各調停委員は自由に、また、積極的に評議に参加し、調停に関与することが求められるのであり、役割分担を意識し過ぎて発言を控えたりするようなことは望ましくない。

乗り降り自由の意見交換が評議の持ち味であることを意識して、弁護士調停委員以外の調停委員は、積極的に評議に関与すべきであるし、弁護士調停委員は、例えば、先に他の調停委員の発言を求めるなどして、自由に意見を交換できる雰囲気作りに意を払うようにしてほしいところである。

- 現地調停は、事案によっては、事件の実情をより深く把握することができると同時に、当事者からの信頼も獲得することができ、その効用は大きい。もつとも、とりあえず現場に行けば道は開ける、というような発想で紛争の実態を十分に見る

ことなく現場に赴くと痛い目にあうこともあるため、留意が必要である。

2 協議問題2について

(1) 協議問題2(1)について

(各庁意見)

- ・ ベテラン調停委員が新任調停委員と組んで進めるOJTにおいては、実際にやつてみながら、要所でその都度、アドバイスしていくことを繰り返し行うことが重要であると考えている。

新任調停委員向けの研修は、事例研究を中心に定期的に行っており、基本の習得を重視して取り上げる事例はオーソドックスなものが多い。また、先輩調停委員の経験談、失敗談を聴くことも大切であると考えている。

- ・ OJTにおいては、期日前後のコミュニケーションを重視しており、期日前には早めに控室に入って事前の打合せを行い、期日後はポイントや気になった点などを振り返りながら記録を作成するなどしている。

調停協会主催の研修会においては、経験談に加えて、専門家調停委員を講師として専門的な知見の習得、日調連が作成した模擬調停のビデオを通じた調停技法の習得を行っている。

(裁判官コメント)

- ・ 当庁では、調停委員の指定に当たり、調停主任からの特段の指定がない場合には、第一次的に調停委員の特性等をよく承知した主任書記官が、調停委員候補者を選定候補者として指名している。その際、各庁においても行っておられるように、経験豊富な調停委員と新任あるいは経験の浅い調停委員を組み合わせるといった配慮を意識的に行っている。このような組合せを行うことにより、新任あるいは経験の浅い調停委員は、経験豊富な調停委員から、単に紛争処理に関してだけでなく、当事者に対する接し方、態度など、調停委員として活動をする上で基本となる全般的な留意事項等を学ぶことができる。この点は、一般調停事件のみならず、特定調停事件についても同様であり、少なくなりつつあるかつて大量の特定調停事件を処理した経験のあるベテラン調停委員と新任ないしは経験のない調停委員を組み合わせることを通じ、具体的ノウハウ等について学べるように配慮している。

また、当庁では、可能な限り、調停主任が調停期日に立会することにしているので、通常行われる評議の場面のみならず、期日の中で、調停主任がどのように調停手続を進め、当事者に対しどのような質問をし、当事者の応答にどのように対処しているかなど、調停主任による調停進行や運営についても関心を持っていただける体制にある。

- ・ 事件を進行するうえで評議が重要であることについてはこれまで議論されてきたところではあるが、OJTという観点から見ても評議を利用して調停主任やベテラン調停委員が果たす役割は重要である。例えば、事前評議において、単にその

日の進行の打合せにとどまらず、調停主任を中心に、民事調停の機能強化を意識した評議、すなわち、当該事件において、問題となる事実関係は何なのか、その事実をどのように認定していくのか、そしてその事実に法律を当てはめるとどうなるか、といった視点を意識して指摘しつつ評議を行うなど、育成を意識した評議運営が求められる。

事件ごとにこのような内容の評議を繰り返し行うことで、調停委員の事実認定についての能力や法的観点を踏まえた事件の見方が養われ、調停委員の技能の向上に役立つと思われる。また逆に、例えば、中間評議等において、「現在、当事者からこのような主張がなされ、このような書類が提出されているが、事実認定はどうすればよいか。」などといった質問を調停委員側から調停主任に対し積極的に行うことを通じて評議をOJTの場に繋げて行くことも有用であろう。

- ・当事者と接する場面における技能を向上させるためには、いろいろな種類の事件を経験し、さまざまなタイプの当事者に接することが最も効果的であり、その際に、新任の調停委員としては、力量のある調停委員のやり方を間近で見ることができれば、それが最も有効である。

このことは評議のやり方を修得するに当たっても同じことがいえ、多くの事件をベテランの調停委員のもとで経験するのが一番である。

(2) 協議問題2(2)について

(各庁意見)

- ・協会で研修を実施しているが、専門家調停委員の参加が少なく、専門外の部分に興味を持つてもらうことが難しい。
- ・年に5回、それぞれ民事・家事で一コマずつ研修を行っており、専門家調停委員が受講者となる機会はあまりないが、各専門分野における講師役として参加してもらうことが多い。
- ・県内の調停協会単位会ごとでは人数がさほど多くないため、各単位会が行う研修に相互乗り入れで参加できるようにしている。
- ・調停協会単位会として調停委員と司法委員有志による勉強会を1か月間に1回開催しており、裁判官に講師をお願いして法改正の解説や事例研究を中心に行っている。近隣の単位会にも声をかけているが、参加者を集めるという面では本庁所在地以外の単位会で継続して行うこととはなかなか難しい。

(裁判官コメント)

- ・当庁においては、最高裁の民事局長通達に基づく研究会のほかに、新任調停委員の辞令交付式後の自府研修として、裁判官による調停制度や調停運営についての講義のほか、先輩調停委員による経験を踏まえた講話と質疑応答を実施し、導入にあたっての不安を解消できるように配慮している。

そのほか、調停事件を扱っている係単位で裁判官が講師となつた勉強会を年4

回、実施している。この勉強会は、各係に所属する調停委員で組織される調停懇話会が主催し、各係の裁判官が講師となって行うものであるが、調停懇話会には、研修担当の役員・世話役がおり、調停委員の関心に基づいた勉強会のテーマ等の要望を取りまとめて裁判官側に伝えることによって、その興味関心に即したテーマで勉強会が行われるように配慮している。この勉強会は、係ごとに行ってはいるが、その情報は、全調停委員に情報提供され、勉強会への参加は必ずしも自己が所属する係の勉強会に限定されていない。また、勉強会の後には講師の裁判官も参加した懇親会が設けられ、講義の補完、コミュニケーションの場として利用されており、この場は、ノウハウ等伝達の場としても利用されていると聞いている。

基本通達に基づく研修は、ケースを用い、ロールプレイ等を盛り込むなど、参加者の意欲を高める工夫をして、実践的な調停運営能力の向上に資するものとしているほか、自主的な勉強会では、債権法改正を盛り込んだ事例研究や、賃料増減額請求事件、交通事故損害賠償事件、高齢者の調停手続といった、調停運営に携わるもののが高く、事件処理や調停運営に有用な知識付与に役立つものをテーマとし、それらの研修が相互補完的に研修研さんの効果を高められるような工夫をしている。

- ・ 実際のケースを利用した事例検討会や研究会は、そこでの疑似的な体験や成功例や失敗例の共有を通じて、技能向上が期待することができ、有意義なものが多いと思われる。また、現役調停委員やOB調停委員、あるいは、裁判官から、講話や講義といった形でアドバイスをもらうことも有益である。

3 協議問題3 ((1)~(3)) について

(各庁意見)

- ・ 裁判所と連携して、高校生に対する模擬裁判、市町村や行政機関の相談窓口担当者向けの制度説明会といった企画を行っているほか、簡裁判事が弁護士会に出向いて若手弁護士向けに調停制度に関する講演も行っている。
- ・ 調停手続相談会を年2回行っている。費用のかからない地方紙や市町村の広報誌に掲載してもらい周知をしているが、それだけでは一般の方の目に触れる機会としては少ないようだ。また、裁判所が地方紙に依頼して調停制度に関するコラムが掲載されたことがあった。
- ・ 年1回行っている調停手続相談会には毎年80件～100件程度の相談があり、今年度も87件の相談があった。開催に当たって地方紙に記事を掲載してもらうことに加えて地方自治体に依頼して地域の回覧板で案内のパンフレットを配布してもらえるようにしている。
- ・ 調停協会単位会ごとに調停手続相談会を実施しているが、人が集まらないため、以前はすべての単位会で実施していたものが、実施する会が減っている。このほかに各自治体の相談窓口担当者向けの説明会や調停ガイドの配布、弁護士調停委員

が、弁護士会主催の市民法律講座や若手弁護士向けの説明会の中で調停制度説明を行う等の活動をしている。また民事調停協会連合会では10年以上前からホームページを開設して広報を行っている。

- ・ 調停手続相談会を年1回、県内4か所で実施しており、併せて100人位の相談者が訪れた。相談に来た方に相談会を知ったきっかけを聞いてみると、毎回開催案内を掲載してもらっている市の広報紙を見たという方が多かった。

このほかに駅や図書館にポスター掲示やチラシ備置き依頼や、行政向けの制度説明会で模擬調停を行うなどしている。市役所、消費センター、民生委員といった相談者に近い立場にある人への広報が重要であると考えている。

(裁判官コメント)

- ・ これまで当庁が実施した各種の広報活動や消費者紛争関係機関との事務打合せの結果などからすると、残念ながら、市民の民事調停制度に対する認知度が低いという事実に加え、都内の消費者センター等の窓口相談員においても民事調停制度自体あるいはその制度内容の特質等を知らない人が多いという実態が明らかとなっている。各種相談機関の相談員が、本来は民事調停にふさわしい紛争案件の相談を受けても、これをうまく民事調停に繋げることができていないとの現状が多くあると見られることから、広報活動に当たっては、これまでのような単に民事調停制度の説明に留まるのではなく、もう一步踏み込み、民事調停を利用してどういう具体的な紛争が解決可能なのか事例等を盛り込んだ説明を行うなどの工夫が必要と思われる。

そこで当庁では、裁判所が行う広報活動の企画に当たって、対象者を一般人向け、高校生向け、各種相談機関の相談員向け、法律家向けごとに分類して、それぞれのニーズに合わせて、模擬調停方式、ロールプレイ方式、パネル式講演会方式、講演会方式を検討し、合わせて紛争解決ができた具体的な事例紹介も取り入れて、民事調停制度が紛争解決手段の一つとして極めて有用であることを理解してもらえるように努めている。

- ・ 広報活動としては、引き続き調停協会が主催する調停相談会や裁判所が行う調停説明会などに銳意取り組む必要があるものと考えられるが、裁判所が行う調停説明会の一つである「出張講座」においては、今年度から裁判官、主任書記官に加え、現職の調停委員にも参加をお願いして、調停委員から経験談などを披露してもらうなどの新たな工夫を行って実施している。

なお、聞くところによると、日調連では、来年度から、消費生活センター、市区町村等の相談窓口担当者向け調停手続相談を日調連の事業として行えるようになったと伺っており、その実施に当たっては裁判所との共催をも検討しておられるようである。これが実現すれば、今説明した当庁での試みと同様の取組を全国規模で行うことが可能な状況が生まれるようにも思われる。各地でどの様な取組が行

えるか連携を調停協会と模索されてはいかがであろうか。

- ・ホームページや広報誌の活用状況

当庁では、これまで各種の広報行事の実施について、裁判所のホームページに掲載して一般市民へ参加を呼び掛けているが、ホームページの掲載だけでは必ずしも大きな成果は上がっていないように見受けられる。その原因としては、最高裁のホームページから当庁のホームページまでなかなか辿り着けないという事情が影響していることが考えられる。今後、ホームページの掲載方法の工夫を含め検討する必要があるようと思われる。

また、御承知のとおり、一般新聞の地域欄や市町村の広報誌へ裁判所の広報行事が掲載されると、かなりの問合せや参加希望が寄せられている。そのため、当面は裁判所のホームページへの掲載に加え、新聞各社や市区町村への広報行事の掲載依頼等の協力要請を引き続き行うことが必要ではないかと考えている。

そのほかの工夫例として、当地簡裁では、平成30年7月から「調停広報だより」というペーパーを不定期で発行しており、裁判所で実施している広報活動の内容等について民事調停委員らに配布し、裁判所がどのような広報活動を行っているかの予告と実施後の結果報告を掲載してお知らせするとともに、口コミで広報行事への参加や周辺の関係者への働きかけを呼び掛けている。

なお、スマホでも視聴できる広報材料として、最高裁のホームページに「5分くらいでわかる！！民事調停制度」や政府インターネットテレビに「意外とお手軽！身近なトラブル迅速解決 簡易裁判所」があり、各庁で作成する広報資料にこれらを閲覧するためのURLやQRコードを掲載して、若年層を含めた市民に対し調停制度の周知を働きかけることを試みてはいかがであろうか。先ほどご紹介した高校生対象の模擬調停の際のアンケートで、調停制度に対する肯定的評価とともに「調停という制度を家族や友達に広めたいと思った。」といった感想も述べられており、将来的に有望なターゲットになるのではないかと思われた。

- ・利用者の具体的なニーズに合った広報活動を行うための、国民の各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけ

当庁が、対象者を一般人向け、高校生向け、各種相談機関の相談員向け、法律家向けごとに分類し、それぞれのニーズに合わせて、実施方式を検討した上、具体的な事例紹介も取り入れて様々な広報活動に積極的に取り組んでいることは、先ほども御説明したとおりである。

関係機関との事務打合せや過去に実施した模擬調停などの各種機会を利用して調停説明会や出張講義の内容等に関する具体的ニーズを把握したり、民事調停委員から情報提供を受けたり、近隣の警察署へ働きかけを行ったりしてニーズを把握して広報活動に繋げるようになした結果が東京簡裁の広報活動の現在を築いている。また、弁護士会や司法書士会から裁判所に対して講師派遣の要請もあり可能な

限りこれらにも応じている。

また、説明に当たっては一般的抽象的な説明にとどまらず、調停に持ち込まれる事件類型を具体的に解説するなどの工夫を凝らすことを通じ、消費者センター等の相談員らからは、自分たちの取り扱っている相談事例のうちどういったものが調停と近親性があり事案の解決のために利用できるのか具体的に分かったとか、企業の相談担当者や弁護士会からは、対企業間の紛争であっても調停で解決されている事案があり、調停での解決がふさわしいと考えられる事例があることを認識できたといった感想が示されており、それぞれのニーズに合った広報活動を行うことの有用性は明らかであると思われる。

- ・ 調停協会が主催する調停手続相談会、裁判所が行う調停制度説明会などは、一般的な広報という観点からは有益なものであり、これまで重要な役割を果たしてきたものということができる。

紛争の渦中にいる人々にとって、その解決を求める紛争解決手段は多様化し、それらについての情報も増えており、このような状況に照らすならば、調停手続相談会や説明会の取組についても、これまでの蓄積を尊重しつつ、対象となるターゲットの絞り込みや、その目的や趣旨を個別化して他のルートとの差別化を図るようなことがあってよいように思われる。

大阪高等裁判所管内

1 充実した評議を実現するなどの民事調停の更なる運営改善を図るための方策について

- (1) 有意義な調停運営のための事前・事後の評議の工夫や方法例について
- (2) 「機能強化」「評議の在り方」等のレベル維持の取組について
- (3) 同席調停方式の採用について

2 調停委員の技能向上のための課題と方策について

3 民事調停の利用を促進する広報活動等について

- (1) 調停の利用を促進する広報活動等について
- (2) 各庁で実施されている広報活動について
- (3) 市町村、消費生活相談センターなど相談担当者等への広報活動について
- (4) 広報活動における裁判所と調停協会の関わり方について

【協議結果】

1 協議問題1について

(1) 協議問題1(1)(2)について

(各庁意見等)

- ・ 機能強化に則した調停運営自体は定着しているが、取組を継続しないと調停委員

が替わっていく中で、根本理念が薄れてしまう懸念がある。

- ・ 事前、事後評議は、全件又は必要に応じて実施できるようにしている。事前も大切だが、中間評議が重要と感じている。機能強化については、聴取能力の向上が重要である。専門家調停委員は専門的なアプローチで聴取し、一般調停委員は傾聴による当事者の人間的側面の把握を行うなどして評議で意見具申を行う必要がある。聴取能力の向上は研修と実際の事案を通じてできると思う。
- ・ 第1回期日の前に、全件事前評議をしており、書記官も同席している。
機能強化については、調停委員を務める期間が短くなっている点が課題と思われる。今後、新任調停委員は調停にオブザーバー参加するなど、能力向上に向けた方策を考える必要があると思う。
- ・ 第1回期日の前には、調停主任との評議の前に調停委員同士で協議している。
若手委員への伝達は特にしていないが、年9回の研修や先輩委員からのOJTとして、指導が行われている。

(裁判官のコメント)

評議は調停運営の中核であり、調停主任、調停委員が必要と感じた場合には開く必要がある。充実した評議にするため、書記官が得ている情報も、調停主任、調停委員で共有している。また、評議に臨む際には、何のために開く評議なのか、目的意識を持つことが必要である。機能強化については、新任調停委員に対しては、辞令交付直後の研修から、機能強化の趣旨やそれを踏まえた協議の在り方を取り上げ、中堅調停委員対象の研究会では、機能強化に向けた調停委員の役割をテーマに講義や共同討議を行っている。また、初めて調停を担当するときにはベテラン調停委員とペアにするなどの工夫をしている。

(2) 協議問題1(3)について

(各庁意見等)

積極的に同席調停を取り入れるとのスタンスのもと、調停主任が同席が良いと考える事案が調停委員に伝えられ、調停委員とも評議をして、同席調停とするか決めている。当初予定がなくても、調停委員が同席が良いと感じたときに評議を行い、その後、同席調停とする等、柔軟な扱いも行っている。

(裁判官のコメント)

- ・ 平成29年から当庁では同席調停を積極的に取り入れており、当事者に対する同席調停の説明案を調停委員に配布し、活用趣旨の浸透を図っている。現在は、主に争点が比較的単純で、感情的な対立が激しくないと思われる案件で、第1回期日から同席調停を行っている。期日の終了前に、今後の進行方針や検討事項の確認、調停条項の説明等を行う際は基本的に同席している。より当事者のニーズにあった調停を行うスキルの1つとして、同席調停等を活用している。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

- ・ 事例研究を行うのに適切な事例を探し、問題を作成するのは時間のかかる作業であり、毎回、理事が複数回協議しているのが実情である。
- ・ 各専門家調停委員を講師として、研修を行っているが、講師自身が問題を準備している。そこで、ある程度、講師に任せた形となっている。
- ・ 民事、家事の自主研究会を各年2回、合同の研究会を年1回開いているが、特に民事調停は取り扱っている事案が広く、専門性も高いため、調停委員全員が興味を持てる問題を作成するのには苦慮しており、裁判官や専門家調停委員が講師として、講演を行っているのが実情である。

(裁判官のコメント)

- ・ 研修の関係では最高裁から送られた教材や当庁独自の事例データを活用している。事例の班別討議等を通して、調停委員、司法委員の立場、役割の違いを考えてもらうなどしている。教材としては、民事調停ケース研究教材集の白表紙や平成24年の司法研究報告書の中にも参考となるものがある。各協会で事例を出し合うのも良いのではないかと思う。
- ・ 地裁では、地裁兼務の調停委員を対象に、自主的勉強会を年に2回程度実施している。調停委員からの疑問を取り上げる勉強会、建築訴訟に関して最近の課題や認定方法について考える勉強会を行っている。疑問点は専門分野ごとに大きく異なるため、専門分野ごとのグループ討議を行っている。認定方法等の関係は具体的な問題を取り上げた。

3 協議問題3について

(各庁意見等)

- ・ 市内の全ての区役所の相談窓口担当者に2年続けて説明に伺ったが、担当者の交代などもあり、昨年に比べて理解が進んでいたとは言い難かった。特に区役所への相談者のニーズを弁護士の法律相談ととらえ、調停制度の説明はしていないことがあるようであった。警察署については、今年初めて個別に訪問したが、非常に熱心に聞いてもらえた。その後、実際の裁判所への問い合わせで、警察に紹介されたとの事例が増加したと聞いている。
- ・ 市及び警察学校にそれぞれ2年に1回広報を行っている。特に伝えているのは、各種専門家が多数いて、ワンストップでできる手続であること、非常に簡単にできる手続であることである。
- ・ 無料調停手続相談を行っていると、民事調停に関する相談が多く寄せられており、潜在的なニーズはもっとあるのではないかと感じている。
- ・ 調停協会の広報活動などに關し、裁判所ともっと連携できる方法はないかと思う。
- ・ 平成25年に裁判官、書記官、調停委員をメンバーとする調停充実に関する検討会を立ち上げ、その中で広報活動についても取り上げているが、今年度はこれまで

も対象としていた消費生活センターの担当者だけでなく、関連する市町の担当者を対象者にした説明会を実施した。その他、県のホームページに裁判所のホームページへのリンクを貼ってもらい、少しでも裁判所のこと、調停のことを知つてもらえるようにした。

- ・ 年2回調停相談会を行っている。その他、婦人会や民生委員等への説明もしているが、一般の方への活動はできていない。ボランティア的に活動しているところがあるので、一般の方に対象を広げると人的にも費用的にも難しいところがある。裁判所も広報活動をしているので、昨年から裁判所と問題意識を共有し、検討しているとしている。

(裁判官のコメント)

- ・ 広報行事、裁判所ホームページ、各市役所等の相談窓口へのパンフレットの備え置き等の活動をしている。各相談窓口担当者向けの説明会も行っているが、各相談機関により、相談内容や対応の仕方は異なっているため各機関のニーズを把握する必要がある。そのほか、代理人として関与する弁護士会にも説明を行う機会を設けている。また、広報活動は、調停協会とも情報共有しながら行っている。
- ・ 簡易裁判所の調停と地方裁判所の調停とは運用も異なることから、利用者ごと、事件ごとからいざれか適した方を選択してほしいとのスタンスで広報活動をしている。地裁調停においては、企業法務等が対象となるととらえ、弁護士会に、広報活動を行っている。

名古屋高等裁判所管内

充実した評議に基づく調停運営を行っていくためには、調停委員会を構成する個々の調停委員の技能向上は不可欠である。そのための方策としては、実際の事件処理を通じて経験豊かな調停委員と組んで調停を行うなどのOJTが大きな柱となることは言うまでもないが、これを補完するものとして、各種研修が重要である。特に、事件動向により経験の浅い調停委員に対し十分なOJTの機会を確保することが困難な府における研修の重要性は、極めて高いと言える。

そこで、調停委員の技能向上の観点から、基本となるOJTの実情等を踏まえ、実効性のある各種研修の在り方について、以下の各方策について意見交換をしたい。

1 実際の事件処理におけるOJT

- (1) 経験豊かな相調停委員からの指導、助言
- (2) 評議等における調停主任からの指導、助言

2 裁判所が主催する研修

3 調停協会が主催する研修

【協議結果】

(各庁意見等)

1 協議問題1全体について

各庁とも、経験の浅い調停委員を経験豊かな調停委員（ベテラン調停委員）と組ませることによるOJTの運用については、肯定的な意見が多かった。しかし、そもそも相調停委員が経験の浅い者であることや、当該調停委員の組み合わせにOJT的な意図が含まれていること自体が、裁判所から事前に明確に伝えられていないことが多いいため、それらの点を明確にしてほしいとの意見が複数あった。

2 協議問題1(1)について

- ・ 経験の浅い調停委員とベテラン調停委員とが、共に事前や事後に調停主任と評議を行い、打合せや振り返りを行っている。
- ・ 事前・事後に綿密な打合せを行うという前提で、経験の浅い調停委員にも調停手続内での一定の役割を決めておき、その役割に従った発言をしてもらうことは有益であると思う。
- ・ 経験が浅いといつても、相応の能力のある方が調停委員に選ばれているのであろうと思うし、若い調停委員のほうがよく当事者の話を傾聴している印象である。彼らに対してOJTが必要だと感じたことはない。

なお、支部においては、そもそも事件数が少なく、経験を積むための場所がないのが実情である。

3 協議問題1(2)について

- ・ 相調停委員が経験の浅い調停委員である場合、調停期日の当日に事前に二人で調停のポイントを打ち合わせたり、その後事前評議を行ったりする運用が続いている。
- ・ 経験の浅い調停委員にはOJTは必要だと考えるが、誰が責任を持つのかが定かではない。調停主任からも、OJTの観点から何か指示を受けたことはなく、OJTという意識が希薄ではないかと感じている。
- ・ 裁判官から、相調停委員の経験が浅いため、経過メモの書き方などをアドバイスしてほしいと言われたことがある。確かに、新しく調停委員を務め始めた方の中には、裁判官に調停の経過を伝えるという観点での経過メモの書き方を把握していないと思われる方もいて、調停委員としての能力に差はなくとも、そういう技術の面で差が出ることは思う。

4 協議問題2について

- ・ 本庁で行われる研修のひとつである模擬調停は、何かの役をする場合でも、あるいは聞いているだけでも、非常に勉強になることから、実施の機会を増やしてほしい。
- ・ 民事調停手続は法律や判例の影響を強く受けるものだと思うので、法改正等につ

いては、是非解説の機会を設けてほしい。

5 協議問題3について

- ・ 研修のテーマと講師選定については、例えば年金分割について厚労省の職員を呼ぶ、戸籍関係事務について法務局の職員を呼ぶ等、専門性の高い分野について豊富な知識を持つ公務員や士業の方を呼ぶなどして研修の充実を図っており、本庁での参加率は高い。
- ・ 調停協会が自主的に行う年4回の研修のほかにも、弁護士との意見交換会を行っている。例えば若い弁護士が民事調停を選ばなくなった理由を聽けたりなど、弁護士側の考え方を知るいい機会と考えている。
- ・ 調停協会主催の研修は二、三か月に1回定期的に行っており、県下の調停協会にもオープンしているほか、弁護士会との定期的な意見交換会も行っている。

(裁判官コメント)

○JTに関し、経験の浅い相調停委員についての事前の情報提供や、評議において調停主任が果たすべき指導的役割については、今後検討したい。

○JTは新人調停委員のためではあるが、同時に職員全体の成長を促すものもある。○JTを実践する過程で、事務フローを再確認し、不合理な点を見直すきっかけにもなる。裁判所としてもこのように○JTを活用していく姿勢が望まれる。

広島高等裁判所管内

1 充実した評議等の民事調停の更なる運営改善策

充実した評議を実現するなどの運営改善策に関し、下記の諸点について、各庁の実情等を伺いたい。

- (1) 第1回期日の事前評議の準備のための調停委員の記録閲覧の機会の確保のため、どのような取組をしているか。特に、事案複雑のため記録の詳細な検討が必要との理由から自宅にその写しを持ち帰りたいとの申出がある場合、これを認めているか。認めていない場合、裁判所における十分な記録閲覧の機会の確保のためにどのような方策を講じているか。
- (2) 申立書の記載内容が抽象的で具体的な事実の把握が困難な場合に、第1回期日を充実させるために、どのような事前準備をしているか。成功例のみならず、不奏功例についても、具体的に紹介されたい。
- (3) 職権によって事実の調査や調査嘱託等をしたり、現地に赴いたりなどする事例はどの程度あるか。
- (4) 評議その他運営管理面における調停主任、調停委員及び担当書記官の職種間の連携や役割分担の在り方について、工夫例があれば、紹介されたい。

(5) 事案処理に必要な図書資料の備付けは、各庁にバラツキがないことが望ましいと考えられるが、その選定のための手順はどのようにしているのか。

2 調停委員の技能向上のための課題と方策

調停委員の技能向上のため〇JTや研修としてどのような取組（例えば、魅力ある研究テーマの工夫、紛争類型ごとの証拠一覧表の整備、事例研究会の開催等）がなされているか、各庁の工夫例等を伺いたい。

3 調停の利用を促進する広報活動等

調停の利用を促進するための広報活動等に関し、その実施状況、調停協会と裁判所の連携状況等について、各庁の実情等を伺いたい。特に、行政機関相談担当者等（消費生活センター、社会福祉協議会、民生委員等）に対する場合や、調停委員が所属する資格者団体（弁護士、司法書士、社会保険労務士等）に対する場合の具体的取組例等があれば、ご紹介いただきたい。

【協議結果】

1 協議問題1について

(各庁意見等)

- 他の事件のために登庁した際などに記録を閲覧しており、記録の写しはもちろんメモも含めて持ち帰りは行っていない。また、全件について、第1回期日直前に裁判官と事前評議を行っている。
- 必要な場合には、固有名詞をマスキングした記録の写しを持ち帰ることもある。
- ある小規模庁においては、別途独立した事前評議期日を設けていると聞いたことがある。
- 職権による事実調査を行った例はない。相隣関係や騒音などが問題となっている事件で現地に出向いたことはあるが、年に二、三件程度である。

(参列員等のコメント)

記録の写しや手控えの持ち帰りについては、「民事調停委員の手引」に記載があるとおりである。近時、情報の適切な管理への要求は厳しくなっており、紛失や情報流出といったことがあれば裁判所自体の信頼も失われかねないことから、原則的には遠慮していただきたい。例外的に持ち出しを希望する場合には書記官室に相談していただきたい。

(裁判官のコメント)

- 記録の写しの持ち帰りについては、情報流出等のリスクを考えれば安易に行うべきではなく、真に必要な場合にやむを得ず持ち帰る場合でも、必要最小限に厳選し、所定の手続を経た上で厳格な管理を行うことを徹底する必要がある。第1回調停期日の事前評議の準備のための記録閲覧の機会の確保の方策として、例えば、内容が複雑で論点が多岐にわたる事件の場合には、調停期日前に別途事前評議期日や

事実調査期日を指定し、これらの指定期日に登庁して評議ないし調査に先立って記録を閲覧検討するといった取扱いを活用することも考えられる。

- ・ 事案把握のために適切と判断される場合は、積極的に現地見分や調査嘱託等を行うことを検討してもよいと思われる。
- ・ 書記官や調停委員が得た情報は速やかに調停主任を含めた三者間で共有し、把握している事実や法的見解その他方針等についての共通認識の形成・確保が肝要である。
- ・ 予算や各庁の選定の実情などの関係上、各庁の図書資料にばらつきが生じていることはうかがわれるが、各庁の実情に応じた選定の結果だと思われるので、事務処理上必要な図書が欠けていることに気付いた場合について個別に申し出ていただきたい。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

- ・ 調停協会主催の研修を年に数度実施しており、最近では「傾聴」のスキルを上げるため、大学の臨床心理士の先生に講師をしていただいた。また、弁護士や司法書士といった専門職から話を聞いたり、近年、交通事故が増加しているので、アジャスターや損害保険会社出身の調停委員が有志で勉強会を行うなどしてスキルを上げている。ただ、みんな仕事が忙しく、参加率が上がらないことが現状の課題となっている。
- ・ 事件数が減ってきており、OJTの機会が乏しいため、裁判所主催の模擬調停やロールプレイングが研修として非常に有効である。
- ・ OJTの機会が乏しいため、隔月で自主勉強会を実施し、裁判官にも積極的に参加してもらっている。参加人数が少ないため、発言の機会が多く充実しているが、その反面、参加人数が少ないと問題であるとも思っている。
- ・ 年に数度、実務研究会を行っており、簡易裁判所の裁判官、主任書記官、弁護士や部外の専門家の方々に講師をしてもらっているが、顔ぶれと人数が固定化しており、ニーズの把握が足りていないのではないかと考えている。

(裁判官のコメント)

事件数が極めて少ない独立簡裁の調停委員は、OJT等の機会が乏しい状態に置かれているのは事実である。そこで、当庁管内では、ここしばらく調停の申立件数が0件の独立簡裁の調停委員について、本庁併設簡裁の併任とし、経験豊かな調停委員とペアを組んでもらって事件処理に当たってもらうことで経験を積んでいくことを検討しているところである。

3 協議問題3について

(各庁意見等)

- ・ 消費者センター、社労士会、宅建業協会などの外部団体から講師の依頼があった

際には引き受けるようにしており、模擬調停は非常に好評であった。しかし、そういった機会も、マンパワーによって実施されている面が大きく、継続が難しいことが課題である。

- ・ 無料調停手続相談会の相談件数が激減しており、それが他の無料相談会などが充実してきたからなのか、紛争そのものがなくなってきたからなのかは定かでないが、予算の関係などもあり、どこまでPRできるか、悩ましいと感じている。
- ・ 相談件数の少ない無料調停手続相談会よりも、裁判所主催でピンポイントで行政窓口担当者などへ説明会を行う方法のほうが、広報としてはより効果的であると実感している。
- ・ 民事調停がなぜこれだけ減少しているのか、その原因を明らかにしないとやみくもに広報活動を行ってあまり意味がなく、模擬調停など、リアルに訴えかけるものがないと広報としては成功しないと思う。
- ・ 裁判所と共同で行った相談会、他の省庁や団体が行っている相談会や説明会の相談件数などから、社会に潜んでいる調停の需要はかなりあると思っており、広報活動の必要性を強く感じている。

(裁判官のコメント)

市民が抱える法的問題に直接関わっている行政機関相談担当者や調停委員が所属する資格団体等に対する広報活動は、紛争を抱えた当事者に対し民事調停という紛争解決手段を教示するきっかけとなり、調停の利用拡大に直結することが期待されるので、今後も継続的な働きかけを行っていただきたい。また、弁護士や司法書士が代理人となっている件数はいまだ少なく、調停制度が持つメリットの理解不足が背景にあると思われるので、弁護士会や司法書士会に対して、改めて民事調停制度のメリットについて理解を深めていただき、より一層の利用を促していく働きかけがあってもよいかと思われる。

福岡高等裁判所管内

- 1 充実した評議を実現するなどの民事調停の更なる運営改善を図るための方策について
- 2 調停委員の技能向上のための課題と方策について
- 3 調停の利用を促進する広報活動等について

【協議結果】

(各庁意見等)

1 協議問題1について

- ・ 申立人が真に求めていることを聞き出すことが重要と思われ、そのことが申立人の信頼を得ることに繋がるものと思われるが、そのためには、事前評議において、

申立人から必ず聴取、確認しなければならない点を協議するとともに、調停委員がお互に簡単なメモにして準備しておくことが大事である。

- 充実した評議のためには、簡易なメモを作成することは効果的である。

また、平成25年から調停機能の強化を目指した「民事調停事件の処理方式」を作成している。ここでは、第1回調停期日前、第1回調停期日、第1回調停期日後、事件の終了の各場面における、「当事者への対応」「事前評議」「当事者への説明」「事後評議」などの在り方はどうあるべきかの整理を進めている。

とりわけ事前評議では、調停委員がそれぞれ事案の概要を調べたり、専門的なことを調停主任に聴いたり、全体的な進行や聴取のポイントを確認している。

- 進行メモに関してであるが、調停室のテーブルが小さいので、手元に置くメモは当事者から見られても差し支えない文書で、当事者に誤解を与えそうなものは手元に置かないようにしている。進行メモを手元に置く場合でも、例えば記号化したりあるいは予め口頭で打ち合わせておくなどの配慮が必要である。
- 調停主任と調停委員が、当該調停事件について、調停の進行や当事者に対する説得方法を含めた振返りを行い、調停成立の要因や不成立となった原因等について認識を共有することが今後の調停運営に役立つのではないかと考えている。
- 調停委員は、メモを作成して調停開始約10分ないし20分前に実施される調停主任との評議に活用し、また、調停主任から配布される調停進行メモを基に打合せをして調停に臨んでいる。さらに、期日が終わるごとに調停主任と調停委員とで5分程度振返りをしている。
- 数年前に裁判官が講師として経過表の書き方の研修を実施していただいたことがある。経過表には、宿題として出したものや次回提出する書類を書いている。
- 当事者間で事実について争いのない事件、例えば、借りたことは間違いないが返済方法が問題になっているような事案を除いては、原則として事前評議が行われている。
- 事前評議は、短い時間のものを含めて基本的には実施している。特に、当事者の主張が対立している事件は、調停主任に事件の見立てや聴取のポイントを聴いている。
- 専門性が高くない論点は当事者同士で解決できるが、専門性が高いものについては、当事者から話を聴くと絡み合った状態で各々の意見をぶつけ合い着地点が定まらない。その点、評議を踏まえると客観性や適正性が高まり、論点を押さええることができ、共通認識をもって期日を迎えることができる。専門性があつて分かりにくいものについて、当事者の意見を十分に聴いて、調停委員が法的観点を踏まえて方向性を示すことで、感情的な当事者がクールダウンしたことがあった。傾聴と法的観点を踏まえることは大事である。

2 協議問題2について

- ・ 調停事件の減少により調停委員同士で行っている勉強会における検討事例も少なくなっており、これまでのよう様々な事件に対する対応についての助言や問題点などを勉強しあう事例が減っている。
- ・ 先程紹介した民事調停事件の処理方式はA 4判3枚程度のものであるが、その他に、2か月に1回程度のペースで調停委員の自主勉強会を実施している。担当する事件数が少ない中で技能の向上を図るには、様々な事件の内容や解決に至る経緯などの情報を共有することが欠かせないので、先程の処理方式に加え、調停を進める上での課題の解決や基本的な法律の知識の習得も研修会の内容としている。
- ・ 年に2、3回勉強会を実施していたが、熊本地震以降、より熱心になった。また、弁護士会からも協力を得て研修を実施して、そのこともあって連携が深まったと思う。研修をなかなか生かす機会がないが、裁判所主催の研修会で交通事故の調停が取り上げられ、その研修には交通関係が専門でない者も参加したが、事例で当事者の年齢や状況等をあえて伏せていたこと也有って、過失割合などで色々な意見が出た。とても充実した研修であった。
- ・ 研修は定期的に年6、7回計画的に行っているが、研修の内容が個別のものではなく一般的なテーマの研修が多く、物足りなさがある。調停を担当しているのは2人の調停委員であり、当該事件を他の人が担当したらどのように進めるだろうかと考えてしまう。そういうことから、実際にあった調停事件を素材にして、多様な調停委員の考え方を確認するのも必要なのではないかと考えて、実際にあった事例を取り上げて模擬調停をしようと進めている。しかし、初めての取組であるので、調停の中身と進行をどのようにするか試行錯誤しながら進めている。
- ・ 2か月に1回勉強会をしているが、なかなか事例がないことから、様々な研修会で使用されるビデオを見て振り返るという研修をしている。裁判所から個人情報を消したものをお届けいただけるとありがたい。
- ・ 専門外であっても基礎的な事項が分かるように、専門家調停委員を中心とした研修会を実施しようという試みを考えている。
- ・ 自主研修の場で、裁判所が作成した事例をケース研究で取り上げようと言っている。
- ・ 新任調停委員研修での模擬調停は、途中が割愛されていたり、最後まで行きつかないということがある。そのため、昨年から新任調停委員研修では模擬調停をしない代わりに裁判官向けのビデオを視聴している。

3 協議問題3について

- ・ 調停制度の広報としてこれまで行ってきている無料調停手続相談会を、今までよりも広げて、人が集まり相談しやすい場所として駅に隣接する場所で実施したほか、大学において民事調停に関する市民講座を開催した。今後は、弁護士と調停委員との懇談会の開催や県や市の相談窓口担当職員に対する調停制度の説明会の開

催を予定している。

- ・ 県内の自治体の住民担当者向けの説明会を開催しようと地家裁共催で計画している。
- ・ 日調連が行政窓口担当者への説明会を推奨しているが、平成21年に自治体の研修の場で説明会をしたり、県や市の相談員を集めてのワークショップを開催した。平成21年から10年経ったので働きかけを考えている。このようなことが調停の増加につながるか分からないが、まずは調停制度を知ってもらうことが大事である。また、相談員から話を聞くと、裁判所に行って手続をしないといけないので、当事者にとってハードルが高いようだということである。自治体の担当者が調停制度を知っておくことは大切であるが、それがどのように生かされるのかという点が課題である。
- ・ 以前から相談会を実施しているが、今年は過去20年のうちで最少の相談者数となった。相談会のあり方を考えないといけない。また、日調連からは、自治体の相談窓口担当者を招聘しての説明会の開催をという話があるが、むしろ担当者が交替するサイクルである3年に1回を目指してこちらから出向いていくことを考えている。
- ・ 支部で年2回相談会を行っているが、訪れる人がいないこともある。相談会以外の方法を考えないといけない。例えば、自治体にチラシを配るとか、警察署や各種相談窓口に赴いて説明したりチラシを配布したりすることも検討した方がいいのではないかと考えている。
- ・ 報道機関、公共機関への広報誌の案内や、広報誌に記事を載せているが、状況は変わらない。今後は自治会長や民生委員向けの説明会を考えている。加えて、調停委員が各種施設、金融機関や大きな事務所等に出向いて行っての説明会も考えている。
- ・ アンケートで相談会に訪れたきっかけを聴いたが、市町村の広報誌が一番多かつた。チラシを公民館や金融機関にも置いているが、自治会の総会や行政相談員の研修に出向いて行っての説明を草の根的にしないといけないという意見もある。
- ・ 県と市の相談窓口を担当している人に対して、こちらから出向いて行って 調停制度の説明をしたいと考えている。また、相談会は、50代から80代までの年齢の人は来るが若い人はほとんど来ない。若い人にも来ていただけるような方策を考えないと感じている。
- ・ 相談会は訪れる人が少なくなっているが、特に熊本地震の後は、各機関が相談会を実施したということもあって相談がないという状態になった。ただ我々も待つのではなく、そのような相談会の会場でチラシを配ったり、民事調停について聞かれた際に話をしたり、裁判所のリーフレットを渡したりして、民事調停制度の宣伝をしている。

- 確かに相談会はその場では解決するものではないが、それに頑なになるとパンフレットを読めば終わりということになりかねない。ただ、若い人は実効性を求める答えを得るのに急ぐところがある。そうすると、多少は手続的なことを話すが、手続をすればあなたの生活の実態がどう変わるのかを示すのが重要だと感じる。

(裁判官のコメント)

第1問は、民事調停事件において、紛争解決の機能強化が言われ、事前評議の重要性がこれまでにも言わされているが、当庁においても、いわゆる四つの類型のうちI, II類型の事案については全件、III, IV類型については必要性が認められるものについて、事前評議が実施されている。本問は、充実した事前評議を行うにあたってその準備をどうするかということだと思われる。事前評議の目的が、当該事案について事案を把握するとともに、調停期日の進行にあたって、証明すべき事項、聴取すべき事項、解決の方向性などについて調停主任裁判官と調停委員が意見交換をし、共通認識を持つことにあると思われるが、そのための準備として、事前に時系列表を作成したり、疑問点などをメモして評議に臨むことは事案の把握を容易にし、検討すべきことを看過するといったことがなく有用かと思われる。また、「調停実践方策」を策定し、事前評議の在り方などを整理されている府もあるとのことであるが、評議すべき事項について見過ごすことを防げるのではないかと思う。

第2問は、裁判所としても、新任調停委員に対する研修会、任命後一定程度実務を経験した調停委員を対象としての研究会、さらに実務を経験した調停委員を対象としてケース研究会などを実施し、調停委員のスキルアップの機会を設けている。確かに、近年、民事調停については事件が減少し、経験する事件が必ずしも多くなくOJTでのスキルアップが必ずしも担保されていない点もあろうかと思われるが、調停委員により自主研修の場を設定していただくことはありがたいことだと思っている。本日も各府での自主的研究会についてご紹介があったが、今後とも継続していただけたらと思う。

今回いくつかの府の調停委員から事件記録を活用しての事例研究ができればとの声も上がっているが、当庁では記録の管理上、記録のコピーは原則不可で、事例研究に既済記録のコピーを使うことは予定されていない。事例研究は、調停委員の記憶や作成したメモなどを活用して検討していただけたらと思う。

第3問は、民事調停の広報活動については、民事調停が民事紛争解決に有用であることが必ずしも市民に浸透せず、民事調停事件が減少していることに照らすと、広報活動は意義がある。市民が民事調停を活用しようと思うような効果的な広報活動がなされればよいと思われる。

本日伺ったところでは、これまでの広報活動は調停手続相談会を開催するといったことにとどまっていたようであるが、民事調停制度の説明会等の関係機関との交流を実施したほか、自治体の住民相談担当者向けの説明会、学生向けの講義・

模擬調停、弁護士との意見交換会・説明会等を企画されているとのことであり、その効果に期待したい。特に弁護士との意見交換会などは、弁護士が往々にして民事訴訟に目が向き、民事調停により依頼者の救済を図るといった意識が希薄と思われる所以、民事調停の活用を促す意味で重要と思われるし、紛争を抱えた当事者が相談に来る市民相談窓口担当者への説明会・リーフレットなどを備え付けてもらうことなどは、当事者に対し紛争解決へ向けての調停の活用を促してくれる可能性もあり、広報活動として意義あるものと思われる。

裁判所としても、広報活動の重要性を考え、本年は、法の日週間行事として「調停ウォッチング！簡易裁判所の民事調停」と題して、民事調停制度の説明、模擬民事調停を行うなど広報活動をしたところである。

今後とも、効果的な広報活動を企画、実施していただけたらと思う。なお、調停協会の広報活動について、裁判所としても協力をしていく所存である。

仙台高等裁判所管内

1 近時、民事調停事件の新受件数の減少により、実践を通じて調停技能を向上させることが困難となってきている。

そこで、調停技能を向上させるための方策として、①経験の浅い調停委員が経験豊かな調停委員と組んで調停を行うなどのオン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下「OJT」という。）や②ケース研修、ロールプレイ研修など他人の経験を自己の経験に転化することができるような研修（以下「疑似体験的な研修」という。）が考えられる。

それらに対する取組について、各庁における実情を伺いたい。また、それらを実施する上での課題や工夫例についても伺いたい。

2 多様な類型がある民事調停事件に適切に対応するため、例えば事実関係に争いがある事案や感情的対立の調整が必要な事案、などと事案を類型化した上での類型別研修や経験豊かな調停委員による実体験に基づく研修など、研修会の在り方について工夫していることがあれば伺いたい。

（出題理由）

1 協議問題1について

民事調停の利用者のニーズに応える充実した調停運営を実現するためには、手続の円滑な進行や合意形成に向けた活動等に関する技術を磨くことが重要である。調停委員としての技術を向上させるには一定の件数をこなすことが肝要であるが、近時民事調停事案の新受件数の減少によりそれが困難となっている。

そこで、それを補うものとして、①OJTと②疑似体験的な研修が考えられるが、それらに対する取組について、各庁における実情を伺いたい。また、それらを実施する上での課題や工夫例についても御意見を伺いたい。

2 協議問題2について

民事調停委員については、採用の段階で弁護士や司法書士等各分野の専門的知識を有する方や社会生活において豊富な知識経験を有するいわゆる人格識見の高い方たちが任命されていると思うが、近年の社会情勢の変化による国民の権利意識の高まりや価値観の多様化などこれまでと違った対応が求められる調停事件が多くなっていると感じている。

加えて、最近はインターネットの利用が一般化しており、当事者が事前に法律的なことを調べた上で調停の場に臨むといった事例や各種の法律相談機関を利用してある程度の知識を得て来ている場合もある。

このような状況を踏まえて適切な判断のもとに調停を進めていくためには、調停委員の日頃の自己研鑽に加えて、計画的な研修会開催などによる調停スキルの向上のための機会がますます必要になっている。

当簡裁の調停委員は、初任時に講話や心構えなどの基礎的研修会、その後の裁判所による各種研究会、また、年数回の調停協会主催の自主研修会などにより研修の機会が与えられているが、民事調停はそれぞれの事案によって種々の類型があり、それぞれに万能な対応はなかなか困難なものがある。

今後の研修の在り方については、調停事件の事案を類型化した上での類型別研修の実施、経験豊かな調停委員による実体験に基づく研修会の実施、更に個々の調停委員の選任期間中、例えば2年間における最低履修目標を設定提示するなど、全調停委員の資質向上のための施策が必要ではないかと考えている。

裁判所側の負担も増加することになるが、現在実行している研修会について、調停協会の研修委員会との協議により、計画的なカリキュラムを作成するなどの工夫により、さらに充実した研修会の開催が実現できると考えている。

【協議結果】

1 協議問題1について

(各庁意見等)

(1) OJTについて

- 新任調停委員が、調停に携わるのに先立ち、調停期日を数回傍聴し、調停運営の技能（事情聴取、事実認定、争点整理、評議のタイミング、和解に向けた主張の調整等）を学んでいく。

実際に事件を担当する際、裁判所が事件内容等を考慮し、専門性を有する専門家調停委員と一緒に担当させており、先輩調停委員の視点と経験を活かした調停運営を直接経験・体験でき、知識の習得や調停技能の向上につながる有効な方策である。

- 調停委員の資質の維持向上として、法的素養のみならず、傾聴能力、調整能力等々

を習得するための研修を制度として整備していく必要があるのではないか。

- ・ 民事調停の事件数の減少によりOJTの機会も減少していることを踏まえると3人の調停委員の指定を活用することを検討しても良いのではないか。

(2) 疑似体験的な研修について

- ・ 調停協会において、毎月1回（8月を除く。）、調停委員の資質向上、調停技能向上、情報の共有等を目的としてセミナーを開催している。裁判官、調停官、外部講師等による講演会や、調停委員自らが担当した事件を素材にして、調停運営・争点整理の仕方・有効な解決策の検討等についてグループ討議をする事例研究や事例検討を行っている。
- ・ 調停協会が年間6回の研修会を主催し、民事事件と家事事件に関する研修をそれぞれ3回ずつ行っている。可能な限りグループワークを取り入れ、参加者主体での研修となるように努めている。

研修体系として、年次研修を制度化する等の施策も必要であると考えており、講義形式の研修のみならず、参加型・体験型のグループワークにより経験の多寡にかかわらず参加者が発言できる研修形式が効果的と考える。

(裁判官のコメント)

- ・ 調停委員の調停運営技術を向上させる方策の柱となるのがOJTであり、これを補完するものが各種の研修である。裁判所が主催している研修は、階層別に5種類あり、それぞれの経験年数や担当事件数、専門性等を考慮し、参加者を募っている。その中で疑似体験的な研修としては、（新任調停委員と中堅調停委員を対象とした）ケース研究会があり、その内容は、具体的な事件を題材に模擬調停を行い、これを見てもらった上で、五、六人の小グループに分かれて班別討議を行って調停運営の在り方を研究するというものである。参加できなかった調停委員に対しては、次の機会への参加を呼び掛けるなどして、できるだけ多くの調停委員に参加していただくよう配慮している。
- ・ 調停委員の3人指定や、当事者の了解を得た上での調停へのオブザーバーとしての参加もOJTの補完方法の一つとして考えられるところである。調停委員の3人指定については、原則として事件解決のために3人の調停委員を指定するのが相当な事案である場合に調停主任裁判官の判断で指定されるものと考える。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

- ・ 調停事件の4類型を意識した調停運営に関する研究会を実施している。研究員から、事前に提出された当事者対応に苦労した事例、調停事件の進行や説得調整に当たって困難を感じた事例などを基に、それぞれの類型に合致した調停進行の在り方について、各研究員の問題意識を踏まえた意見交換を行っている。
- ・ 調停の研修や経験の浅い調停委員の研究会等においては、経験豊富な調停委員か

ら、調停委員として調停に臨む気持ちや気を付けていること、事情聴取や説得調整で配慮している事項等を紹介していただくなど、その経験を踏まえた研修等を実施している。

- ・ 調停協会の研修委員会企画による簡易裁判所との意見交換会を年5回実施している。年間を通じて調停機能の充実、強化をテーマとし、調停委員からこのテーマにふさわしい具体的な事例を提供してもらい、問題意識やあい路、どのような運営をして調停成立に導けたか、あるいは不成立に至ったかについて、意見交換を行っている。

もっとも、独立簡裁のように民事調停事件数が少ない府では、経験豊かな調停委員の確保が困難な場合もあることから、その場合には、近接支部との合同研修が考えられる。

- ・ 最高裁委嘱の各種研修のうち、民事調停委員研究会は、管内を三つのブロックに分け、それぞれのブロックごとに開催することにより、多数の調停委員の参加が可能となり、班別討議など調停委員相互の意見交換に役立っている。今後の方策として、研究会、研修等、全体を通しての一貫性を持たせ、効果的なものとなるよう裁判所側との間で意見交換の場を作っていく必要があるものと思われる。
- ・ 3年ほど前から民事、家事統一の研修会を実施しており、その当番を地域ごとに輪番制で行い、事前準備から開催まで担当することにより、調停委員同士の交流も活発になり、その結果、開催地の調停委員の参加は100パーセントで、県下全体でも毎回150名ぐらいの参加がある。
- ・ 裁判所主催の研修においては、最高裁から送付された事例をもとにグループ討議が行われているが、土地柄を踏まえた題材を取り上げるなどの工夫により、研修効果を上げられるのではないかと考えている。

(裁判官のコメント)

民事調停機能の強化を図るために、事案の内容に応じて事件を4つの類型に分け、各類型の解決課題に沿った効率の良い調停運営を行うことが提案されている。実際の事件では、このうち事実関係に争いのある第Ⅰ類型の事案や法的評価に争いのある第Ⅱ類型の事案、第Ⅰ類型と第Ⅱ類型を複合した事案が多いことから、ケース研究会では、これらの類型を多く取り上げ、具体的なケースについて、事情聴取の方法、書証などの証拠資料の見方、事実認定の考え方、事実認定を踏まえた調停案の策定など、法的観点を踏まえた調停運営について研修を行っている。また、感情的な対立の調整を必要とする第Ⅳ類型の事案については、民事調停委員研究会や簡易裁判所民事実務研究会のテーマとし、参加者から、実際に苦労した事例を研究問題として提出していただき、当事者対応や調停の進め方について意見交換を行い、経験豊富な調停委員をコメントとして迎え、経験談や留意点などをお話ししている。さらに、債務弁済調停などの債務の履

行方法が問題となる第Ⅲ類型の事案については、当事者の支払原資の認定や債権者平等に配慮した調停案の策定など、この類型特有の問題をテーマとして取り上げ、研修では経験豊富な調停委員にノウハウのお話をさせていただいている。このような類型別の研修は、相応の研修成果を収めている。研修は、参加できる調停委員が限られてしまうが、できるだけ多くの調停委員に参加してもらうため、何度も同様のテーマで行い、広く参加者を募っている。また、研修効果を上げるため、改善・工夫すべき点を検討しており、例えば、研修参加者の意見を踏まえて協議時間の配分など研修日程を変更したり、研究テーマについても、地域で問題となっている事案を取り上げて、実際の事件を加工し、仮名処理をするなどして研修の題材としたりする工夫も行っている。

(参列員等のコメント)

各地の実情に応じた調停スキルの向上に皆様が取り組まれていることがよく分かった。各庁意見にもあったように、支部などの規模により個別の調停協会単位では、開催が困難である場合もあるかと思う。隣接する支部や県を超えての合同研修の開催というのも検討しても良いかも知れない。研修のマンネリ化を防止する意味でも有用と思われる。

札幌高等裁判所管内

民事調停の新受件数が減少傾向を続けている近年の状況にあって、充実した評議に基づく調停運営を実現するためには、個々の事件を担当し、調停委員会を構成する個々の調停委員の技能向上が必要不可欠である。各庁の規模によって、抱えている問題は多様であると思えるが、調停委員の紛争解決能力の維持及び技能向上のための取組について、各庁の実情を知り、協議したい。

(出題理由)

民事調停の機能強化の取組の結果、評議の充実、的確な事実認定、法的観点を踏まえた合理的な解決案の作成と、以前よりは確実に、機能強化された調停運営が定着してきていると思われる。利用者の幅広いニーズに十分配慮した調停運営を実現するためには、個々の調停委員の技能向上が不可欠である。

調停委員の技能向上のための方策としては、実際の事件の処理を通して、経験豊かな調停委員と組んで行う実務体験が一番有効であることは自明である。

しかしながら、民事調停の新受件数の減少に伴って、このような実務を体験する機会がほとんどない調停委員も現れるようになっているのが現状である。

様々な種類の事件が申し立てられる民事調停において、的確な調停運営のための、実効性のある研修の工夫などがあれば検討したい。

【協議結果】

(各庁意見等)

- 民事調停事件の減少により、調停委員が実際の調停を経験することによって得られるスキル向上を期待することが難しく、研修しても実際に調停を担当できないのではモチベーションが下がることになる。

民事調停の利用を増やすためには、民事調停の質を高め、民事調停を利用した市民に再度民事調停を利用してもらうことが民事調停数増加の近道である。

民事調停の利用者の多くが、従前のようないわゆる争点整理・調整型の調停ではなく、更に一步前に進んだ解決案提示型の積極的な調停を求めていていること、民事調停手続のさらなるスピードアップを期待されていることを感じている。民事調停委員会が紛争解決に積極的な姿勢をとり、そこで迅速に解決するということが可能となれば、民事調停の質は大きく変化するはずである。そのためには、民事調停委員の研修が必要不可欠である。

- 相調停委員が経験の少ない調停委員の場合、調停の進行についてリードして見本を見せたり、理解しづらそうな場面では解説をしたり、メモの記載方法について説明をしたりしている。経験の少ない調停委員に事情聴取をやってもらい、不足部分を補う方法によって進行させた事案もある。これらの工夫により少ない機会を有効に経験してもらうように配慮している。

裁判所主催の研修では、模擬調停が実効性があり有意義だと感じた。裁判所職員が当事者に扮し、内容は回数を重ねるごとに少しずつ事実や背景が見えてくるように綿密に練られており、調停委員の聴く技術が試された。

民事調停事件については、第1回調停期日前に、全件事前評議が実施されており、また、中間評議が必要なときは随時実施している。この中で進行方針、解決に向けた方向、法的解釈について裁判官に質問したり意見交換をすることにより能力向上が図られている。

調停委員の技術に関して、家事事件と重なりあう部分もあり、併任発令のある調停委員については、家事事件の経験を通して能力向上が図られる部分もある。

- 裁判所が主催する研修会や研究会のほかに、調停協会が年数回の自主研修会を開催して調停委員の紛争解決能力の維持向上に努めている。

また、専門的調停事件は別として、ごく一般の調停事件では、経験豊かな調停委員と経験の浅い調停委員を組み合わせて、経験の浅い調停委員に対し研さん効果を上げている。

一般の調停事件では、調停成立、不成立など事件終了時に、調停主任から調停事件の「振返り」を行っていただき、これによって、研さん効果が一層深まっているといえる。

(裁判官のコメント)

- 当庁では、裁判所が主催する研修会や研究会が年8回程度行われているほか、調停協会の自主研修会に裁判官が参加することもある。研修内容は、模擬調停をしたり、模擬調停が行われているDVDを見るなどして工夫しているが、調停委員の研修要望を把握するため、意見交換を行うことも検討している。
- 弁護士代理人が関与する事件は、解決案提示型の調停による解決や更なるスピードアップのニーズが高く、実際に医療、建築、賃料等の専門性が高い事件では、解決案提示型の調停が行われることが増えており、審理期間も少しずつ短くなっていることから、その他の事件においても解決案提示型の調停が行えるよう、調停委員の技能向上のための研修を行う必要がある。

(参列員等のコメント)

民事調停の新受件数が減少している状況で研修を行っても、これを生かせる場所がなく、モチベーションが低下するのは負の連鎖かもしれないが、調停委員の職務は、一つの事件で当事者の人生を大きく変えることがあることから、受任件数が少ないとても研修を重ねることが大切であり、そのためには、調停委員と裁判所との連携が不可欠となる。

高松高等裁判所管内

- 評議に關し、以下の点について、各庁の取組を伺いたい。
 - 評議の時期、評議を行う契機及び所要時間
 - 効果的な評議を行うための工夫例（発言順序、意見のまとめ方等）
 - 評議を通じて得た成果を調停に生かすために、どのように当事者に働きかけるべきか。
- 民事調停事件数が減少して、先輩調停委員のノウハウを伝承するOJTの機会を確保することが難しくなっている状況において、OJTを補完するOff-JTとして、研修の重要性が増している。各庁における各種自主勉強会において工夫されている内容や、調停委員の参加意識を向上させるための具体的な取組などがあれば伺いたい。

(出題理由)

1 協議問題1について

事後評議の事例が少ないため、事後評議の活用方法など各庁の評議の実情等を伺い、さらなる評議の充実を図っていきたい。

2 協議問題2について

自主勉強会のテーマをあらかじめ決めることで、委員が予習をしてから臨むなど、参加委員の意識向上にもつながっているが、現状、参加委員が固定化している傾向があり、活性化に向けた働きかけの必要性も感じられるため、各庁における自主勉強会の現状や、工夫点、取組など参考にしたい。

【協議結果】

(各庁意見等)

1 協議問題 1(1)について

～事後評議について～

- ・ 期日終了後、調停委員会で、聴取した内容の整理を行い、次回期日に向けてのシナリオの修正など事案の認識共有を図るために行っている。
- ・ 中間評議を行うまでもないが、事情聴取の結果、新たな証拠の提出を促した場合や事前評議を行ったものの結果報告として行うこともある。
- ・ 期日を続行するに当たり、当事者の主張、背景事情、次回期日に行う内容等を確認する必要がある場合に行っている。

2 協議問題 1(2)について

- ・ 複雑な交通事故の事案では、調停委員が事実関係を時系列にしたメモや損害額をまとめたメモなどを作成して評議に臨む。
- ・ 受付担当者から引き継がれた情報や裁判所から当事者双方に送付された照会書(回答書)を活用している。

3 協議問題 1(3)について

何よりも傾聴を心がけ、何が問題で合意形成に至らないのか、当事者の主張及び争点、背景事情等を明確にして、これらの点を当事者に認識させ、その主張及び争点を意識した事情聴取を行い、証拠の提出を求め、法的評価・事実認定を行いながら、共通する意見がないか、解決策はないかを探り、策定した調停案を基に、双方に対して問題解決に向けた意識づくりができるよう働きかけを行っている。

4 協議問題 2について

- ・ 裁判所主催の研修は、具体的な事件を想定したロールプレイングを取り入れ、より実務に近い状況で研修を行っている。
- ・ 調停委員から自主研修の内容や実施時期について要望を聞き、アンケート調査も実施した上で、研修計画を立て、より多くの調停委員に参加してもらえるように取り組んでいる。
- ・ 調停委員が経験した調停の成功例・失敗例や調停時報に掲載されたものを題材として事例研究をしている。

(裁判官のコメント)

- ・ 評議の目的は、調停主任と調停委員との認識共有を図り、事件を多角的に検討することにある。事実関係に争いがある場合など調停主任がより積極的に関与することが求められる事件では、評議の必要性が高い。事後評議は、次回期日に繋がる問題がある場合に必要となるほか、調停委員間の認識のズレを修正したり、調停主任が結果報告を受けることで事件への理解が深まるなどの効果も期待できる。た

だ、画一的に評議をするのではなく、事案の内容に応じて、それぞれの評議を活用することが重要である。心証開示や解決案提示の際には、調停委員会での評議を踏まえたものであることを示すことで、問題解決につながることが多いと思われる。OJTの機会の減少を踏まえ、OffJTの内容も変えていく必要がある。複数の調停委員によるケース研究や模擬調停などのロールプレイングを充実させていくことが有効である。

- ・ 証拠が乏しい調停事件において的確な事実認定をするために、当事者に対する事情聴取を適切に行う必要がある。調停委員会としては、期日前に評議を行い、事件に関する認識を共有し、事情聴取のポイントを打ち合わせておくことが重要となる。しかし、申立書だけでは紛争の実情が把握できない事件においては、第1回期日前評議では事案の確認程度にとどめ、当事者から事情聴取した後で、中間評議や事後評議を実施したほうが効果的である。事情聴取が終わった後は、事実認定と解決案の策定を行うための評議が不可欠である。解決案については、「法的観点を踏まえた解決」と「柔軟で落ち着きの良い解決」を考える必要があり、また、調停委員会として、解決に向けての雰囲気を醸成し、当事者の気持ちを推しはかりながら働きかけることが重要である。調停の機能強化のためには、調停委員の事情聴取のスキルアップが不可欠であり、今後もOJTとOffJTを通して、調停委員間で事情聴取のスキルを継承していってほしい。

以上